

参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和五十八年五月十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二日

辞任

勝又 武一君
小谷 守君

補欠選任

稲山 篤君
丸谷 金保君

五月九日

辞任

近藤 忠孝君

補欠選任

宮本 顯治君

五月十日

辞任

宮本 顯治君

補欠選任

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

戸塚 進也君

大河原 太郎君

中村 太郎君

増岡 康治君

塩田 啓典君

上田 稔君

河本 嘉久蔵君

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

塚田 十一郎君

藤井 孝男君

藤井 裕久君

赤桐 操君

鈴木 和美君

竹田 四郎君

桑名 義治君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

行政管理局長官

官房審議官

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

多田 省吾君

近藤 忠孝君

柄谷 道一君

竹下 登君

古橋源六郎君

遠藤 政夫君

吉田 正輝君

塚越 則男君

岡崎 洋君

窪田 弘君

宗夫君

梅澤 節男君

加藤 隆司君

水野 繁君

宮本 保孝君

大場 智満君

角 晨一郎君

熊代 健君

北村 孝生君

河内 裕君

猪瀬 節雄君

郵政省電気通信

政策局監理課長

労働省労働局長

労働省労働基準

局監督課長

日本電信電話公

社職員局次長

日本電信電話公

社経理局次長

日本銀行副総裁

日本中央競馬会

常務理事

吉高 廣邦君

齋藤 邦彦君

野崎 和昭君

大星 公二君

勝屋 俊夫君

澄田 智君

塩田 清隆君

参考人

日本銀行副総裁

日本中央競馬会

常務理事

澄田 智君

塩田 清隆君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保

を図るための特別措置に関する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平

準化を図るための一般会計から繰入れの特

例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(戸塚進也君) ただいまから大蔵委員会

を開会いたします。

○委員長(戸塚進也君) 次に、理事の補欠選任に

ついてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、この際、その補欠選任を行いたい

と存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(戸塚進也君) 御異議ないと認め、さ

う決定いたします。

○委員長(戸塚進也君) 御異議ないと認め、さ

う決定いたします。

○委員長(戸塚進也君) 昭和五十八年度の財政運

営に必要な財源の確保を図るための特別措置に關

する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田四郎君 大蔵大臣には昨日来いろいろ御意

見を承つておりまして、あるいはききょう若干ダブ

る部分があるかもしれませんが、なるべく避けるよ

五十八年度の予算も成立いたしましたので、いよいよ大蔵省は五十九年度の概算要求の枠づくりのための検討に入っていると思うのですけれども、それはどんなふうなぐあいでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) いま竹田委員から御指摘がございましたように、五十九年度財政事情、これはもとよりいまのところは明らかであるわけでもございせんが、財政改革という考え方に立って、まず歳入全般にわたった徹底した見直し抑制を行う、こういう必要があるかと思っております。それがためには、所管をされまます各省庁におかれて、その施策、経費全般にわたって厳しい見直し、取捨選択を行っていただく必要があるというふうに考えておるところでございます。

そこで、五十九年度の概算要求限度額、いわゆるシーリングにつきましては、これは厳しいものとしてまいらなければならぬというふうに考えております。四月四日に本院において予算を通過させていただきまして、五日の日に私から閣議で発言してお願いを申し上げておるところでございます。具体的にはなおしばらく時間もございますが、今後の経済情勢の推移でございますとか、そういうものを見ながら、政府内部において十分検討していかなきやならぬ問題である。私の閣議発言を受けました後、主計官会議が行われたというところでございますので、なお具体的にはしばらく時間をおかしたいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○竹田四郎君 検討中でありまますから、必ずしも正確なお答えを私は求めているわけではございませんでして、ある程度は傾向的な状況でいいわけでありまますけれども、ことしの一月末に出されました中期試算ですか、これによりますと、五十九年度一般歳出は、すなわち歳出から国債費や地方交付税を除いたものであります。三十四兆三千億という試算が出ておりますけれども、これは五十八年度より約二兆円程度多くなっているわけでありまます。大体そんな枠でおさまるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(窪田弘君) いま御指摘になりました中期試算をごらんいただきましても、下の収収の方を見ていただきますと、六・六%の増加で三十四兆四千億、五十八年度当初に比しまして二兆一千億の増加でございます。これに對しまして、上の歳入の方でございまして、これに對しまして、二兆五千億の増加になります。地方交付税では一兆三千億の増加に相なっております。現在一月時点での粗っぽい計算でございますから、なお若干の変動はございますが、収収が二兆一千億しかふえないのに對しまして、国債費と地方交付税を合わせましても三兆八千億もふえてしまう、こういう状況には大きな変化はなからうと思ひます。

でございますから、一般歳出を極力切り詰める必要がございます。この中期試算で一般歳出はいまの傾向を延長しているだけでございますが、そういうことから、さらに厳しく切り詰めていかなければならぬと思っております。

○竹田四郎君 そうしますと、いまのお話は、国債費や地方交付税のお話は、この中期試算に基づいて具体的なお話があったんですが、一般歳出については具体的なお話はないわけでありまますけれども、大体この中に切り詰めておさめる、無理やりにもこの中に詰め込んじやう、出たものは頭をちょん切ると、こういうことでございませうか。

○政府委員(窪田弘君) 恐らく、まだ来年のフレームは全くやっておりませんけれども、この中期試算で見込んである程度も伸ばし得ないのではなからうかというふうな感じを持っております。

○竹田四郎君 それは結局、収収がそれだけ伸びないから、この一般歳出の三十四兆三千億にも達することはできない、それよりもっと圧縮すると、そういう意味でございませうか。

○政府委員(窪田弘君) そういふふうにしていかざるを得ないのではなからうかという感じをいまの段階で持っているわけでございます。

○竹田四郎君 そうすると、社会保障関係費のことについてまず伺いたいと思ひますが、五十八年度予算で見ますと、九兆一千四百億くらいでありますけれども、いままでの制度とか規定とかそういうものを一切手をつけずに、五十八年度のままで計算しますと、これは九兆一千四百億というのはどうなんでしょうか、そのままでやっていると一兆円ぐらふふえると、こういうふうな一部の報道では伝えられておりますけれども、大体そのように理解してよろしうございませうか。

○政府委員(窪田弘君) いまの御指摘は社会保障の当然増と思ひますが、社会保障の当然増というのは、ほかの債務負担行為の歳出化などとはちよつと性質が違つておりまして、いわゆる傾向増でございます。つまり年金の受給対象になる人間がどれだけ出てくるかとか、あるいは医療費の伸びがどのくらいかというふうな傾向を見込んで計算をするわけでございますが、これはいまの段階ではじきましますと、予算の最終段階ではじきましますと、例年かなり違つておりますので、いまの段階でそういう当然増の計算は特にしていいわけではございませんが、いづれにしてもかなりの伸びになります。恐らく一兆とかそんな額にはならないと思ひますが、相当の額になるのではなからうかと思ひます。

そこで私も、仕組みをいまのままにしておきますとそういうことになるので、来年度以降の財政改革においては、仕組みまで分析をしまして、再検討をしていこう、そうしていかざるを得ないのではなからうかと、こう考えているわけでございます。

○竹田四郎君 それからもう一つ大きな問題としては、五十七年度に人事院勧告は凍結したわけでありまますけれども、五十八年度には当然これは実施をするということに——いままでの鈴木前総理以下の関係閣僚のお話でも、五十七年度の凍結といふのは、これは特別異例なことであつて二度とこんなことはしないと、こういうお話でありますから、当然五十八年度は実施すると、こういうふう

うに受け取つてよろしうございませうか、どうですか。

○政府委員(窪田弘君) これは去る三月の議長見解におかれましても、「二年続けて凍結の事態にならないよう政府は最善の努力をすること」という御見解が述べられておりますし、また官房長官の発言といたしましては、「人事院問題についても、人事院勧告の持つ重要性を踏まえ、一方、現下の財政状況をも勘案しつつ、二年続けて凍結の事態にならないよう最善の努力をする所存でございます」と、こう述べておられます。

そこで、私もこの趣旨を受けまして、二年続けて凍結というふうなことになるまいように最善の努力をするという考えではございますが、ただ五十八年度の人事院勧告、これは八月に例年でございますと出されるわけでございます。その段階でこの扱いを総合的に考えてまいりたいと、こう考えているわけでございます。

○竹田四郎君 これはまだそのときになってみないと、八月の人事院勧告が出ない限りにおいては、五十八年度分がどれだけになるかということばかりは言へないけれども、通常二%ぐらひではないかという説も、これはむしろ役所側から出ている声のような感じがしますけれども、二%ぐらひはある意味じゃ仕方がないというふうなことも聞かれます。その最低のところをとつたとしまして——五十七年度の勧告が四・五八%で、四・五八%じゃ五十八年度はやらない、こういうことになるのか、その辺は一体どういふふうに考えたらよろしいんですか。両方に加えて、五十七年度も人事院勧告をカットする、五十八年度もカットすると、こういうふうなことで、するにほするけれどもカットをするというんですか。それとも五十八年度は人事院勧告が出たらば、五十七年度はもう出ているわけでありまます、それがプラスされた額にする、こういうふうな考えたらいいんですか。どうなんですか。

○政府委員(窪田弘君) これは人事院が四月の段階でいわゆる官民較差というのをもう一遍ととし

の段階で御調査になり、それに基づいて八月の報告を出しになるわけでございますから、五十七、五十八というふうな分かれたかつこうになるのか、あるいはそれを一緒にして御報告になるのか、そこは人事院報告の内容を見ないと何とも言えないわけでございます。

財政面からしてもこれは大きな問題でございますが、ただ財政面にとどまらない大問題でございます。給与関係協議会というふうな政府全体としてどうするかという意向を決めてまいらるわけでございます。その取り扱いを待ちまして私どもも考えさせていただきます。

○竹田四郎君 これは私の勝手な計算ですが、五十八年度分を含めて六・五％。これは仮定の数字で、これを私が望んでいるという意味じゃないですが、それは間違いないでひとつ受け取っていただきたいわけですが、六・五％という数字を仮定してみます。そうしますと、どうなるんですか、五十八年度にベースアップ分として一％分六、百何十億かというの組んであると思いますが、それを含めまして五十八年度のベースアップ分というの大体四千五、六百億、そのぐらいは必要であるし、もしそれをやるとなれば、その分ブラスアップになるのかどうか、それはわかりませんが、これは五十九年度分上に積みさされると、こういうふうに見るべきだと思います。さき申し上げました三十四兆八千億ですか、中期試算にある一般歳出ですね、その分にはそういう計算は入っているんですか、入っていないんですか。

○政府委員(窪田弘君) 仮に六・五というお話でございますので六・五でまいりますと、御指摘のように一％相当額が大体七百億でございますから四千五、六百億になります。この中期試算では一％分はこの上の段の三十四兆三千億の方に入っておりますが、それを超える分は、予備枠として、全体の歳出の一・五％を加算した三十四兆八千億の方で対処するという前提で計算してございす。したがって、予備枠含みの三十四兆八千億の中にはその給与改定分も入っていると申しすか、その給与改定分もこの全体で対処すると、こういう前提で計算をいたしております。

○竹田四郎君 そうしますと、ここでも最小だと思われている六・五％のベースアップがあると思います。五十八年度の三十四兆幾らというの、もうそれで四千億ぐらいいはオーバーしてしまふというわけでありすが、これも切るといふことですか、その辺はどうなんですか。そうじゃない、それは認めてやる、しかしそのほかのものと抑えつけちゃうと、こういうことなんじゃないかね。

その前にちょっとお聞きしたいんですが、この三十四兆八千億には防衛関係費の伸びというのは、これは一体どうなるかというところは当然考えられます。それから海外経済協力費の問題も考えられる。それからこの当時は恐らくエネルギーの問題も考えられたと思いますけれども、そういうようなものはこの中の三十四兆三千億ですか、この中にはどのぐらい計算されているわけですか。

○政府委員(窪田弘君) この中期試算は、いまの計画をそのまま延長した場合という前提でございすので、防衛費の場合でございす、国庫債務負担行為の歳出化分で五十九年度の歳出化になる分、それと人件費等の義務的な分でもう決まっているものを加えて入れていただけでございす。また政府開発援助、ODAにつきましては、五年間で倍増という計画がございすので、あれの残りを等比で計算いたしますと一三・六％の伸びになります。その所要額をここに計算いたしてございす。

そういうふうな機械的な計算でございまして、そういうものを積み上げたのがこの上の段の三十四兆三千億でございすが、それでカバーできないものがなおあり得るという想定で、全体の歳出の一・五％相当額、この場合で申しますと、経常分で申しますと、五千二百億でございすが、五千二百億を予備枠として別に内訳なしで足しているわけでございます。

初めの方のお話にございました給与の分、四千億ぐらいいはどうかというものは、この下の三十四兆八千二百億の五千二百億の予備枠で対処すべき分になるわけでございますが、予算編成はこの分をどうするといふわけではございせん。

でも、もろもろの財政事情全体を一遍横に並べまして、それをどう圧縮していくかという作業でございすので、いまの段階でその給与の分はどうか、この分はどうかというふうに具体的にはちょっと申し上げかねるわけでございます。

○竹田四郎君 先ほどのお話から見ますと、金額はいずれにしても、人勧については五十八年度実施せざるを得ない。それを実施すれば、当然五十九年度へそれは伸びていくわけでありす。それから恐らく防衛費の中の五十九年度についての国庫債務負担行為、これはもう私わざるを得ないといふことでありす。だから恐らくこれをカットできない。できるんですか、どうですかね。きのうは大蔵大臣は聖域はないと、こういうふうにいふんはつきりおっしゃっていただけてありますけれども、この分をどう切れないんじやないか。

この試算で考えられている以上にどう切れないんじやないかというのが一つの心配であります。また、ODAなどを含めての海外経済協力にしても、大分ASEANに、言うならば、大盤振る舞いしたような感じもするわけでありすが、あれが五十九年度の予算に直に出てくるかどうかはわかりませんけれども、かなり大盤振る舞いをしていこうというところになりますと、カットする部分というのがもう非常に範囲が狭められてくるような感じがしますね。

そのほかにもいろいろたくさんふやさなくちゃならぬ分というのがあるわけでありすけれども、そういうこと全体として考えてみますと、どうなんですか、大蔵大臣は、防衛費や海外経済協力費は聖域ではないと、こういうふうにきょうの決算委員会、聖域ではない、それは強くうなづかしたと思うんですが、聖域ではあり得ないだらう

というふうな、聖域ではないというよりもちょっとやわらかい表現だったように思いますけれども、いずれにしても、その辺をカットするといふ考え方はおありのようでありすけれども、これは大蔵大臣、どのぐらいカットできるんですか。

この辺をカットしなければ、人件費についてはもう国会でまわっている。政府間でもこれはしようがないだらう、こう言われているわけですが、それでなければ、社会保障費はそれだけにどうとめておくにしても、出る分がかなりあるわけでありまして、いまの主計局長のお話ですと、出る分はちよん切っちゃうと、こういうわけですが、その辺はきのう答弁いただいたばかりであります。でも、どうも私その辺、本当に切れるのか、人件費あるいは施設費何か、そういうもので減らしていくのか。その辺問題があるように思いますけれども、その辺はどう考えたらよろしゅうございすか。五十九年度大変厳しくなってくるような気がいたしますけれども、どんなふうに考えたらよろしゅうございすか。

○政府委員(窪田弘君) ちょっと大臣のお答えの前に補足させていただきますと、五十八年度予算におきまして、防衛費は千六百三十五億伸びておりますが、国庫債務負担行為の歳出化、その他人件費の義務的な増加だけでも千七百億以上実質的な増加があるわけでありす。国庫債務負担行為の既定分も延ばせるものはできるだけ先に延ばしましたり、あるいはそういう義務的な分でない、いわゆる後方などというものをかなり切り詰めて、六・五％の伸びにとどめる。あるいはODAにつきましても、計算上は一・四％の伸びになるわけでございますが、それを五十八年度でも八・九％の伸びにとどめているわけでありす。

ただ、来年度は果たしてそのぐらいのものをいけるかという、これは御指摘のようになかなかむずかしいわけでございますので、私ども、いまの仕組みのままでどうしてもそういうことになりすので、さらにその制度とか、あるいは慣

行でございませうか、取り決め、そういうものの自
体をもう一遍見直してみようということで、なお
一層努力をしたいということで、先ほど大臣から
もお話のありました主計官会議を早速開きまし
て、いま勉強を始めたところでございませう。ど
をどうするかというところはまだ具体的に申し上げ
られる段階ではございませうが、そういう仕組み
まで切り込んで抑制をしていこう、こういう努力
をしているところでございませう。

○国務大臣(竹下登君) 確かに竹田委員が委員長
であります決算委員会におきまして、五十九年度
予算編成に当たって、防衛費といえども、またO
DA関係費といえども、いわゆる聖域扱いをする
考えはございませう、というふうに申し上げたわ
けであります。この問題は大変むずかしい問題で
ございませう。いわゆる国際取り決めに基づく後年
度負担、それがまさに五十九年度にやってくる問
題等々ございませうけれども、それらの中にありま
しても、やはりたといはジャンプできるものはジ
ャンプするとかいうような工夫は、当然のことと
してしなきゃならぬというふうに思っております。

したがって、これからまず、いま主計官会議を
やって、そうして各省でそれぞれの制度、施策の
根拠にさかのぼって勉強していただきたいというこ
の協力を御要請申し上げたばかりでございませ
うが、一つ一つにわたってその制度、施策の根拠に
さかのぼった議論を重ねながら、最終的に、これ
は予算でございませうから、総合調整をしていかな
きゃならぬ、厳しい道であると思っております。
で、五十八年度予算を通していただいた途端
に、やれやれ、五十九年度は一体どうすればいい
だろうと、素朴なそういう感じが私もいたしまし
た。周囲の諸君は、いや、だれも予算が通ったと
きには、一体来年どうなるだろうか、衆知をしほ
っていくのが長年のわが国の財政当局のまた伝統
でもあるし、どんなことがあってもこれに取り組
んでいかなきゃならぬという鞭撻を受けながら、
今後の作業のむずかしさを十分認識しつつもそれ

に対応していかなきゃならぬというふうに思っ
ておるわけでありませう。

したがって、まずは、これからの作業の積み重
ねの上でシーリング枠を設定していかなきゃなら
ぬ。それにつきまして、いろいろな議論が出
てくるであろうと思ふんですが、それから国
会の議論を通じながら、どこに調点を求めて
いくかということに苦心をしていかなきゃならぬ
のだなと。だから、いま竹田委員も御議論なさ
っておりますように、確かにこの中期試算のケース
Cを念頭に置いてみても、本当にこれは大変なこ
とだと思ひます。

したがって、今日の段階で具体的なことを申し
上げる状況にはまだございませうとはいへ、本
当に聖域という概念そのものを持たないでこれに取
り組んでいかなきゃならぬではないかということ
で、頭を痛めておるといふのが素朴な今日の私の
心境でございませう。

○竹田四郎君 御心配のほどよくわかるわけであ
りますけれども、もう少しいまの議論をちょっと
続けていってみたいと思ふんです。

いままでは私、大ざっぱな一般歳出の面を触れ
たわけでありませうけれども、歳入面で減税問題が
出てくるわけですね。これは五十八年度減税とい
ふに私どもは受け取っているわけでありませう
けれども、そして減税の時期とか額とか規模とかい
うようなことについては、必ずしもまだ明確でな
いと思ふんですけれども、与野党間でついた話で
私が判断するには、恐らく規模は一兆円以上でな
くちやならぬだろうと思ひますし、きのうの木下
和夫税調会長代理の話でも、恐らくもっと大きい
んじやないだろうかとというふうなお話もあつたよ
うに記憶しているわけでありませう。

そうしてみますと、財政中期試算の税収の三十
四兆四千五百億というふうな中には、減税という
ようなものは税収の中に入れて計算しているん
で、そういうものは入れないで計算しているの
か、この辺もちょっと伺っておきたいと思ひま
す。もしこれがない、減税分を計算してないとい

うことになりませうと、五十九年度のC案で要調整
額四兆一千六百億になっているわけですね。これ
も、これはもうとてもそんな額ではだめだろう。
歳入不足額が七兆から八兆に近しいもの、という
ものにそのまゝいってしまふことになるだろうと、こ
のぐらゐの計算をせざるを得ない。これは私の計
算でもそのぐらゐいくわけでありませうから、税収
は減る、一般歳出はふえる。こういう形になりま
すと、どうもこの財政中期試算というのは、も
はや紙に書いた数字を並べてあるだけというふう
になつてしまふわけでありませう。しかし私どもがこ
れから計算をし、いろいろなことを考えていくの
に手がかりになるものは、いま、この中期試算し
か実はないというわけでありませうから、仕方なし
にこれをやるわけでありませう。

そうすると、七兆ぐらゐの不足というものにな
るんではないかと思ふんですが、これは主計局ど
うですか。

○政府委員(窪田弘君) この税収の方は、成長率
を経済企画庁の御検討の中央値六%に弾性値一
一を掛けて機械的に六・六%で延ばしたにすぎま
せんので、減税が入っているか入っていないかとい
うことについては何も触れていないといひます
か、そういう機械的な出し方でございませう。

そこで、ここからさらに税収が落ちれば、それ
は要調整額がさらに一層ふくらむ。いま御指摘の
A計算で五兆四千億の要調整額からさらにふくら
む、Cという七年間で特例公債から脱却という計
算でもここからふくらむ可能性はあるということ
は、御指摘のとおりでございませう。そこを私ども
は何とかして努力してやっています。

しかし、これはむずかしいことはむずかしいわ
けでございませうが、昭和五十六年度の中期展望を
一番初めにお出ししたときから五十八年度の歳出
を見ましても、結果においてはかなり歳出の方は
抑えられているわけでありませう。私も五十六
年度の中期展望で計算しました五十八年度の予算
額と五十八年度の実際の予算額との間では、七兆
八千億、実は試算を下回っているわけでありませ

す。もちろんその中には交付税の減とか、そうい
う要素もございませうが、一般歳出で六兆一千億下
回っております。したがって、むずかしいこ
とはむずかしいわけでありませうが、なお要調整
額をできるだけ圧縮することに全力を挙げていき
たい、こういうことで、いま努力をしている最中
でございませう。

○竹田四郎君 そうしますと、さっきも申し上げ
たという話が出たわけでありませうが、五十八年度
ではマイナス五のシーリングだったんですが、マ
イナス五ではどうも済みそうもないというふう
に思ふんですが、どうなんですか。これは一
〇%に近い割合ぐらゐでシーリングをやらなけれ
ば収支のバランスは——ほかに税収を急速に図れ
ば別です。あるいはここに言われておりますと
ころの国債による収入、あるいは税外収入、こう
いうものをもっと多くすれば別でありますけれど
も、この中期試算でいけば恐らく八%から一〇
%、このぐらゐのマイナスシーリングで枠をつ
くって抑えつけなくちゃならぬ。こういうふうなこ
とに私の勘で、これは計算しておりませうから勘
であります、そのぐらゐにならざるを得ないとい
ふ思ふんですけれども、そのぐらゐに見てよろし
うございませうか。

○政府委員(窪田弘君) このシーリングの数字
は、まだ具体的に私ども検討しているわけでは
ございませう、いまたとえ勘でありませう、
そうでございませうとはなかなか申し上げかねるわ
けでございませう。

ただ、去年マイナス五%を決めましたときに、
マイナス五というから全体にマイナス五%がか
るのかと思つたら、投資的経費とか補充費途、義務
的な分を除いて、残りの六兆円にマイナス五%
で、非常になまぬるいではないかという世間の御
批判もございませう。しかし他方、各省の立場に
立ちますと、たとえば厚生省のように、生活保
護、年金、医療、それそれふくらむ要素を持つて
いるところは、そういうところは横ばいにされた
上で、なおその他で五%削られていく、削れる弾

性がある、というふうなことは、先ほど大臣から
もお話のありました主計官会議を早速開きまし
て、いま勉強を始めたところでございませう。ど
をどうするかというところはまだ具体的に申し上げ
られる段階ではございませうが、そういう仕組み
まで切り込んで抑制をしていこう、こういう努力
をしているところでございませう。

力性のあるところで五%以上のカットをせざるを得ない状況でございまして、これは非常に大変だと、五%でも悲鳴が上がっている状況でござい

そういつた事情、それからいま御指摘のありましたような来年の厳しい状況、こういうものを一つ一つ細かく分析してやりますと、大ざっぱに何%という粗っぽい作業ではなかなかたないというか、各省も納得させられない状況でござい

○竹田四郎君 いずれにしてもことしよりは厳しい、五十八年度よりは厳しいというふうに理解して間違いないですね。

○政府委員(窪田弘君) ことしより楽になることではないと思ひます。

○竹田四郎君 それでは五十七年度の税収ですね、きのうもその質問がありましたけれども、きのうは大蔵大臣のところに三月末ですか、の税収見込みがいつてないということでありまして、私も余りゆつくりとどんなふうになったかということを検討する時間的余裕がなかったわけでありま

○政府委員(梅澤節男君) 五十七年度の税収につきましては、いま御指摘のとおり、昨日三月末の税収を取りまとめまして発表したわけでございます。三月末の累計で見ますと、前年の決算に比べて五・九%の伸びになっております。五十七年度の補正後の予算は前年度の決算に比べて五・三%の伸びを見込んでおりますので、三月末の累計という時点のいわば瞬間風速で見ます

と、まだ補正後の予算の伸びに対して若干の余裕があるという状況でございまして。

三月の税収の半分以上は実は五十七年分の確定申告所得税の税収でございまして、これは私どもが補正後の予算で見込みましたものをほぼ達成できるような水準で推移しておりますが、問題は法人税でございまして、三月の決算の法人税収は年間の法人税収の三割以上を占める非常に大きな数字でございまして、ただ、三月期の決算につきましても、常々申し上げておるところでござい

したがいまして、私どもも大法人について個別のヒヤリングを最新時点で行っておりますけれども、補正予算を見積もりました時点よりもやや収益が下向いておるといふことで予断を許さない状況にあるわけでございます。したがって、い

率直に言つて、そういう状況にあると思ひますけれども、それではどれくらい補正予算の見積もり額と決算額との開差が生ずるかということでございます。これは常々大蔵大臣が申されておるんでございまして、一%の誤差の範囲内、つまり補正後の税収見積もり額は三兆四千七百八十億円、約三兆九千億円でございますが、これの一%以内の範囲内におさまることを念願しておるというふうに申されておるわけでございますが、私どももどうやらその範囲内ではおさまるといふふうに考えてもよいのではないかと

○竹田四郎君 これは五十七年度が決まらないと五十八年度もまたはっきりわからない、五十九年度もしたがってはっきりわからないということでありまして、これはどうですか、大蔵大臣、五十九年度というのを聞くよりも、むしろ五十八年の後半から五十九年にかけての景気の問題に恐らくかかっている、こういうふうに言つてもいいと思ひます。それが一番大きい問題であらうと思ひますが、あとはひとつ税外収入をどう見ていくかというところ、大きな問題があると思ひます。

さっきのマイナスシーリングでも、主計局長も、大変ことし以上にやるのはむずかしいと、あちらこちらにかなりの抵抗がこれは出てくるだろうと。これは私どももそう思ひます。いままでも臨調に基づいての歳出カットというのは厳しいほど金額は多くはなかったわけですね。たしか五十六年度で二千五百億程度のものでありまして、五十七年度というのもそう大したもののじゃなかったし、まあ大騒ぎするほど出てくる問題じゃないような気もいたしますけれども、その辺の見通しですね、五十九年度あたりの。

大要先のことでも申しわけないんですけども、大蔵省はその辺を一体どう見ているのか。いまのような状態がずっと続いていくのか、あるいは若干アメリカの景気も上向きになってきているという話があるわけでありまして、その辺は、大臣余りこれを聞くのも無理かもしれせんけれども、大ざっぱに言つてどんな感じを持っていますか。これは後で、あのときこう言つたと言つて、別に言葉じりをとるつもりはございません。

○國務大臣(竹下登君) ありがとうございます。いま梅澤主税局長からお話ししましたように、私これも後から考えてみて、揚げ足を取る取らぬという議論、ありがたいたい議論いただきましたが、一%は誤差のうちと言つたのも、私も本当はあれを言つた後、必ずしも正確じゃなかったなと思ひます。誤差とは何ぞやということになりますと、何となく勘で言つたような感じがしてお

ります、いまのところ大体、給与所得等々から見ますと、開票率九〇%。三月期に大目玉があります法人税が開票率まだ六〇%台。だから、開票率九〇%台のやつを見ますと当確が打てるような気がしますが、開票率六〇%台ではまだ当確が打てない。その当確も税収見込みが達成できましたという当確じゃなく、一%の誤差の範囲内ということ、竹下持論といひますが、余り論理的じゃないと自分でも思つております。

そういうふうな状態から見ますと、今度はこれを経済諸指標で見ますと、五十七年度の実績見込みの下方修正を二回して三・一。これは達成が確実になったなということが言えると思ひます。

そこで、五十八年度でどうするかということ、景気対策について若干意見の分かれるところでございまして、私どもとしては、三・四%をより確実にするための経済対策が、先日行われた経済対策の当面の課題と検討すべき事項との二つに分かれたものであるという考え方で臨んでおるわけでありまして、確かに三・四%というものをより確実にするために、公共事業の前倒しにいたしましたも、あるいは金融の機動的運営とか、いろんな項目を並べたわけでございますが、そのような無責任な表現をすれば、感じから見ますと、私は三・四%というものは決して不可能な数字ではないと思つております。

かてて加えて、いまおつしやいました米國經濟が若干底をついて回復基調にあるんじゃないか。確かに先般七カ國蔵相會議に参りまして、あるいは個別に對談をいたしまして、アメリカは若干そういう傾向は見ると思ひます。それにしても、その見通しについては三%台程度でございまして、諸外國もかつてのような成長率を期待しておる向きはございせん。しかし、順番で言いますと、アメリカ、西ドイツ、イギリス。フランス、イタリアはまだ遠く及ばずといううな感じでございますが、そういうことから回復の基調というものは、先行きやや明るい材料という

ふうにその点をとるべきではないか。

それからもう一つは、石油価格の引き下げだと思ふんであります。その石油価格の引き下げとわが方がいま一つ大いに関連して存在するの、いわゆる円安は正傾向と二つであらうと思ふんであります。石油価格の下落というのは、確かにいまストロクもございしますが、それらの問題は、言つてみれば、在庫の価格は高いものでございすだけ、ある種の値崩れをすれば、短期的に見れば、税収の面においてはマイナス効果になるかもしれない。また石油税等従価税に当たるものは、これまた値下がりしただけは減収にあるいはなるかもしれない。とはいへ、一方、節約思想もかなり徹底しておりますから、安くなったからといって大差需要が伸びると思へません。しかし、それはすべて原材料としての産業という立場から見ますと、明るい好影響を与えるものというふうな範疇でこれはとらえるべきものだ。

そこでむずかしい問題は、それがどれぐらいなときにその明るい材料が実際の景気としてのいい面の指標としてあらわれるかということが、いまおっしゃいました五十八年下期から五十九年にかけての課題じゃないかというふうに思ふんでございます。その点、われわれとしましては、急速な石油ショックを受けた値上りからのときの体験は持っております。一次、二次と。今度は値下りのときのトタの体験というのは持っていないわけでございますから、その辺でどれぐらいなタイムラグがあるかということについて、先行きこうですよといったような判断とした形の意見を述べただけの自信とまた環境にもない。しかし長期的に見た場合、私は決して悪いとは思わない。

そういうことになると、総じてまあまあ言えるかなと思ふのは、そういう好材料というものが加えて経済対策として先般決めたものが調和して行われたら、三、四%をより確かなものとすると、こういう意味で、これからなお息の長い安定的な経済成長というふうなものが徐々に、タイムラグはございますが、徐々に定着していくでは

なからうか。

非常に判然としないお答えでございすが、大體私は余り判然とようしておりません傾向もございすけれども、現状の認識から言へば大體そんなところじゃないかなと、お言葉に甘えて率直に感想を述べさせていただきますわけでありす。

○竹田四郎君 この試算によりますと、これは税外収入というのを四兆七千億、これはかなり無理をしてがんばった。しかしその始末は非常によくない、やり方はよくないと思ひますけれども、税外収入でがんばったという点は、よくがんばったというふうに申し上げてよろうか、こう思ひます。

これは五十九年度は二兆七千億、六十年が二兆七千五百億程度の二兆円台になるわけですが、これはもうそんなにないということですか、どういふことなんでしょうか。私はもう少しこういふものを引き出して、いままで政府がうまくやったという、非常に勤勉にやったという、そういうこととで稼ぎ出しておるところもないわけではないと思ひますけれども、そういうものはこういふ時期でありますから、まあ先行きがどうなるか、いまの大蔵大臣の言うことを言質にして僕は物を申すわけではありませんが、こういふ非常時にはそういうものは活用するということは必要だと思ひます。

まず、とりあえず五十八年度は、五十七年度ですが、国債整理基金の繰り入れ停止ですね、これは一兆五、六千億するものでありますから、かなり金額的には大きいんですが、これはこれからどうするんですか。これはこの前本会議で聞きまして、減債制度をどうするかと言つたら減債制度は残すんだと、こういふお話だったわけですが、制度は残すけれども機能はしないという形にしておくんですか、どうなんですか。これから国債整理基金への繰り入れというのは一休どういふふうにお考えになつておるんですか。

○政府委員(窪田弘君) 定率繰り入れは、五十七年度、五十八年度臨時的にそれぞれこの法律でお

願ひいたしまして停止をさせていただいておりますが、ただこの仕組みそのものは、国債償還制度の基本でございすので、これを廃止する考え方は持っていないわけでございます。

それから五十九年度はどうするの、こういうことでございすが、これもたびたび申し上げておるところでございますが、まだ具体的にどうするかという検討は行つておりませんけれども、この試算等では再び復活してやるといふ前提で計算をしておりまして、また国債整理基金の資金繰り状況とかなんかを考えると、なるべくやることを望ましいわけでございます。したがって、原則としては、私も定率繰り入れは五十八年度は臨時的に停止をさせていただきましてけれども、五十九年度以降再び定率繰り入れを行うという前提で物を考へておるわけでございます。

○竹田四郎君 そうすると二兆円に近いものになつてくるだろと思ひますが、そういうものを引き出して、一般歳出の中にそれだけの余裕が出てくるというふうに考へていいんですか。

○政府委員(窪田弘君) それは余裕はもととなつていわけでございますが、ただそういう事務的な国債償還のための基本的な制度の繰り入れを軽々に行わないと言ふべきではないわけでございます。そういう諸般の財政事情、それからいろいろな財政需要を総合的に勘案しまして検討していきたいと思つております。

○竹田四郎君 私はそんな簡単なものがすぐ出てくるとは思ひませんけれども、恐らく五十九年度、ここへ行きましたら、このことがまた大きな問題になつてくるだろ、特に六十年あたりにはいけば大変大きな問題になつてくるだろ、こういふふうに思ひますが、どうなんですか、大蔵大臣、税外収入というものはもう少しずつと洗つてみたらどうなんですかね。

私は、特別会計なり特殊法人の中に洗つてみれば、もつとここからは出してもいいというふうなものがあるんじゃないかと思ひます。高度成長の中でいろいろと行われたことでいま実際に必ず

しもうまくいっていないという部分もありまして、そういう面に対して特別会計に一般会計から補助している部分というのを洗つてみると私はかなりあると思ひます。いろいろな関係に。まあ一つ一つでそのものを言へば非常に時間がかかりますから言ひませんが、かなりあると思ひます。そういうのを節約していくだけでもかなりのものが出てくるんじゃないだろうか。そうすると、この二兆七千億よりもっと多くのものが出てくると思ひます。これは臨調の部会報告でもその辺については言及されておる。そういうものをもう少し徹底的に洗つてみるということではできないでしょうか。

あるいは、時間があるから私一つづつ言ひませんが、たとえば政府関係機関の金融関係のものでも、会計検査院から御指摘を受けているように、回収がなかなかつかないものもあるだろうと思ひますけれども、まあ結構安金利だからこの際借りておこうというので、ずるを決め込んで返済しないものも私は必ずあると思ひます。そういうものを引き揚げることによつて財投をそれだけ少なくすれば、今度は運用部資金がそれだけ負担が軽くなるわけですからね。そうすれば今度は、後から申し上げますが、国債あたりの資金運用部の引き受けというふうなこともこれは容易になつてくるだろうと、こう思ひます。

そういう意味では全体を身軽にするといひますか、機動性がふえてくるんじゃないだろうか。そういうようなことが最終的には一般会計へのプラスにもつながつてくると思ひますが、この辺はどうなんですか、大蔵大臣。もつと全体的に洗い直す、むだをやっているところもあるような気がします。その辺を全体的に洗い直すとか、何かひとつ大蔵省は考へて、一つ一つの特別会計あるいは特殊法人というもので、余りいじめちゃ困りますが、国民金融公庫みたいに、きのうもいろいろその議論が出ておりましたけれども、金貸すの

をむずかしくしてしまつて貸せないようなことをされちゃ困るんですが、悪用しているというものも私はきつとあると思うんですよ。そういうようなものをもう少し検討してやることによって、恐らくこの税外収入というようなものももう少し積み上げることができるとは思ふんじゃないだろうか。こう思うんですが、その辺はやつてみる気はございせんか、大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) これはいまの財政を担当しております責任者として大変に良心の苛責を感じることが二つあります。一つは何かと言へば、言つてみれば、先人の蓄積に手をつけること、二つ目は後世の納税者に負担を回すこと、こういうことであります。

ただ、その先人の蓄積に手をつけること、いま御審議いろいろといたしておるわけでございしますが、ことしの場合徹底的に洗つてみて、そこにわれわれとしてある種の良心の苛責を減殺し得るものとしては、五十六年度決算の不足補てんの繰り戻しというものが念頭にあつたわけでございします。したがって、先人の善悪は別として、特別会計及び特殊法人からの特別な協力を求めてきたわけでございします。

そこで五十九年度以降も、いまおっしゃいますように、臨調の指摘にもございしますし、税外収入の確保については、これはできる限りの努力はしなければならぬというふうに思つております。

ただ、われわれが今度御協力をいただいた、実際各省に対して、いろいろ御批判のあります自賠責の積み立ての運用益等にまで御協力をいただいておりますわけでございしますから、そういうことから見ると、かなりの蓄積を納付していただいたというところを率直に感じております。したがって、新たな財源の確保というのにはなかなかむずかしいなどは率直に思つておりますけれども、いまの御意見等が一つのてこになつて、われわれは過去の蓄積というものの対して、さらにこの税外収入の面でむずかしい中でも最大限の努力は払つていかなきゃならぬという基本的な考え方は、私は隔た

りがあるとは思つておりません。

○竹田四郎君 ここで私、新聞の報道で非常に気がかりな点があるんですがね。マイナスイーリングをやるというために、児童手当、特別児童手当を見直すとか、国民健康を中心とした医療のあれを見直すとか、教科書の無償制度を見直すとか、全く一般国民に関係のあることだけを見直すとか、こういうふうな新聞では報道されているわけですがね。こういうところだけにしわ寄せされるというの、これは私ははいぶんむちゃなことをやると思ふんですがね。こういうようなところにこういうことをするということは、私は消費動向をふやしていくという面でもいろいろこれから問題があるし、あるいは国の財政に対する信頼度という面でもこれは非常に問題があると思ふんです。この辺を余り切り詰めるということは恨みを買いますよ、窪田さん。ですから、その辺だけに見直しをするというふうなことは余りしてもらいたくないというところを要望として申し上げておきます。

そこで、外国為替資金特別会計貸借対照表というのを見ますと、五十八年度末の積立金の予定額が三兆三千八百三十五億円もあるわけですね。これは私、公式の席で申し上げるのは初めてでありますけれども、この辺の一部というのは取り崩しできないのですか。繰越評価損なんというのが一兆八千三百六十四億ぐらいあるということですが、ことしはそういう点では、五十七年度あたりはかなり評価損も出てきそうなのが懸念のわけでありまして、ことしはまたこの為替の評価のあれが二百二十九億で評価しているところを、上期は平均で幾らになりますか、恐らくもつと円安で評価せざるを得ないという形になるでしょうから、まあ幾らか違つてくるでしょう。これは全部積み立てておく必要はないんじゃないですか。この辺の取り崩しはどうなんですか。これはもちろん積立金は資金運用部に預けてあるのでしようから、そつちの方にはそれだけマイナスになるかもしれませんが、この辺をもう少し動員したらどうなんですか。そうすればこの二兆七千億なんとい

うのは、これで三分の一やるにしても、一兆円というものがふえてくるわけでしょう。この辺はできないんですか。

〔委員長退席、理事増岡康治君着席〕

○政府委員(大場智満君) 外国為替資金特別会計の問題でございしますが、いま先生御指摘のよう、昭和五十七年度末で見ても、積立金は三兆六百十五億円でございします。しかし、このとき同時に私どもとして見ていかなければいけないのは、外国為替の累積の評価損が二兆六千億円あるということでございます。昭和五十八年度末ではこの外国為替等評価損が著しく減ることになっておりますが、これは昭和五十八年度末でございしますから、いまからそのときの為替相場を見通すことができない。したがって、現在の基準相場でこれを見ざるを得ないという状況から、そのような姿ができ上がつていくわけでございします。

もともと、この外国為替資金特別会計は、利益は利益として積立金で積み立てていきまして、同時に外国為替はほとんどがドルの資産でございけれども、この評価損はそのまま積み立てていく、これもまたそのまま計上していく。現在まで大体傾向としては円高でございしますから、絶えず評価損が出ていく、こういう状況にあります。

いまの問題は、たまたま五十七年度に大きな利益が出ておりますのは、私は非常に異常なことがあつたからだと思ふのです。その異常なことと申しますのは、米国の高金利があつたからだと思ふます。しかも、その米国の高金利があるにもかかわらずと申しますか、あるいは米国の高金利があつたからということかも知れませんが、ドルが強かつたということもございします。ですから、ドルが強いというところは、私どもが持っている外貨資産の評価損がかなり計上されたということもございします。

それからもう一つ、金利が非常に高かつたものですから、運用収入で九千億以上のものを稼ぎ出したということがあつたわけでございします。もちろん九千億以上のものを稼ぎ出したといひまして

も、外為証券を発行してその円でもってドルを持つておるわけでございしますから、その外為証券の支払い利息はこれまた五千億近くあるわけでございしますけれども、いずれにしても四千億以上の利益、金利差といひますと、利益は稼いだことになつてございします。

しかし、これは高金利があつて、しかもドルが強かつたということもございします。そうしますと、逆に今後の将来を見通していきまして、まず金利が下がるということは現実の問題として実現しておりますし、それからもう一つ評価損がこれからかなり大きく出るのじゃないかと思つております。

現在の評価レートは二百六十円でございします。きょうは朝方二百三十一円九十銭という相場が出ておりますから、仮に二百三十円としますとすでに三十円、円が強くなつていくわけでございします。根っここの資産を、外貨資産を仮に二百億ドルとしますと、すでに六千億円の評価損になる、この時点でたまたまきょう切つてみますと、ところが、さらにもし二百円になりますと、一ドルについて六十円の評価損が出てくるということになりますと、根っここの資産を二百億ドルとしますと、これは一兆二千億という評価損が出てくるわけでございます。

ですから、考え方によりましては、この評価損の計上というのを常に頭の中に置きながらこの会計は運用しなければいけない。そういうふうな実は考へておりました、いま先生御指摘の積立金を取り崩したらどうかということもございしますけれども、私どもはこの評価損が将来ふえる、もうそれは現実のものとなつていくだろうと思ひます。いまの二百六十円の評価レートということ、これはあり得ないわけでございますから、いずれこれは必ずより円高、ドルが安くなる事態になります。そういうときにやはり備えておかなければいけない。

今年度の利益の中から四千六百億円を一般会計に出すことができましたのは、まさにこれはアメ

リカの高金利による異常利益というふうに御理解
いただきたいと思ひまして、そのようなことはこ
れからはもう起こらないのじゃないかというふう
に考へております。

○竹田四郎君 私これはいふん勉強したつも
りです。あなたは評価損があるから、これは毎
年相殺されるようなことをおっしゃっている。こ
れは相殺するようになっていないんですよ。もし
相殺するということがなったら、この勘定を清算
するときのみ相殺せざるを得ないでしょう。そ
れまでは相殺しないわけです。この積立金はその
相殺に使つてないですよ。資金運用部に入つち
やっている。あなたの言っていることは違ふ。

それからアメリカの高金利等、ドルが強かつた
とか、こんなことはもうめつたにないんだと。確
かにそれはないでしょう。しかし、いままでこれ
を見ますと、利益の上がつた年の方が多いんです
よね、金額は別として。確かにおっしゃるよう
に、五十七年度はこの上がり方はちょっと異常だ
と思ひますけれども、それにしても、いつも損が
出ていて得が出るのはことごとしいものだから
うわけではないと思ひますね。

それから五十八年度、これについても損が出る
でしょう、確かにおっしゃる通りに。しかし、そ
れにしても、この積立金から見れば、一兆円ぐら
いの余裕は出てくるわけですよ。法律を変えさ
すれば、私はこれは引き出せるものだと思ひ
ますよ。この辺はどうなんですか。大蔵大臣、も
う少し検討してみてくれませんか。私は出ると思
ひますよ。

よ。しかし、いま異常なときにこういうものを考
へる、せっかくあなたの方を初めとして国が売買す
る利益によつて得たものを積み立ててきているわ
けなんですからね。これは余り国民にも私は直接
は影響ないものだと思う。こういうものを臨時
に、財政がこれだけ窮乏しているときに使えない
というのではないと思ひますよ。

あなたのおっしゃったことも、私はいろいろ調
べてみて、それほど根拠のあるものじゃない、理
論的には根拠があつても実際には根拠があるもの
じゃない、こういうふうに思ひますよ。この辺
は一回検討してみただけでいいから、どうか、
大蔵大臣。

いまこういう時期でありますから、せっかく国
の機構の中で蓄積されたものについて、国家非常
のときでありますから——私は、これは役人のへ
そくりだと、こう言っているわけでありまして、
でも、そういうものは、家が倒産しそうなときで
ありますから、やっぱり奥さんのへそくりもこの
際は少し出してもらわなければ家計はたない、
私はこう思ひます。これは確かに担当者は出
したくないと思ひます。だから私は官僚のへ
そくりだと言っているのです。私が小遣いがな
くても女房は金を出したくないのは事実です。で
すけれども、国家財政がここまで来るといふこと
になればこれは考えざるを得ないと思ひます
よ。大蔵大臣どうですか。

○政府委員(大場智満君) いまの御指摘の点で
ございますけれども、貸借対照表上の問題と損益計
算上の問題と、両面あるわけでございまして、私
が先ほど特に強調しましたのは貸借対照表上の問
題で、外国為替の評価損と積立金が見合つてい
る、しかもその外国為替の評価損が今後ふえるか
ら積立金の総額と見合うように、金額的にも見合
うような状況になつていくんではないかといふこ
とを申し上げたわけでございます。

次に、損益計算の方で申し上げますと、積立金
については、確かにこれを資金運用部に預託する
等のことをいたしましてこの金利が入つてまい

ます。ところが、その評価損の方ですが、繰越評
価損、これは実はその評価損として計上されてお
りますけれども、根拠は外為証券でもつてカバ
ーされているというところだと思ひます。そう
しますと、この部分についてはむしろ金利を払つ
ている。評価損につきましても、これは外為証券
を發行して、それでその外為証券の發行の結果、
買ったドルが減価しているといふことでござい
ますから、その分についても金利を払つていとい
う形になるわけでございまして。

したがしまして、私もこの為替の評価損と
積立金とをできるだけの量的にも見合せていき
たいという考え方の背景には、そういう損益計算書
上の考え方、現実にはもうなつていましてござ
いますけれども、評価損も実は過去に外為証券を出
していたといふふうな理解すべきだと思ひ
ます。過去に出した外貨資産が減価した結果評価損
となつていましてございまして、その分につ
いてもこれは円の利息は払い続けているんだとい
う状況にあるわけでございまして。その点、貸借対
照表上の問題と損益計算書上の両方からいきまし
て、どうしても積立金とこの評価損とを見合
せていくといふことが、この会計の健全性を図る
といふふうに考へていましてございまして。

しかも、この会計は平衡勘定、介入勘定でござ
います。市場におけるドルの介入、売りにしても
買いにしても、この勘定の責任でやつていまして
ございまして、この勘定の安定性というものは、
経営の安定性というものは非常に大切だとい
ふふうに考へていましてございまして。

○竹田四郎君 私は、それは全く違ふと思ひ
ますよ。それなら、そんなに外為証券を出すために
金利を払うというなら、余つていふ金を、利益で
毎年利益を積み立てているわけですね、何千億
か、なぜそれを先に使わないんですか。それを使
つていないじゃないですか。おっしゃる通りに、
いまのお話ですと、外為証券を出すための担保的
な問題として積立金といふものを考へていとい
ふお話です。そういうことになつてないでしょ

う。それならば外為証券と積立金、それとのバラ
ンスといふのがなくちゃならぬでしょう。それが
できていないでしょう。それは私は理屈だと思
ひますよ。もしそういうことがあるならば、利益
金でどんどん介入資金を出したいじゃないで
すか。そういう意見もあるそうです。しかし現実
にそれをやらないでいまして。それから積立金
がどんどんふえていくわけですね。だからあなた
の議論といふのは私は違ふと思ひます。や
つてないことをやつていふように説明しているに
すぎない。実際はやらない。

そういうことでありますから、この議論をいつ
までもしていても私はしょうがないと思ひ
ます。これは一回検討してください。私は、少なくも全
部出せとは言わない。その一部を出すことによつ
て税外収入をふやすことはできる。これは大蔵大
臣、どうですか。国金局長といつてもやつてい
てもこれはきりないと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これは四千六百億とい
うものを今度取り崩したわけでありまして。私も
これからの円高傾向とかいろいろなものを見て、
これだけのものが期待できるというふうには思
いません、率直に言つて。しかし、私自身本日は、
外為特会の説明を伺つて聞いても余りわかりませ
ん。でございまして、かねての竹田委員の御議論
がある、それは私も聞いております。いまの間答
等を踏まえながらもう少し勉強するに時間をかし
ていただきたいと思います。

○竹田四郎君 それじゃ、私に不十分な点がある
かもしれないけれども、私もかなりこれは勉強
したつもりです、自分では。それでおたくの国金
の關係の方とも議論をしました。問題は、あとは法
律を改正する問題だけだ、こういうふうな担当
者も言つておりました。それだけで私はこの議論
をしていましてあります。そういう意味で
これを検討してもらいたい。わかつていふ人が少
ない点も事実だと思ひます。いま検討を約束
していただいたわけでありまして、これはぜひ
ひとつ早く検討してください。さっきの話で、五

十八年度はこれがくつと減るかもしれませんが、早期にひとつ検討していただきたい。いままで大蔵省が言っているのは、これは積立金じゃなくて利益分を正しているにすぎないですね。これだけ四千六百億出したって、まだ残りが、それに匹敵するそれ以上の六千億ぐらいの積み立てをしているわけでありまして、そういう意味では普通のことでありますから、その辺で評価損だつて見合いが十分できるわけでありまして、その点ひとつ考えていただきたいと思ひます。

それから時間がなくなつてまいりましたので、けれども、そういう税外収入でことし二千五百六十億ですが、入れたのに自賠責からの金があるわけでありまして、確かに自賠責全体としてお金の余裕金のあることは私はわかつております。これは運輸委員会でも余つたら金貸してくれないかというのを私は言つた覚えがございますから、そういう意味ではここから一般会計が借りるというところは私は非常にいいと思ひます。しかしな運搬省は——これは国民の金です、ユーザの金です。車検をもちうるときに払い込まなければ車検をくれないんですから、このお金は強制的に徴収している金です。この金を利子もつけないでどうして大蔵省に貸したんですか。

私はこの点はきわめてよくわからない点です。いまの外為会計のようなお役所の仕事でもうかつたものを入る分なら、私はこれはいいと思ひます。しかしこの自賠責のお金というのは、国民のユーザが払つたお金の六割がこの自賠責にいつているはずで、積立金なんです。しかもこの自賠責の保障の最高限度額は、ユーザに対しては二千万円が最高の限度額。しかし、いま不幸にして人を一人命を奪つた場合に、恐らく二千万円なんかで話がつくなどというのではないと思ひます。恐らく八千万円から場合によれば一億円ぐらいが賠償の金額になるわけでありまして、今度は、よく私どもは任意保険と言つておりますけれども、別にそれだけ保険を掛けておかなければ車の運転は危ない、こういうことになつていくわけですね。それでいふ今日交通遺児問題というのはかなりの大きな問題になつております。率直に言つて、私どものところへも交通遺児の基金を何とかしたいんだから協力を願いたいということが次から次へ来ております。お母さん方が駅頭で交通遺児にというあの姿を見ると、二千万円限度ぐらいいだからこんなことになるんだ。金は余っているんだから還元しなさいと臨調答申にも書いてあるわけですね。そういうお金が余っているから、さっきの話じゃないけれども一時一般会計に貸したわけだ。これは利子をつけなかったというのはどういふわけですか。運輸省。

○政府委員(熊代健君) 今回の一般会計への二千五百六十億の繰り入れ措置でございますけれども、先生おっしゃいますように、この運用益の累計というものは、強制保険に基づきます保険契約者からの保険料を原資として生じたもので、本来その保険契約者のために使うべきものであるというところは、われわれも十分そのつもりでいままでもやっておりますし、十分理解しております。

ただ、今回の一般会計への繰り入れ措置につきましては、先ほど大蔵大臣からもお話がございましたが、一般会計の財政事情が非常に厳しいというところ。それから一般会計から自動車事故の防止関係に對しましても直接間接に相当程度の支出が行われておること。これは四十四年以来保険料を動かさないで保険金の限度額を三回にわたつて引き上げるといふことができた結果でもございまして、それから運用益がこれだけたつた原因にもなつていふこともございまして、そういうこととを勘案いたしまして、いまおっしゃいました利息の点がございまして、その利息の点も、いま申し上げたようなことを勘案いたしまして、臨時異例の措置としてやむを得ないというふうに判断いたしました次第でございます。

なお、この一般会計への繰り入れ分を含めまして、われわれといたしまして、保険料の抑制あるいは御指摘のありました保険金の限度額の検討、

これらを中心にして、保険契約者のためにどういふふうにするのが一番適切な還元方法かということを目下検討しているところでございます。

○竹田四郎君 この自賠責の保険、単年度では赤字でしよう。したがつて、積立金の利子収入でその赤字を埋めていられるわけでしょう。たしか四、五百億から七、八百億ぐらいいなすか。そのくらい入れていると思ひます。すね。ですから、単年度から見ればともかくは足りないわけですね。保険料を上げざるを得ないんです。単年度から見れば、ところが、二千六百億近くのもの利息があればかなり埋められるわけですよ。そういう意味で、私は自賠責の単年度の会計を見て、これをただで金を貸すなというのを見ても、人々の金ですよ。自分の金ならいいけれども、人の金ですよ。それを貸すなというところは、全然私は考えられないです。私が借りたつて利子を払わなければいけません。それを金のあるのに貸して利息も要らぬというのはよくわからないです。

新聞によると、ことしは保険料を三〇%ぐらひ上げると、こういう報道があるんですが、こんなことをしても片方じや上げらるんですか。自動車保険も上げると言つておられますし、自賠責の方も上げると、こう言つていらっしゃるんですが、これは上げらるんですか。どうですか。

○説明員(猪瀬節雄君) 自賠責の保険料率につきまして、ことしの初めでございまして、引き上げというものが検討されているというふうな新聞報道がござつたこと、これは私も承知いたしておりますが、実はこれは一月の二十六日に保険審議会を開催いたしまして、車両運送法が改正されましたことしの七月から車検が三年になりました、それに伴ひまして自動車重量税なり、あるいは三年一括して自賠責保険料を徴収する、そのために、いままで二年間の保険料しか算定していなかったものを三年分に算定するためにはどうするかという諮問をいたしたわけでございます。恐らくはこれ

が一般的な形で誤り伝えられたのではないかと、うふうに考えております。

現在の自賠責保険の収支でございまして、先生御指摘のとおり、五十三年以降に降る単年度で見ますと、赤字になつておるわけでございますけれども、過去の蓄積等の収支累計で見ますと、現在なお黒字を見込んでおるわけでございますので、現在自賠責料率の引き上げというものを必要があるような状況だとは思ひます。したがつて、現在私どもとしては、料率引き上げのための準備なしに検討というふうなこともいたしてない状況でございます。

○竹田四郎君 それにしても、この二千万円という金額、限度額は何としても私は少ないと思ひます。それは自動車保険、いわゆる任意保険を掛けてない人も相当あるわけですね、現実には。そういう場合に、結局交通遺児などが出た場合には、何か本人に支払い能力がないというときには、これはしょうがないわけですね。そういう意味ではこの限度額というものはもつとふやすべきだと思ひます。これは大蔵省なのか運輸省なのか、どつちがあれですか、私、細かいところまでわかりません。

いまだつて、ことしあたりは交通の死者はふえているわけでしょう。減つていられるわけじゃないんです。それから、これからふえていくわけですから。そう考へてみますと、いま保険部長が言つたようなのんびりした状況ではないと私は思ひます。すね。

〔理事増岡康治君退席、委員長着席〕

単年度ではもうほとんど赤字に転化していくという事態ですから、そういう中でここには利子も払わないというのはいけません。これはこの前本会議では、特別会計から借りる場合には利子は一切つけないんだと、こう言ひますが、それは本当ですか。

○政府委員(窪田弘君) 国庫内の勘定の振替、会計間の振替は、原則として利子をつけないというのが原則でございます。この間——この間といひますか、五十六年度の決算で穴があきまして、国

第五部 大蔵委員会会議録第十四号 昭和五十八年五月十日 【参議院】

債整理基金から二兆二千億ほど借りましたが、これについても利子はつけていないわけでごさいます。

先ほど運輸省から御説明もありましたけれども、そういった財政理論のほかに、五十六年度決算補てんのために私どもとしては、できるだけ利子のつかない、返済も要らないお金が欲しかったわけでごさいます。で、いろいろ御協力をいただきましたが、この自賠責からも格段の御協力をいただきましたわけですが、これは返さないというわけにはまいりませんので、お返しをするという約束を法律上もしているわけでごさいます。利子につきましては、結局一般会計で利子を払うということとは一般納税者の負担になるということなので、その自動車保険を契約しておられる方に一般会計の納税者の負担でやるということはがまんをしていただくということで運輸省の御協力をいただいたわけでごさいます。

○竹田四郎君 それではこういうような貸し借り、実際に貸し借りの問題というのはたくさんあるわけですね、今度は。

たとえばこれは五十六年からありますけれども、厚生年金保険会計への国庫負担額は、これは四分の一を削って四分の三にする、当分の間。これは五十九年ぐらいいですか。そういうようなことで二千億から三千億近いものを結局は借りているという形。普通のあれでいけば払わなくちゃならないのを借りて、これは恐らく将来返すことになっていくんだらうと思えますけれども。

しかし、五十六年の十月の八日ですか、衆議院の行政改革の特別委員会で村山厚生大臣は、これは利子をもらうのはあたりまえだと、こう言っています。それから国民年金特会でもこれと同じです。これも平準化と称して、五十八年、五十九年三千百八十億を本来ならば負担すべきものを負担しないで、後年度にこれはその分を返してやると、こういうふうになっているわけですが、こういうものを全体として見て、ある面ではそれは、厚生年金の利子を払うのか払わないのか大蔵

省からの返事を私聞いておりませんけれども、政府を代表して村山厚生大臣が運用収益が含まれるのはあたりまえだと、こう言っているわけですから、これは恐らく国民年金のこれもそういうことになると思うんですが、こっちは村山厚生大臣の言うことが本当なんですか。それともいまの政府間の会計でありますから、これには利子をつけないというのが本当なんですか。どっちが本当なんですか。

○政府委員(窪田弘君) 会計間の振替は利子をつけないのが原則であると申しましたその例外は、年金の場合にごさいます。年金計算上、運用益というものが計算に入っておりますので、この場合は利子をつけないを得ないわけでごさいます。

そこで、御指摘の厚生年金の場合につきまして、この運用収入の減少分も含め適切な措置を講ずる、つまりお返しをするということにしております。国民年金の平準化措置の場合につきましても、利子分、運用収入減少分というものは後に補てんをする、こういう考え方でございます。厚生大臣の御答弁を御引用されましたが、渡辺大蔵大臣も行革の特別委員会ですのような答弁をしておられます。

○竹田四郎君 いずれにしましても、この自賠責にいたしまして、この厚生年金あるいは国民年金あるいはその他住宅金融公庫もありますし、いろんなものがありますけれども、そういうものの貸し借り、これについての条件というのはその都度その都度やっていると。相手側の力関係を見て適当にやると、運輸省はどうも弱そうだからここからはもう金利は払ってやらないというふうな形に私は思えてならないんです。

そういう点で、こういうものはもう少し基準をびしっとつくっていかなければ、これから金を貸す、あるいは返してもらうべき金を延ばす、これは実質上貸すことになるわけですが、そういうものに対する信頼性というものが失われるんじゃないですか。この辺は大蔵大臣、しっかりした、どういう条件で、いついつこういうことで返します、

金利の点についてはこういう場合にはこうします、こういう場合にはこうしますというしつかりした基準というのをつくらないと、その都度その都度でやっている、こっちはこうだ、こっちはこうだでは国民にはよくわからない。これからは貸してくれる人も貸してくれなくなるかもしれない。そういう心配があるわけですから、これははっきりとそういう貸し借りの基準あるいは返済の基準、こういうものをつくるべきじゃないですか。これは大蔵大臣に伺います。

○国務大臣(竹下登君) 私も自賠責特会からの繰り入れのときに、一番悩まされた問題もいま御指摘の問題であります。確かに私どもとしては、五十六年度決算不足補てんに繰り戻すという臨時の支出に充てるため、できるだけ利子のつかない金を探そう、これが基本にございました。そうして国庫内部のやりくりであることから、利子を付さないというものが、一応一般会計と特別会計の間で繰り入れ繰り戻しを行う場合の原則である。さはさりながら、いま御議論のあったような問題がございまして、私どもとしても、直接間接に今日自賠責に影響を与えておる財政支出も確かにある。したがってこれは高度な政治判断が必要だということから、私もこの問題については総理に御話をいたしました。総理からこの問題について協議してみたらどうかという経過を経て、運輸大臣と私とで相談するという経緯を経たわけでありました。したがって、今日こうしてお話しして御協力を得るまでの間に、いま御議論いただきましたような問題について、われわれも何らか議論を繰り返したわけでありまして。

したがって、これに対しては、私の立場から言えは、運輸大臣に大変な感謝をしておるわけでありまして、さはさりながら、一概に一般会計と特別会計との繰り入れ繰り戻しについて、いわゆる貸し借りについて一つの基準を設けるか。元来、余り貸し借りしないでやるのが本当でございまして、この基準を設けておくということについては、貸し借りの間には一応利子はつけないという

原則の上に立って、物によって別だということの方が、なおわれわれが対応するのにかえって厳しい姿勢を持ち続けていくための一つの背景にもなりはしないだろうか。基準をそれぞれにつけて、その基準さえ満たせばいつでも借りられるというの、またわれわれとしても安易な姿勢ではないかというように感じもいたしますので、いまの御議論を踏まえて私どもに検討させていただきますとお願いいたします。

○竹田四郎君 大蔵大臣、大蔵大臣の時間もあるでしょうが、いま金利だけのお話ですが、返済の場合どういう返し方をするのか、均等で返すのか、三年間なら三年間は据え置いてあとどうするか、こういうようなことももう少し明確にしておくことが私は重要だと思ふんですよ。そういうことがあれば、このときにはこれだけ返さなきゃいかぬということになれば、ほかのいろんな歯どめにかねがなるわけですから、その辺はひとつ基準をつくっていただきたい、こう思います。

時間の関係もあるようでありまして、次は日銀総裁に伺いたい、このように思います。

もう時間がありませんから、余り余分なことは聞くのをやめたいと思ふので、お話を先ほどもありましたように、きょうの円相場はドル二百三十一円幾らで、いまだから見ればかなり高くなってきたようなんですが、円安というのは解消されつつあるわけですね。幾らがいいのか。いまだで言われていたのは、二百二十円ぐらいいが合っているんだらうというお話であったわけでありまして、この円安の解消の原因——これはいまだでも日銀は短期金利を上げることによって、金利を引き上げて日米の金利差をなくすることによって円安を防ごう、こういうことをいまだでもなさってきたわけでありまして。そういう方向でいま円がかなり高くなってきたというわけなんですが、これはどういうふうな背景の中で円が上ってきたか、どう見たらいいですか。

○参考人(窪田弘君) 申すまでもなく、為替相場は金利の差だけで動くものではないわけでごさいます。

しかしながら、アメリカの金利がなお今後とも間違ひなく大幅に低下していくかということになると、それを阻害する要因もいろいろあることと事実でございます。短期的に言えば、アメリカの景気がこのところ回復してきている、持続的な回復を示しているというようなことも金利を強くする。そういう面を持っておりまして、また中長期的にはアメリカの財政赤字が非常に大きくて、これを減らしていくというのが今後非常に困難、しかも時間がかかる。こういうようなことから底は、底流にはインフレーションが払拭されていらない。こういうような事情があつて、これが、今後

これにきよ澄田副總裁に質問しようと思つていたら、きのうの夕刊に、前川總裁が大阪の方で、公定歩合を引き下げる環境に向かっていると言つたような新聞記事をきのうの夕刊に見たわけでありますけれども、やっぱり前川さんもそういうことを若干考えているのかなと思つたんですが、きょうはその記事がほとんど消えてしまつてゐるわけであります。

どうなんでしょうか。もうそろそろその辺をやつて、国内の設備投資、そうしたものを含めて公定歩合の引き下げをやるべき時期に来ていると聞

に転じてきている、円高方向に転じてきているわけですが、これはごくこのところわずかな期間、二、三日のところでございます。定着するということを十分見きわめていくということが必要であらうと思います。

先ほど申しましたように、アメリカの金利情勢につきましても、このまま順調に低下していくか

○参考人(志田智老) 相場がある程度の期間引き続いて安定的に動いているということも、やはり重要なことであろうと思います。その場合に、しかし期間の長さということもさることながら、内外の市場、このところ東京の市場よりむしろ海外市場において円相場が非常に動いている、不安定である。こういうところでございますので、海外相場等で、何かある一つのことなり経済の動きなりニュースなりというようなことで、ともすれば円が安い方、ドルが高い方に動く、そういう材料が特に取り上げられる、そういう相場の地合いというものは、これは円高方向に安定するということ、が決して言われない状態だと思ふんです。

つい先日まで、何かといえば、円は安い方に振れたがる、ドルは強い方にいく。基本にそういうような相場配がニューヨーク市場等のごさいます。そういう状態は、これはきわめて不安定な状態であると思っております。

○竹田四郎君 余りよくわからないというのが実情でございけれども、国の財政面から見て、あるいは税収面から見ると、いろいろな苦勞はありますけれども、国債を発行するのではなく、本来の税収をなるべく多く確保したいという要請というのは私はあると思ふんですよ。そういうことを考えてみますと、いま景気対策ということで出動できるのは、金融政策が一番出やすい。これは国民みんな望んでいるんですよ。早く金融政策が前に出てきて景気が早く直るようなことを期待しているわけですが、これは公定歩合のことでありまして、余り詰めて私が聞くのも適当でないと思ふし、解散と金利の問題は幾らうそをついてもいいということになつていられるのでありますから、これ以上聞きませんけれども、そろそろ私は下げていただいていいんじゃないかというふうに思ふわけですよ。

それからもう一つ、もう時間があるかもしれませんが聞きしておきたいことは、これからの政府の国債発行、あるいは景気がもしよくなつてくるといふことになりますれば、他の事業債なり金融債なり、そういうものの発行も多くなつてくるのでありましょし、あるいは政府の方の借換債の問題です、これ、これも恐らく二十兆くらいの借換債を含めますと、恐らく二十兆くらいの借換債を含んでの公債発行になつてくると思ふますが、そういうしますと、どうなんでしょうか。いままでのような固定の、国債はこうでなくちやいかぬ、金融債はこうでなくちやいかぬ、事業債はこうでなくちやいかぬという金利体系です、これは崩れてきた。この三月の事業債と国債との逆転で崩れてきた。あるいは国債も実際は最近では債価が多くなつてきております。

こういう点で崩れてきたんだと、こういうふう

に思ひますが、今後の国債市場、こういうものは一体どんなふうになつていくんだらうか。いま銀行あたりも預金増と国債の引き受けシェア、そういうものを見まして銀行なんか余りいい顔してないように思ひますし、それに対していいんな政府の方でも何か本格的ではない対策をやつていようでありますけれども、今後のそういう債券市場というものは一体どんなふうな様相になつていくわけですか。いまの政府の考へているように、国債というのは一番信用度が高いんだからこの金利でやつていっても、実質債価などしなくても、これからの借換債を含んだ大量の国債発行というものもみごとに消化できるんですか、どうですか。

○参考人(渡田智君) 国債の大量発行がある、あるいは借りかえ分を含めて今後とも続くといううな、そういう場合においてどういうふうな金利に影響があるかという、何といつてもやはり長期金利がともすれば高どまりに推移する、こういうことであらうと思ひます。そうしますと、短期金利は下がるような場合であつても長期金利がスミーズに下がりにくいといううな、そして現在の金利選好が非常に強くなつてきていふという状態等を考へますと、どうしても資金の間にシフトが起る。預金が集まりにくくて長期の債券その他、あるいは投資信託でありますとか、その他の長期の方に金が行きやすくなる。こういつた資金シフトが起るといふうなことを通じまして、金融のスミーズな調節、金融政策の働きのううなもののにおいてとかくいろいろそういう影響が出てくる、こういうことが一番やはり大きな問題だと思ひます。

お話しした国債の消化という点につきましては、預金の伸びが悪くなつてくる、そういう状態では金の伸びが悪くて、しかも国債を消化するといううなことになるりますと、やはり金融機関等では相当困難を感じるといううなこともあり得るわけでありまが、それはやはり国債の発行条件が十分に市場実勢を反映したものであることが必要

でありますし、それがどうか非常に由るわけでごさいますし、発行条件が市場に反映する、そういううな面が一層強くなつてくると思ひます。そういう中で、先ほどもお話しのごさいましたように、長期金利が国債の利回り基準にしてとかく硬直的な関係にあるといううな点について、これは今後、それぞれの資金コストあるいは資金の需給等を反映してより一層弾力的に変動するよう市場慣行ができていく、関係者の理解を得ていくということが見直されていくことができていくといううな市場の状態といふことも必要であると思ひます。したがうしまして、かれこれいろいろな影響のある中で、そのときどきの情勢に応じて、しかも、いままで硬直的であつてそれが障害になつたようなものは見直していつていくこととでこれに対応していかなければならないことである、かように思つておるわけでごさいます。

○竹田四郎君 副総裁、ありがとうございまして。そこで大蔵省に伺ひますが、ことしも、新規財源の発行債とそれから借換債を含めまして、発行総額といふのは十七兆をオーバーする、そういう規模になるように私は承知しておりますが、どうでしょうか、これは。

○政府委員(加藤隆司君) 念のために数字を申し上げますと、いまお説のように十七兆八千五百九十六億でございまして。新規財源債が十三兆三千四百五十億、借換債が四兆五千四百六十六億、合せて十七兆八千五百九十六億でございまして。

○竹田四郎君 もう時間がなくなつてしまひましたから困つておるんですが、その借換債といふのは四兆債が中心で、特例債は含んでいない、こういうふうには私は理解しておりますが、本年における借換債、これはまだわずかでありますけれども、借換債の場合に、前に借りたやつを償還するわけでありまが、期限といふのが非常に厳しくなつてくるんじゃないかと思ふんですよ。新規債の場合なら、出さなくていいときは休債して短期証券で食いつないで、その筋でやつていくとい

うことですが、借換債の場合にはそういうことはできないわけですね。

そのときには、これからは、たとえばどこをとつたとしても、時間がありませんからわかりませんけれども、たとえば十一月、十二月、こういう特殊な月に償還期限が来るのが集中している、一兆円あるいは二兆円近いものが将来そこに集中してくる。ことしはそうではないでしようけれども、そういうときに借換債を発行するということになると、そのときの市場関係、こういうものは相当問題になつてくるんじゃないでしようか。

いまもお話しがありましたように、昔だつたら金融機関が持つておる借換債は、あるいは事業会社を持つておる借換債は、何でもかんでも強制的に借りかえをさせるといふことができたと思ふんですが、最近みたいは金利選好が非常に強くなつてきているといふことになると、そう簡単に借換債に転ずるといふことはなくなつてくると私は思ふんですよ。そうなつてまいりますと、借換債でありますから、たとえば六十年なり六十二年の十一月にはもう一兆円借りかえるといふうな事態といふのは起きてきません。私はそれは起きてくるように思ふんですよ。

時間が来ましたが、もうあと一、二分ですから申しわけありません。そのときに、あとまた十年の長期債でといふわけにはなかなかないんじゃないでしようか。ですから、必然的にそこでは短期債で乗りかえていくといふうなことが将来起きませんか。その辺をちよつと。

○政府委員(加藤隆司君) 全体の問題でちよつと時間をいただいて申し上げてみたいと思ひますが、五十九年度までは現在発行しているのと同じもので借りかえていくという方針が決まつておるわけですよ。六十年年度以降どうするかといふのがまだ目下勉強中でごさいます。その場合に、まさにおっしゃるようなことが国債管理政策、要するに市中の国債の期間と金利の構成をどうやつていくかといふのが管理政策になるわけでごさいます。

が、お説のような場合もありましようし、あるいは低利借りがえとか長期借りがえとか、そういうようなものもあるわけですが、あるいは短期に借りかえる、あるいは高利に借りかえる。それはそのときどきの金融情勢によってどっちの方向になるかという問題があるわけですが、したがって、私どもとしては、おっしゃいましたような期間分布、毎月の発行額をできるだけ平準化するか、あるいは残存期間のバランスがとれるように組み合わせるで発行していくとか、そういう努力は現在ずつとやっておりますが、さて六十年度の何月になつてどういふことになるかという問題がござい

ます。その場合には、いま申しましたように、低利借りかえ、長期借りがえ、あるいは高利借りがえ、短期借りがえ、いろいろなケースの組み合わせがそのときどきの金融情勢で出てくる。これはこれから二年間ばかりかかるとして本格的に勉強しますが、そういうことに備えて一応現在でできるだけ平準化していく。たとえば二年から四年のものが出ておりますので、十年を超えて十五年を出すと、あるいは毎月の発行の分布をできるだけ全体百兆の中の構成が平準化するような努力をしておる。目下のところはそういうような前段階にあるわけでございます。

○竹田四郎君 もう一問だけ聞かしていただきたいんですが、その特例債は、いままではこれは全額償還するという規定になっていたわけですね。これからはもうそういうことはいくんどくはないだろうかと、私はこう思うんですが、先ほどもお話が出ましたように、減債基金というものは制度はあるけれども、実際に金はないという事態が恐らく出てくる可能性があると思ふんです。

今後何かそれに組み込むといったんですが、そうすると組み込むために今度はまた特例債を出さざるを得ない。たとえば四兆円なら四兆円をそれに組み込むとすれば、四兆円の今度は特例債を出す、実際は赤字国債の借りがえだ、こういうような事態が私は必ず起きてくる。この前何か本会議

では大蔵大臣はそういうことは一切しないと、こういうふうにおっしゃつていたのでありますが、それは形式的にはそうじゃないかもしれないけれども、実際上はこれを返すためにこつちで特例債を出す。しかし金融情勢でいまいろんなことをやるといふわけでありまして、それもそういうことができるかどうか、これはわかりません。いままでみだりに日銀や大蔵省がたぐさん国債を持つていて、個人や事業会社が持っているものが少ないときは、そういうことで進められたけれども、これからもっと広がるでしょう。そうすると結局は、四条債だけでなくて特例債の借りがえも実質的には行わざるを得ない、こういうことになりませんか。

○政府委員(窪田弘君) 理論的にはそういう場合もあり得ると申しますか、六十年代の大量償還の時期にいわれる私どもが借りがえをしないという借りがえは、国債整理基金特別会計で借換債を発行するという意味での借りがえでございますが、そういうことはしないと言つておりますが、仮にその時期まで特例債の発行が続いているような状況を考えますと、理屈の上では定率繰り入れをする、あるいは償還費が不足する場合は一般会計から繰り入れなきゃならぬから、その財源としてさらに特例債を発行する場合、あるいはそれをせずに歳出カットで賄う場合、あるいはその他の負担増を行う場合、理論的にはこの三つのケースがあり得るわけですが、それがその後具体的な時点でどうなるかというところは、そのときの具体的な予算編成の姿がどうなるかということによるわけで、いまのところ必ずそうなりますというところは申し上げられませんが、そういう場合もあり得ないわけではございません。

○竹田四郎君 じゃ機会を求めて、きょうは終わります。

○鈴木和美君 私は明日また業界の参考人の皆さんの御意見も伺いますが、国債の窓販に絡んで行政当局のこれからの指導の問題について若干お尋ね申し上げたいと思います。

この四月九日から始まりました銀行による国債窓販において銀行は本格的に証券業務に参入することになったわけでありまして、そこで当面問題となると思われるのは、預金という元本保証の安全商品と販売してきた銀行が、国債が価格変動商品であることを顧客に対していかに認識してもらうかではないかと思ふんです。特に証券の顧客層と銀行の顧客層は多少異なっているわけでありまして、国債を買ったが途中で売却したら損をしたというふうなことになる、販売金融機関への不満もさることながら、国債そのものに対して大変な不信を招くことになるのじゃないかと私は思ふんです。その点について金融機関をどのようにこれから指導していくのか、まず大蔵省の見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(宮本保孝君) 国債等の窓口販売に当たりましては、国債等が価格変動商品であるというところにかんがみまして、顧客が中途換金を行う場合に、そのときの市況いかんによりましては、おっしゃるとおり売却損が発生する可能性があるわけでございます。もちろん売却益が発生することもございますけれども、損が発生する可能性もあるわけでございます。この点につきまして、投資家に対して十分説明をして勧誘すべきであるというふうなことを金融界に指導いたしておるわけでございます。

具体的には業務内容方法書というものを金融機関から出させまして、その中に十一條でございまして、「顧客に対して有価証券の性格等について熟知させ、国債証券等の発行条件を明示するなど証券投資について正しい説明と適正な助言を提供するものとする。」というふうなことで指導いたしているわけでございます。

○鈴木和美君 いまもお話のように、国債の窓販に際しての基本は、途中で換金しないで満期まで保有してもらう、つまり国債の安全性とか高利回り性を認識してもらうことにあると思ふので、長期債しか認められていない現下では、その保有期間は十年でありますから、また国債は有価

証券で有価証券本来自由な売買が可能なものではあらずですね。それだけにオフアラフングラブルというふうなものを起こしやすい。そういうことが、つまり銀行窓販の批判の一つにあると思ふのです。ですからいまお話しのように、変動金利商品である債券販売はそうなまやさしいものではないという見方を私はしているんです。

そこで、もう一度お尋ねしますが、具体的に変動価格商品であるというところを説明したり徹底するというお話なんですが、それはどういふうぐあいに行政当局が金融機関を指導していくのか、また金融機関が顧客に対して具体的な説明の仕方です、それはどういふうぐあいにやっていくのか、もう一度説明してくれませんか。

○政府委員(宮本保孝君) 先ほども申し上げましたように、金融機関に対して窓口販売の認可に当たりまして、業務内容方法書というものを提出せられておまして、その内容につきまして、十分私どももいたしまして、説明会などによりまして、金融機関を指導いたしておるわけでございます。

同時に、その後どういふ売り方をしているかという点等につきましては、いわゆる証券業務に關します検査というふうなものもあるわけでございます。銀行局、証券局が当該金融機関に参りました際に、証券業務に關します検査等を通じまして十分アフターケアをしてまいるというふうなことで対応してまいりたい、こう思つておるわけでございます。

の審議にゆだねておられるわけですね。その結果として、幾つかの条件をつけて今回の窓販がまず認可されたことだと思ふんです。

そこで、今後の課題は、中期国債、割引債の窓販と、既発債の売買のそれぞれの認可時期が問題になると思ふんですが、二月の三人委員会では大筋について合意を見たというのを聞いておりますが、前者については十月ごろでしょうか、後者については来年の春だというように見られているんですが、いつごろまでにこの三人委員会の結論を出してもらおうのか、その認可時期について見通し、それから要望、希望、そういうものをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(吉田正輝君) 三人委員会でございますけれども、これはただいま先生がおっしゃいましたとおり、銀行の行います証券業務につきまして公正中立な御意見をいただくということで、三人の権威の方々に大蔵大臣から私的にお願いいたしました。中、御議論いただいているわけでございます。したがって、その報告の時期とかあるいは報告の内容につきまして、これはいずれ大蔵大臣に直接三人の先生方から御報告があるものと期待しておりますけれども、内容、時期につきましては、全くお三方の御判断にこの会議の性格上ゆだねておりますので、正確には私も申し上げるべき立場にもございません。ただ、昨年十月に審議が再開されておまして、すでに六カ月経過しておりますので、かなり適切な時期に御報告がいただけるものというふうに期待しておるわけでございます。

○鈴木和美君 確かに三人委員会にお願いしている関係ですからなかなか言えないかもしれませんが、けれども、もう時期は来ているわけでしょう。ある程度もう詰まってきたわけですから、そういう意味では早急に結論を出してもらおうような要望とか要請とか、そういうことはできるんじゃないんですか。また、やっというしやると私は聞いています。また、まだめどはわからないということでありましょうか。

○政府委員(吉田正輝君) 私どもの事務局の立場から、そういうことをいつというふうに申し上げるわけにいきませんけれども、ただいま申し上げました、すでに六カ月も経過しており、精力的に御審議いただいているということで御判断いただければ大変ありがたいと、大変恐縮でございますが、それで御判断いただければ大変ありがたいと思っております。

○鈴木和美君 それではもう一つですが、今後中期国債の窓販やデューリング業務の認可をしていく場合に、中期債については金融機関本来の預貯金と競合する問題、またデューリングでは三百兆円強にも及んでいる公社債への影響などの問題も私は出てくるんじゃないかと思ふんです。

たとえばこの四月の国債窓販の実績を見ると、都銀、信託銀行に比べて長期信用銀行の販売というものは余り進んでいません。これは長期信用銀行の対象のお客さんが少ないということももちろんありましようけれども、利付の金融債との競合を警戒して積極的な販売をしなかったというように見えているんですけれども、そういうことについての銀行局の見方についてお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(宮本保孝君) 今回の長期国債の窓販につきましても、国債の個人消化の促進という見地から、広く金融機関をできるだけ広い範囲で認めるということに対応したわけでございます。ただこの問題につきましても各金融機関がどのような対応の仕方をするかという点につきましても、基本的には国債の個人消化ということを中心として対応してもらいたいというところは言っているわけでございますけれども、それぞれの経営姿勢というものがございまして、いま御指摘のように、長期信用銀行等につきましても、あるいは同じ競合商品である金融債との競合という面があつて、売り方が少なかったというふうな点もあらうかと思ひますが、基本的には、長期信用銀行の場合には、店舗の数が非常に少ないというふうな点も大変影響しているのではないかと、いうふうに思

うわけでございます。いずれにいたしましても、国債の販売につきましては、お客さんの方の選択の問題でございまして、それに適正に金融機関が対応していくべきであるというふうな方向で私どもとしては指導いたしているわけでございます。

○鈴木和美君 いつもこれは問題になることで、金融機関のデューリング業務への進出について証券業界は余り賛成していないわけですね。証券サイドにとつてみれば、戦後みずから苦勞して育成してきた公社債の流通市場は、現在では大きなトラブルや欠陥もなく十分やってきているわけですから、銀行の力をかりる必然性はないということを証券業界はよく申しているわけですね。国債の発行残高が百兆円にも達し、公社債全体でも三百兆円強にも達しているわけですね。そういう時代になつてきますと、適正な流通市場の育成は当然私はなされなければならないと思ふんですが、それが単に業界の縄張り争いにすりかわつてしまふということとは、やはり避けていかなきゃならぬことだと思ふんです。

そこで、証券業界の主張をそのまま認めるというわけにはいかぬと思ふんですけれども、いま証券業界のこの窓販についてのまこととした意見というかが要望というか、そういうものは現在の時点ではどんなぐあいになっているんでしょう。

○政府委員(水野繁君) 先生御指摘のとおり、証券業界はいままで公社債市場を担当してまいりまして、先ほどもございましたとおり、一年間の売買が三百五十兆にも達しているというところでございまして、公社債市場は質的にも量的にも相当かなりの成長を遂げてきている、こういうふうな考えでおります。

銀行がデューリング業務に参入するという話は、こういふ非常に大きな規模になつてきているところに銀行が入ってくるということとございまして、証券業界としてもいろいろ意見がございまして、先ほど御指摘のように、いまでも自分たちがやってきたんだということもございまして、

ども、非常に大きな規模になり、国民経済的にも、銀行が入ってくることにについては、市場の厚さを厚くするという考え方もございますので、一層の拡大と信用機能の拡充という観点から、証券業界もいままでやってきたという立場はございまして、けれども、そういう観点も考えなければいけないのではないかと、いうふうな意見を持っていると聞いております。

○鈴木和美君 証券業界のいま主張しているように、いま銀行のデューリング参入によつて価格についてひずみが出てきやせぬかと、そういう主張をなさっている面もありますね。その点はどうでしょう。

○政府委員(水野繁君) 先ほど申し上げましたように、いろいろな意見がございまして、証券業界が価格について心配をするという点は二つほど理由があるかと思ひます。

一つは、銀行が自分自身でもって運用する債券、国債を非常に持つておる。そのためにそれ

それからもう一つは、銀行は従来の立場から言いますと、取引関係だの、資金面でもって企業に對する力を持つておつて、したがって、それに対して、普通の価格だけではない力の強制によつて相手方に有利に取り扱わせることがあるんじゃないか。これもまたもう一つの懸念でございまして、主としてそんな懸念があるように聞いております。

すけれども、しかしこれは銀行自体が入ってくる、デューリングをするということと市場の厚味が厚くなるということと自体を否定するものではございまして、銀行がどういう形でどういうふうに入ってくるかということ、その仕方にかつてくる問題でございまして、これは適正な価格形成を促進してもらつたところで全面的な配慮をしながらそういうことは考えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○鈴木和美君 私が聞いています中では、証券側の主張というのは、結局は銀行とのイコールフット

○政府委員（水野繁君） 銀行業界がもうすでに長期国債のいわゆる窓販を開始しておるわけでございますけれども、銀行の方々が国債を売ります場合に、仮に現金が必要な場合に国債をお客様に売っていただく場合と、場合によってはお金をお貸しすることができまうと、こういう両用の対応が銀行にできるわけでございます。証券業界も、銀行と同じように、国債を担保でお金を貸せるようにしてほしいというのが証券業界の要望でございます。

いま先生がおつしやられました商業界からの対立云々ということは、いろいろ取りざたをされておりますが、実は国債担保といひましても、証券界にとつては、やるとするならばこれは初めてのことでございまして、金融についての専門家である銀行の方のいろいろな意見を参考のために聞かしてもらっている。その中にはいろいろな意見がございまして、事実はございまして、けれども、そのいろいろな意見の範囲内から具体的なことを決めていきたいということで検討中でございます。

○鈴木和美君、それでは、逆に銀行側の方は、今度は投資信託への進出というようなものを検討しているということも言われていますね。私は、このような業界のバーターの的な取引がどんどん進むことによって証券と銀行の垣根が低くなるということについては、それはそれなりにまた国民の側から見ればいいんですが、垣根が低くなった結果、魅力のある商品が提供されないというようなことになると、業界のエゴがどんどんエスカレートしていくというように危険を感じるんですが、そういうことに関する見解、見方、展望、それはどういうことになりましょう。

ただ、国債の大量発行、それから内外の金融情勢の変化、こういうものに応じまして、両業界の競合する分野がふえてきていることは事実だろうと考えておりますので、この問題につきましまして、先ほど先生がおっしゃられました業界同士の間、けんかということじゃなくて、広い視野に立ちまわして適正な運用を図ってまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○鈴木和美君 明日また参考人の皆様方に業界の考え方などをお聞きして、総括的に国債問題についての私の意見はまた後ほど、十二日になりましょうか、提示をしたいと思うんです。

そこで、きょうはせっかく日本競馬会の皆さんを呼んでおりますので、若干の時間、中央競馬会からの特別国庫納付の問題について質問させていただきます。

まず第一に、今回特別国庫納付金として三百億
引き続き中央競馬会から納めてもらうということ
になっているんですが、前回も競馬会の問題につ
いて議論をしたときに、なるべくならば利益を特

[illegible]

○説明員(安橋隆雄君) 国の財政状況がきわめて厳しい状況でございます。こういう状況でございますので、日本中央競馬会が第二納付金と合わせまして五百億の特別の納付を行うということが、競馬会の現在の特別積立金の状況でありますとか、あるいは将来の予想される設備投資、将来の

○参考人(塩田清隆君) 競馬会は、日本中央競馬会法第二十七条の定めるところによりまして、勝馬投票券の売り上げの一〇%を第一国庫納付金として、さらに毎事業年度の剰余金の二分の一を第二国庫納付金として国庫に納付することとされておりまして、この制度の中で対応するのが本筋であるというように考えております。

しかしながら今回、国の財政運営に必要な財源の確保を図るため、昭和五十八年度の特別措置として、第二国庫納付金と合わせて五百億円を特別

國庫納付するということとされたわけですが、競馬会といったしましては、勝馬投票券の売り上げが伸び悩みまして大変厳しい状況にあるわけでございますが、主務官庁であります農林水産省の指導のもとに、臨時のやむを得ない措置として受けとめまして、できる限りの協力をすることとしたものでございます。

○鈴木和美君 所管省の農水省は、笑ってにっこりして、競馬会に出してくれと、やむを得ないと
いうような態度なんですか。

○説明員(安橋隆雄君) いま競馬会から御説明が
ありましたように、競馬の馬券の売り上げの状況
というのが伸び悩みの状況にあることは事実でござ

ざいます。しかしながら、国の厳しい財政の状況、それからただいまも御説明しましたように、競馬会の積立金、特別積立金の状況等々を総合的に勘案いたしまして、今回の第二納付金を合わせまして五百億円という範囲内でございますれば、競馬会の当面の運営には支障を生じないというよ

うな判断をいたしました。やむを得ないというふうに考えた次第でございます。

○鈴木和美君 いや、やむを得ないということを最後に判断したのはいいんですが、それは農水省が主體的に判断したというよりは、大蔵省からいふんな話があったということに理解をした方がいい

○説明員(安橋隆雄君)　五十八年度の予算の編成段階におきまして、財政当局から特別納付についてお話があったことは事実でございますけれども、そのほか、国

の財政状況も見まして、あるいは競馬会の方の積み立ての状況、それから将来の設備投資などの備え、そういったものも考えまして、独自に判断いたしまして、やむを得ないというふうに考えた次第でございます。

○鈴木和美君 私は、農水省にお願ひしておきま
すけれども、こういう席ですから、はっきり竹下
大臣の顔を見ながら、われわれは不満なんだ、竹
下さんにくどかれたからやむを得なんだと、そこ
を私はあなたから答えてもらつて議事録に残して
おきたいんですよ。ちよつとやつてください。

○説明員(安橋隆雄君) 先ほども申し上げましたように、およそ、競馬だけには限りませんけれども、公営競技全体が売り上げの伸び悩みというところとで厳しい状況にさらされている事實はございま

す。そういうことで、できれば将来の備え等を見
まして特別納付をしないうとしたことはないわけ
でございますが、しかし一方で国の厳しい財政状
況もございますわけでございます。で、今回の五
百億という数字は、内金と云うことで、内金二、

○鈴木和美君 競馬会にお尋ね申し上げますが、
 付につきまして競馬会の方に御協力をお願いした
 ような次第でございます。

非常に簡単に結構ですから、現在の収支の状況と
いうんですか、そうですね。もう一つ私が聞きた

いのは、特別積立金という制度がありますね、この特別積立金というのは何に使うんですか。

○参考人（塩田清隆君）　まず五十七年度の決算でございですが、収入の大部分を占めます勝馬投票

券の発売額が、景気の低迷、レジャー活動の多様化等によりまして伸び悩まして、総収益につきましては一兆四千四百七億円ということでございます。一方、支出につきましては、経費の節減、予算の効率的執行に努めました結果、総費用は一兆三千八百六億円ということでございます。この結果、昭和五十七年度末の当期の純利益でございますが、六百一億円ということになったわけでございます。

そこで、特別積立金でございますが、六百一億円の半分が積み増しをされるということになりますので、昭和五十七年度の剰余金処分後の特別積立金は総額で三千二百七十七億円でございまして、そこで、特別積立金の内訳でございますが、そのほとんどが競馬場のスタンド、それから既舎の建物、馬場、その他競馬開催に必要な土地建物等固定資産化されたものでございまして、これが金額にして二千九十五億円でございまして、その残りが流動資産として積み立てられたものでございまして、これが金額にいたしまして千八百八十二億円でございまして、なお、この流動資産の中には五十八年度中に固定資産化される予定のものが二百六十五億円含まれておりますので、これを差し引きますと、残りの九百十七億円が純流動資産ということで保有いたすことになるわけでございます。

○鈴木和美君 もう一度競馬会にお尋ねしますが、現在の競馬振興を円滑にやってく中で、現在の施設とかファンサービスの環境整備というのは、現在の状況でも十分だと思っていらいしやるんですか。

○参考人(塩田清隆君) 先ほど申し上げましたように、競馬会の特別積立金の中のいわゆる純流動資産は九百十七億円でございまして、今後、競馬会といたしましては、内容の充実した明るい環境の中でファンに楽しんでもいただく必要があるということから、計画的にスタンドの増設、それから投票業務の機械化その他施設の改善に取り組んでございまして、この設備投資に必要な資金につきましては、その年度の設備投資予算額が収入

で賄えない部分につきましては、最近ずっとそうございまして、特別積立金の流動資産分を取り崩して充当をし、使用しておるわけでございます。なお、そのほかに、この積立金につきましては、災害あるいは競走馬の疾病等によりまして競馬の開催が中止となった場合の準備金と申しますか、そういう資金としても保有しておく必要がある、こういうことで、私どもとしては現在の資金が必ずしも十分ではないというように考えておるわけでございます。

○鈴木和美君 いま私がお聞きしているのは、結局、スタンドとか場外売り場というんですか、そういう環境整備にしっかりとお金を使わないでためておくものだから、そこに竹下大蔵大臣が目をつけちゃって、それでよこせということになるんじゃないですか。だから、もっと徹底したファンサービスをやつて余り残さないでよければ、よこせというように言われないんじゃないかという意味で、余り良心的じゃないのかなと私は思うんですよ。

そこで、大臣にもっとお尋ねしますが、大臣は、こういう競馬とか競輪とかボートというギャンブルに対してどういう認識をお持ちになっていらっしゃいますか。つまり健全な娯楽と見るのか、かけごとだからあれはいやだというように思っているのか、個人的な感想で結構ですが、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) 大変むずかしい問題でございますが、それだけ歴史の経過を見ますと、競馬という点になりますと、それはイギリス等々、まさに国全体から、ある意味において一つの国のカラーを象徴するような感じもありますし、そうしてこれがいわゆる国民の大きな象徴的娯楽の一つとして認識されておるというように伝統もあろうかと思っております。よって立つ歴史的経過から、ギャンブル性の濃淡の問題はそれぞれあろうかと思っておりますけれども、今日わが国では、戦災復興とかという点から他のそういう競技も催されるようになって、それぞれその趣旨に

おいて健全に私は進んでおるではなからうかというふうな認識でございます。

○鈴木和美君 大変恐縮ですが、もう一つ大臣にお尋ねしますが、長い歴史もあることですから、私もときどき羨ましく思っているんですが、競馬を一番だ、そういう競馬というのに対して、競馬を一番だ、それが支えているというように見るか。もちろんファンということは当然ですよ。しかし従事者、関係者というのか、その中でだれが一番重要な役割りを果たしているというように見るか。序列と言っちゃおかしいんですが、点数をつけられれば一番だと思いませんか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに一つの興行ではございますが、その支えの一番は一般ファンということであらうと思っております。それから馬主の方々、生産者の方々、調教師の方々、騎手の方々の構成から、まさに広範な人々によって支えられておるというふうな理解をしております。

○鈴木和美君 いま大臣がおっしゃったそのおっしゃり方は、順序が重要度合いから順に並べられているというふうな理解していいんですか。

○国務大臣(竹下登君) 私は、鈴木委員のように直接にお世話になるというよりも、場外馬券の方で多少お世話になる程度でございますので、認識の度合いについては、鈴木委員自身がお持ちになつておる認識の方が私の認識より正しいという前提の上に立つて、初めから降参して、順番はそちらへお任せいたします。

を果たしているという実は認識に立っているんです。

そこで、労働者にお尋ねしますが、昭和三十三年ごろと記憶しているんですが、既務員と雇用関係が結ぶところとかかというところで、当時大変混乱の時代が一時あったと思うんです。そこで、馬丁というのか、既務員も働く労働者ですから、当然近代的な労働法に基づいて雇用契約をしつかり結びたい。ところが、昔は親方というふうなものが既舎に所属しちゃって、なかなか労働条件の確定が思うようにいかないというふうなことがあったと思うんです。そこで、労働者が当時あつたとか仲介とか、そういうことに立ち至った経過があるのか、この機会にどういう時期にどういう労働者のあつせん道達が出たのか、簡単に示していただきたいと思います。

○説明員(野崎和昭君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、昭和三十三年ごろ、既務員の方、この方が労働基準法上の労働者であるというところは明らかだと思っておりますけれども、使用者がだれかという点が問題になりました。私どもの方で実態調査等をいたしました。労働基準法上の使用者であるための判断の基準といたしましては、雇入れ、解雇の権限がどこにあるかとか、あるいは具体的な労働の指揮命令関係がどこにあるか、あるいは賃金をだれが払っているかというふうな点が問題になるわけでございますけれども、そういう点を含め総合的に見て、使用者は調教師の方である、そういう判断を下しまして、その旨通達を出し処理しているところでございます。

○鈴木和美君 これは昭和三十五年二月十九日という資料なんですけれども、いまお話しのように調教師と既務員が労働契約を結ぶ、雇用契約を結ぶというとき、そういう状態にしておいて、団体交渉というふうなものが、交渉ですね、つまり労働条件の交渉が行われるというのには既舎と既務員が行うんですか、それともどういう状態で団体交渉というのが行われるんですか。

○説明員(齋藤邦彦君) 既務員の方々の使用者はだれかという問題につきましては、先ほど監督課長がお答えしたとおりだと思いますが、現在のところ、既務員の方々が団体交渉をし、労働協約を締結している相手方と申しますか、使用者は調教師であるという実態になっておると判断しております。

○鈴木和美君 いや、私が聞いているのは、労働協約を結ぶ相手は調教師、つまり既告の主ですか。それとそこに働いている人とが交渉する場合の状態はどういうふうになっているか、労働条件についての交渉する状態ですね。

○説明員(齋藤邦彦君) 先生の御趣旨と若干違いますが、もしもこれでも、この既務員の方々の労働関係が一体どこにあるのかということにつきましては、三十二年ごろから労使紛争がございまして、いろいろもめた経緯がございまして、先生御指摘のございましたのは、三十五年の二月十九日に中央労働委員会からあつせんが出た、そのことを指して言っておられるんだらうと思いますが、この場合のあつせん案の趣旨といたしましては、あくまでも労働協約を締結すること自体は調教師会とやっていただきたい。ただ、それだけではなかなか実質的な解決がうまくいかないであらう。そういう意味で馬主協会あるいは中央競馬会の代表の方々も十分に関心を持って、その団体交渉に助力といいますか、うまくいくような環境づくりをするように努めなければならぬのではないかと、こういうような趣旨のあつせんが出ておるといふふうに承知しております。

○鈴木和美君 先回りの答弁をしていただいたんですが、私が言わんとすることは、調教師とそこに所属する労働者と団体交渉する、労働条件の向上などについて交渉するにあたりおっしゃったが、そうじゃないんじゃないかと思うんです。いみじくもあなたも調教師会という言葉を使われてたでしょう。調教師と調教師会とは違うわけでしょう。つまり調教師というのは一人なんです。調教師会というのは調教師がみんな集まってやるわけでしょう。したがって、いまの交渉の状態というのはもう連合体みたいな状態で交渉されているわけでしょう。調教師会と片一方の方の既務員の労働組合との間に団体交渉が行われているところは、ここで今度農水省にお尋ねしますけれども、そういう状態になっているんだけれども、現在の調教師会と労働組合とが団体交渉を行う、つまり法的な体はなしているんだけれども、実態が調教師会にはお金がないものだから、団体交渉をするんだけれども、交渉の体をなしていないということに現状あるんじゃないかと私は思うんですが、その認識はいかがですか、監督官庁として。

○説明員(安橋隆雄君) いま先生御指摘のように、労働条件の基本的な事項につきましては、調教師の集まりであります日本調教師会と既務員の労働組合が話し合っているわけがございまして、現実の契約は、その話し合った結果に基づきまして、個々の調教師と個々の既務員の雇用契約ということになっている、こういうふうには私も認識しているわけがございまして。

○鈴木和美君 そこで、今度はまた労働省ですが、そういう状態で交渉しているんだけれども、私が先ほど指摘したように、調教師会の方にはお金がない、お金がないから交渉しても実体が伴わない、そこにストライキがはまってくるというふうなことになる、そこで労働省は、調教師会だけと交渉することは適当でないんじゃないかというところで、松崎さんのあつせん案が出たんじゃないですか。

そのあつせん案の中ではつきりしておきたいことは、ここに書いてありますように、これは何項ですか、「本あつせん案の受諾」となるものを含め、「一番後段ですが、「使用者側の債務履行については、日本中央競馬会において、これが担保に任すること」ということを言っているというわけです。つまり調教師会だけではだめだ、日本競馬会もそこちやんと担保して、よくめんどろ見

るなり話し合って援助してやれということが、このあつせん案の趣旨だと思つていますが、間違つていませんか。

○説明員(齋藤邦彦君) 確かに当時の中労委のあつせん案にはそのような趣旨のことが書いてございまして。これは先ほど若干申し上げたところでございましてけれども、法的には、調教師会と既務員組合との間の団体交渉というは行われるべきものであらう。しかし、それだけではなかなか実質的な団体交渉がうまくいかない。そういう意味で、馬主なり中央競馬会というふうな方々もその団体交渉に十分協力すべきではないか。こういう趣旨であつせん案は出ているんじゃないかというふうに思っております。

○鈴木和美君 つまり調教師会だけでは団体交渉をしても実際上、何というんでしょう、なかなか円満な妥結に至らない、財源上の問題が出てくるから。そこで、中央競馬会もよくタッチをしてやりなさいということであるというように理解しなければいけません、それでいいですか。

○説明員(齋藤邦彦君) 簡単に申し上げればそういうことだらうと思つてます。

○鈴木和美君 そこで、農水省にお尋ねしますが、そういうことだとすると、現在、先ほどの説明では、流動資産が九百十七億であるというお話だったですね。そこで、支出を差引いてみたら、たまたま三百億残るみたいな計算になっているものだから、竹下さんが目をつけたということになるわけですね。

そこで、いまの既務員の労働条件というものについてもう少し円満に交渉が進むようなことにするために、中央競馬会から、調教師というふうなものを常にやっている振興、助成というふうなものがある、そのことを振興、助成というふうなものに常にやっているならば、いま労働省が述べたようなあつせん案の趣旨を生かし切れないんじゃないですかと私は思つていますが、監督官庁としてそういう御指導をなさる気持ちがありますか。

○説明員(安橋隆雄君) 基本的に、既務員の雇用主は調教師であるということからいたしますと、

基本的原則といたしましては、基本給その他は雇用主である調教師が支払うということとございましてけれども、競馬の円滑な施行のためには既務員の身分関係の安定というのが前提になるわけがございまして、ただいまお話がございましたようないろいろな歴史的経緯も踏まえまして、競馬会の方で諸手当に対します助成でありますとか、あるいは福利厚生施設に対します助成というふうなものも行い続けてきているというふうな現状でございまして。

○鈴木和美君 大蔵省のどなたに尋ねたいのかわかりませんが、主税局長でないかもしませんが、競馬会の第一次納付金というものと第二次納付金というものの一つは第一次納付金というのは売り上げの一〇%ですね。それから第二次納付金は利益の上がった半分ということになります。それを俗に、別な税の言葉で言うと、第一次納付金の方はいわゆる消費税みたいなものだ、それから第二次納付金の方は法人税みたいなものだということに私はとらえたいんですけれども、それは間違いですか、税の性格から言うと。

○政府委員(窪田弘君) たとえとして大体そういうことかと思つてます。

○鈴木和美君 そうしますと、大体たとえでそんなものだとしたら、私はぜひ農水省、労働省で、先ほどから申し上げてきた既務員の条件改善に関する、つまり雇用のあり方というものの対してもう少し総合的に考える必要があると思つておられます。つまり中央競馬会と馬主協会と調教師会とあります。それから働いている人がいます。そういうものを、中央競馬会という名前にするか、何々会社というふうにするかは別にして、総合的に考えて、そこで既務員が雇用関係を結ぶというようにこれから発展した取り扱いを考えるべきだと思つていますが、そういう検討をさせていただくような気持ちにはございましてか。

○説明員(安橋隆雄君) 御案内のように、調教師は馬主から馬を預託を受けてまして調教、管理を行

うということでございます。既務員はその調教師に雇われている、こういう関係で歴史的な経過をたどってきているわけでございますから、この関係自体がいまここで特に問題が出てくるというふうにも思っていないわけでございます。過去におきましては、既務員と調教師との間のいろいろな紛争で、競馬の円滑な施行が行われないというように事態もあつたわけでございますけれども、最近におきましては、円満な話し合いも行われておりますし、そのために競馬会もいろいろ努力をされているというようにございまして、したがって、いま先生がおっしゃいましたような競馬会が直接既務員の雇用者となるというようなことは、適当ではないのではないかと、このように考へておる次第でございます。

○鈴木和美君 時間がありませんので、いずれまた、委員会だけじゃなくて、私は私なりの見解を持っていますから、その雇用のあり方とこれから事業のあり方について、ですから別途の機会にまた委員会でもぜひ意見を聞いていただきたいと思います。

そこで、最後ですが、大蔵大臣にお尋ねしますが、先ほどから話をしてきたように、たまたま九百十七億という流動資産を持っているものですが、そういう関係でこれも三百億出してこれというようにお願いの儀に及んだというんだと思うんですが、いつまでもこういうような、つまりファンのサービスに使わなきゃならぬお金をため込んだものを、それを持っていくというやり方は、余り適当でないと思うんですね。したがって、今後こういう問題のあり方について、基本的な考え方で結構ですから、大臣の見解を聞いて、私の午前の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 確かに設備投資によるファンへのサービスの向上でございますが、本来あるべき問題もあるかと思ふんであります。したがって、今後考えなきゃいかぬ問題というのは、安易にこういうものをすぐ念頭に置くべきものではない、そういう基本姿勢には変わりござ

いません。
○委員長(戸塚進也君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。
午後三時までは休憩いたします。
午後零時五十九分休憩

午後三時一分開会

○委員長(戸塚進也君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木和美君 私は、午後の質問は、電電公社の納付金問題について御質問したいと思ひます。

本件については、すでに五十六年から実施されている問題でございますので、基本的な部分については当委員会でもすでに議論があつたところだと思ひます。しかし私は再確認の意味も含めまして、多少ダブルとところがあるかもしれないけれども、勉強の意味でもお聞かせをいただきたいという立場で質問したいと思ひます。

まず第一は基本的な問題ですが、電電公社における収支差額は予算の段階から、資本勘定、つまり債務償還や建設投資のための資本勘定の重要な資金源として計上されてきたと思ひます。仮に予算を上回った場合においても、すべて資本勘定に繰り入れられることが法的に定められているわけでありまして、したがって、公社法第六十一条に言う利益金の積立金はすべて有形固定資産であると思ひます。そういう意味から申し上げますと、民間企業における内部留保金とは全く性格を異にしていると思ひます。つまり利益積立金から減額し今回整理することで国庫納付することは、現実的ではないと思ひんでございまして、電電公社の基本的な考え方を御尋ね申し上げたいと思ひます。

○説明員(勝屋俊夫君) お答えいたします。

電電公社といたしましては、当面、高度情報通信システムの形成、あるいは料金の適正格差の是正という重要な経営上の課題を抱えておることは先生御承知のとおりだと思ひます。そういうような現状におきまして国庫納付金を納付するということとは、こういうような経営に非常に大きな支障を与えることに相なるわけでございます。私どもといたしましては、私どもの経営努力の成果は、まず料金の是正あるいはサービスの改善の投資などから利用者に還元すべきである、こういうふうに考えておるところでございます。

したがって、こういうふうな国庫納付金は公社としてもより望むところではございませんが、一方国の財政再建の緊急性というふうなことを考えますれば、政府関係機関としてこういうような御要請におこたえするのやむを得ない措置である、こういうふうな受けとめておる次第でございます。

○鈴木和美君 ただいまの御答弁を伺いますと、電電公社としては法的にも現実的にもこういう利益があれば利用者に還元という立場をとるべきであつて、基本的には余り賛成でない、しかし国の要請だからやむを得ない、そういう態度であるというふうな何ってよろしうございすか、いまの態度は。

○説明員(勝屋俊夫君) 基本的に賛成でないというふうなことは、ちよつとこの席で申し上げるわけにはまいりませんが、先ほど私が御答弁申し上げましたとおり、国家財政の再建の緊急性を考えれば、政府関係機関の一員としてはやむを得ざる措置である、こういうふうな考えておるわけでございます。

○鈴木和美君 まあ余り賛成でないはずですから、これ以上質問は申し上げませんが、大蔵省にちよつとお尋ねします。
私は電電公社の経理のあり方については必ずしも十分修得しているわけではございませんが、今回、損益勘定じゃなくて資本勘定の方にこれが繰り入れられたということは、どういう経過とどう

いう議論の整理を行つて資本勘定の方に入つたんでしょうか。

○政府委員(窪田弘君) これは五十六年度の財確法のときに、四千八百億円の御協力をいただきましたときにいろいろ検討されたわけでございますが、損益計算上費用となる方式をとりますれば、それは結局利用者へ直接の負担をかける結果にもなりかねない、そういうことで公社が過去に累積した積立金から納付していただく、こういう方法をとりましていただいたわけでございます。この臨時納付金は、いま御答弁がありましたように、臨時かつ特例的な措置として公社の御協力を求めまして、公社の過去の利益の蓄積である利益積立金を取り崩して納付する、こういうこととしていただいた結果、資本勘定から支払うこととしていただいているわけでありまして。

○鈴木和美君 過去の積立金ということは、結局、利益は利益ですね。それが何で損益勘定に入らないで資本勘定に入るのかなというのが、いまの説明でもよくわからないんですが、もう一度説明してくれませんか。よくわかりません。

○政府委員(窪田弘君) 五十六年度に決めましたときに、その計算のやり方はいろいろあるわけでございますが、五十五年度の公社の自己資本の比率が過去の平均自己資本比率を上回っている程度を見まして、その上回っている程度、過去の平均が大体三三・五％とか六％とか、とり方によっていろいろな数字があるわけでございますが、それと五十五年度の自己資本比率三八・六％の差を五十五年度の総資本に掛けまして、大体四千八百億円という数字が出るわけでありまして、それを参考にしましてこの四千八百億円を決めさせていただいたわけでございます。したがって、その資本勘定における公社の過去の利益の積み立て、それが過去の平均を上回っている率を納付していただく、こういう構成をとりましたために資本勘定で処理をする、こういうことになったわけでございます。

○鈴木和美君 電電公社の場合には、利益が上が

った場合に、その利益の還元の仕事というのは、先ほどのお話ではございませんけれども、料金でないにしても、たとえば新規事業とか新しい計画をする場合にお金を借りながらやっていますし、またその利益金はそういうふうに使っていることになっていくわけですね。だから、そういうことであれば、資本勘定に入れるということは、国が金を貸してやらせることをまた取り上げて、またその取り上げたものに対して今度は電電公社の方が逆に公社債とか何々債を売って埋め合わせするというようなことのサイクルになるわけでしょう。だから、早い話、大蔵省が金を借りなきゃならぬものを電電公社に金を調達させるといふようなことのために、資本勘定の方に入れたというふうなことは私は理解できないんですが、おかしいですか。

○政府委員(窪田弘君) そういうことではございませんで、四千八百億円というのは、過去に積み立てられているもの、ごく簡単に申しますと、過去の利益から積み立てられているものを崩して払っていただく、それを四年間に払っていただくというお約束をしたわけでございますが、今回の措置は、五十九年度分として予定されていたものを五十八年度に繰り上げて払っていただくということをお願いしている。

そうしますと、御指摘のようにその間の資金繰りは確かに問題になります。積立金を崩して払っていただくわけですから、公社としての資金繰りとしては確かに資金が不足する部分が出ます。それはしかし公社全体の資金収支を見ますと必要な資金措置はしてあるわけでございますから、その支払いは差し支えないものと考えております。

○鈴木和美君 電電公社にお尋ねしますが、昭和五十六年、五十七年度の収支の状況というのは、利益がどのくらい上がったかということをお尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○説明員(勝屋俊夫君) お答えいたします。五十六年度におきましては、当初予算上九百三十八億円の収支差額を見込んでスタートしたところ

でございますが、結果的には事業収入におきまして約千七百八十億円の増収、支出につきましては約八百四十億円の節減が図られて、収支差額は三千五百五十八億円となったわけでございます。

また、五十七年度につきましては、当初一千七百六十億円の収支差額を見込んでおいたところでございますが、これは、御承知のように、五十七年度の決算は現在計数の取りまとめ中でございまして、まだ最終的にははっきりした数字を申し上げるには至らないわけでございますが、事業収入につきましては一千億円以上の増収、事業支出につきましては一千億円以上の節減が図られると、こういうふうに見込んでいた次第でございます。

したがって、このような見通しによれば、五十七年度の収支差額は少なくとも三千二百億円を上回るかと、こういうふうにご考えておるところでございます。

○鈴木和美君 五十七年度はまだ見込みだと思っておりますが、増収分で千億億円、それから節約分で約一千億円というように承ったんですが、この節約の一千億円というのはどういふことの節約で一千億円上がったと見込めますか。

○説明員(勝屋俊夫君) お答えいたします。支出の節約分につきましては、基本的には予算執行に当たる姿勢を非常に堅実にするということが第一でございます。そういうような堅実な予算執行に基づきまして、さらに五十六年度から新たに導入したいいわゆる月次決算という手法を軸にいたしまして、事業全般にわたる厳しき見直しをいたしまして、経理の効率的な使用あるいは金融費用の節減に努めたところでございます。

そういうような結果、先ほど申し上げましたような数字の節減が生じる見込みでございます。

○鈴木和美君 月次決算という言葉が出たんですが、それはどういうことですか。

○説明員(勝屋俊夫君) お答えいたします。月次決算というのは、公社の中で千数百の事業所がございますが、そのすべての事業所におき

まして、毎月の収入支出の決算をできるだけ早く把握いたしまして、それを計画と実績とを対比する、あるいは前年度との比較などを通じて、会計処理の適正化はもちろんでございますが、サービスの提供あるいは業務遂行の円滑化、あるいは増収努力といういろいろな問題につきまして分析、評価を行いまして、これを翌月以降の業務に生かす、こういうことによつて事業の活性化を図ろうとするものでございます。

その具体的な進め方としては、地域の特性を踏まえながら、各機関の創意工夫を尊重してできるだけ自主的、機動的に実施していく。こういうふうにしておるわけでございまして、この結果、予算執行の適正化、効率化につきまして公社全体に責任感が非常に徹底してまいりました。その結果、各機関においてサービスの向上、収入の確保、業務内容の見直しによる経費の効率化というような点で見えるべき成果を生んでいると、こういうふうにご考えているわけでございます。

○鈴木和美君 月次決算というところ、ある意味では理解はできないわけじゃないんです。つまり利益目標とか管理目標という意味なんじゃないから、それはそれなりに私はわかるんですが、言葉をかえて言うところの締めつけということですか。締めつけ目標を徹底したというように理解できないわけはないんじゃないですか。

○説明員(勝屋俊夫君) お答えいたします。

私も月次決算というこの手法の中で考えておりますのは、直接的な締めつけというふうなことは全くないわけでございます。私もどがやっております手法は、各機関にそれぞれの利益目標を与えるとか、収入目標を与えるというふうなやり方、あるいはその節減の目標額を示してそこまで絶対節減させる、こういうようなことではございませんで、先ほど申し上げましたように、各機関の創意と工夫を尊重して、できるだけ自主的、機動的に実施させるということでございます。

やや具体的に申し上げますと、たとえば収入面につきましては、お客様に対するサービスの向上

あるいはいろいろな便利な各商品の販売活動などを通じて増収施策をする。その増収施策の結果が一定の増収の金額としてあらわれてくる。支出面につきましても、直接的に職員を締めつける、あるいは設備に本来かけるべき金をかけないというふうなことではなしに、仕事のやり方、進め方を見直すことによりまして、結果として経費の効率的な使用が図られる、こういうふうにご考えておるところでございます。

○鈴木和美君 それぞれ創意工夫をもって経費の節減に当たるといふことは、それはそれなりに決して悪いことではないと思うんですよ。ただ、創意工夫という言葉は言葉としていいんですけれども、実際に支出の面で節約をするということ、締めつけというよりも、自動的にそういう気持ちを引き起こせるというんですか、そういうようなやり方は最近では余り聞かないんですが、最初取り入れられたとき電電公社の現場あたりにあいつに行ったらときに聞いた話としては、余り評判がよくなかったんですね、この月次決算方式というのは。

そういう意味で、最近では余り聞かないことになっていまして、いざにしろ、支出の面で節約されて一千億上がったということは、電電公社流に言うところ、これはある意味では経費の節減ですから、合理化という言葉に置きかえてもいいですか。

○説明員(勝屋俊夫君) 先生御指摘のとおり、ある意味では合理化というふうにご置かえていただいても結構でございますが、いま先生がお触れになりましたことについてちょっと触れさせていただきます。

ただいま先生御指摘のように、この月次決算を導入いたしました当初は、この手法に対する誤解というふうなものがあるところをございまして、いま先生御指摘のような誤解を、否定できないところだと思っております。しかしながら、そういうふうなことではない、私が先ほど御答弁申し上げ

ましたような趣旨だということを繰り返して、最近はこの月次決算の本来の趣旨というものがよく現場の隅々まで徹底しつつある、こういうふうな認識しているところでございます。

○鈴木和美君 私、ある意味では、効率化とか合理化によってそれぞれの努力が払われて利益が上ったというように理解をしているわけですよ。それは電電公社の労使の関係は、いろいろな問題は個々にはありましようけれども、お互いの話し合いの方式が非常に先進的だと思って私はいつも敬意を表しているんですが、そういう意味で、誤解のないような労使の話し合いというものをぜひこれからも進めてもらいたいと思うんです。

そこで、いま答弁がありましたように、仮に節約によって一千億上がった、それは合理化であるということだとする。

ちょっと話題が変わりますけれども、電電公社には労使間で合理化に関する基本的な合意で成立した労働協約がございますね。どんなものかちょっと説明していただけないでしょうか。

○説明員(大星公三君) お答えいたします。

昭和三十三年に全電通労働組合と私どもの間に「合理化の進展に伴う労働条件等に関する基本的了解事項」というのが結ばれているわけでございますが、その中の主なことを二、三申し上げますと、一つは、企業の合理化の進展に伴いましてそれなりに労働条件を改善していくという点が一つでございます。

それから自動化等に伴いまして、たとえば人が要らなくなるといふようなことが起こるのでございますが、そういう場合には極力職種転換あるいは勤務先を変えらるなど、配置転換と申すのでございますが、そういうようなことを全力を尽くしていろいろやりくりいたしまして、絶対に首切りのようなことはやらないというところが一つございます。

それから、いずれにいたしましても、技術革新

等新しい技術の導入に伴いまして、いろいろな仕事のやり方や何かが大幅に変わる場合に、その受け入れ側の職員の労働の態様なんかにつきまして、いろいろ受ける側からの意見といえますか、考え方も聞いてくれというふうなこともあって、事前協議制というのをやっております。

そして、実際に導入する二カ月前ぐらいに大体こんなような計画で入れるということをあらかじめ労働組合の方に話しまして、組合の方で検討いたしまして、これについてはこんなふうによつてもらった方が労働態様としてはベターではないかというふうな話し合いをいろいろやっております。しかしながら、すべてそれをのむわけにはいきませんものですから、最終的に話し合いがつかない場合には公社が一方的にやるといふようなこともございますが、そういうふうな事前協議制などを導入しながら労使の間で円滑に合理化を進めるようにしてございます。

○鈴木和美君 いま御説明がありました「合理化の進展に伴う労働条件等に関する基本的了解事項」という昭和三十三年十一月三十日の協約の説明だと思んですが、そこで一項に、「企業合理化の進展に伴い、労働条件は向上させる」と、こう書いてありますね。この協約を当てはめようとするは具体的にどういうふうな運用されてきているんですか。

○説明員(大星公三君) 御説明いたします。

労働条件の向上というものは個別、具体的な場合だと、かなり幅広くいろいろな場合があるのでございますが、たとえば自動化までには、昔からの非常に老朽化した局舎でもって、暗くかつ狭隘なところでもって執務をしていたというふうな場合があるのでございますが、そういう場合には極力自動改式の時点におきまして局舎を整備いたしまして、光だとかいろいろなスペースなどもある程度考えまして、いわゆる職場環境の改善をやるだとか、あるいは単純作業は省力化するだとか、それから特に最近交換機などには実質的にはコンピュータのような非常に高度な技術が入ってま

います。そういう場合は、それを十分受けられるようにかなりの事前の訓練というものを相当時間的にも金もかけましてやっております。

またそのほか、御存じのとおり、週休二日制というふうな大きな流れがございますものですが、それらにも対応いたしまして徐々に週休をふやしていく。また公共企業体というふうなことで、手当等につきましては、当然のことながら一定の枠があるのでございますが、その現行制度、予算の範囲内でそれなりに関係方面の御理解を得ながら、手当等の支給もやっておりますというふうなことでございます。

○鈴木和美君 俗称、労働条件の向上を図るといふ、その労働条件の定義なり内容というものは、それだけのところであるような解釈があるようですが、仮に労働条件というものが、賃金とか時間とか仕事量とか、その環境とか、そういうような分類に分けたとすると、いまお話しのように、同じ賃金でも基本賃金と賞与みたいなものがありますね。そういうものはこの労働協約に基づいて、電

労使の場合には、特別にそういう賞与制度とか、賃金についてはこれはなかなか当事者能力があるようでないわけですね、現在は。そういう意味で賞与制度とか労働時間について当事者能力を発揮して労働条件の向上を図ったというふうなことはあるわけですか。

○説明員(大星公三君) 基本的には先生いま御指摘のとおり、公共企業体という性格から、いわゆる基本賃金については特に電電のためにどうのこうのということとは不可能でございますが、しかし考えてみますと、事業体として当然ながら合理化努力をすることは、前提でもって、毎年ベイスアップができていくということが一つあるんでございます。

それから電電固有の問題につきましては、基準外のところで、言うならば、年間の臨時給与というふうなところで関係方面の御理解をいただきながら、当然のことながら予算、つまり給与総額の中でございますが、一時金のような形のもの

をいたしていくということでございます。

○鈴木和美君 ちょっと抽象的かもしれないけれども、「合理化の進展に伴い」という、「合理化の進展」という言葉とその時間的なものはどういうふうな考えたらいいのですか。たとえば合理化の実施に伴って労働条件の向上を図るといふ協約を書いているところもあるし、電電さんの場合には進展に伴って労働条件の向上を図る。進展に伴うというその進展というのはどういうことを指すのですか。

○説明員(大星公三君) 先ほどお話し申し上げましたように、直接的に結びつくのは、たとえば局舎の合理化とか何か環境整備というふうなことでございますが、一般的に手当てとかなんかいふような問題につきましては、そういったようなものをやった結果業績が具体的な数字であらわれた場合に、予算総則の範囲内で関係方面の御理解をいただいてそれなりに支給しているということでございます。

○鈴木和美君 電電公社の場合には第何次合理化計画という、第何回というのがよくつきますね。私はいまこの協約を中心にして質問したんですが、私の知った限り見た限りにおいては、今回のこの増収分も一千億も支出の面であつて、今回の増収分も合理化であると。みんないろいろな創造性を生かして知恵を出してもらったと。ある面から見れば、ちょっと金の使い方もシビアになったというふうなことを総合して、一千億というのは私の上がっているんだと思うんです。したがって、この協約から言くと、もって電電労使において当事者能力を発揮して労働者に還元できる、また還元しなきゃならぬという意味のこの、つまり労働協約を締結してあるわけですから、私はもっと大胆にその点をおやりなつたらいいんじゃないかと思うんです。それがよそばかり見なきゃならぬ。まあ、よそばかり見ているわけじゃないんでしうけれども、結果として横並びに何でもさせられるというふうになりませんか。職員にしてみれば、何のために

苦勞しているのかというようになって意欲がわかないんじゃないでしょうか。

そういう意味では、もう少しこの一時金などについて、今回の月次決算によるそういう制度を導入したことによっての経費節減が行われるというようにのことについての対応策をもっと大胆におやりになったらいんじゃないかと思うんですが、それに関する基本的な考え方はいかがですか。

○委員長(戸塚進也君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、宮本顯治君が委員を辞任され、その補欠として近藤忠孝君が選任されました。

○説明員(大星公二君) 基本的な考え方は先生のお考えで結構だと思っておりますが、一方では、先生御案内のとおり、私ども公共企業体という企業特性がございますし、それから御案内のとおり、電気通信事業を公衆電気通信法等によりまして法的な独占を与えられるというふうないろいろな特殊な状況もあるわけがございます。

そんなことから、私どもは民間の場合と違って、公共企業体としての一定の節度といえますが、そういう中での合理化に対応するところの反対給付というものを関係方面の御理解を得ながらいままではだいたいできたつもりでございますし、今後ともそういう努力を続けていきたいというふうに思っております。

○鈴木和美君 現行の公共企業体の公社制度では、予算総則とか給与総額制度があつて、電電の労使においていろいろな苦勞をなさつておつても、現行の制度の中ではどうにもならぬ。したがつて、現行の制度がえをしないと、条件向上とか労使の円滑な話し合いが進まないというふうなことに電電公社の関係者は考へておられるようだというふうな話をよく聞くんですが、現行の制度を變

えなければ円満な労使の話し合いができないというふうなことを思つていらつしやるんですか。

○説明員(大星公二君) 立法論的な話でございますので、大変むずかしいことでございますが、從來、私ども電電公社に与えられました電気通信事業の社会的な使命を果たすに当たっては、それなりの企業努力とそれに対応する従業員に対する還元というのをそれなりにやつてきたつもりでございます。世にいろいろ話が出ておりますのは、臨時行政調査会の電電公社の経営形態論で、電電公社個人、個人といひますか、企業個人といひますか、一応現在の公共企業体の一員ということとを離れて、一般論として、今後電気通信事業というものが非常に変化し発展していく過程でいろいろ経営形態のあり方というのを考へられるだろう、そういう論議の中で、一つの考え方として弾力性を与へ、より効率化を進めるといふような話も出ております。

○鈴木和美君 私の自分の個人的な見解は、現行制度でも予算制度とか給与総額制度にも少し弾力性を持たせるような、つまり早い話は、電電公社に当事者能力をもつと持たせる、そういうようなことができないわけはないと思うんですよ。それがたまたま臨調の経営形態の論議がたまたま複合しちゃつていふものから、なかなか話が進展しないということがあると思うんですが、ぜひ電電公社においても、せつかつ労使がこゝまで苦勞してやつていふ話なんですから、職員に報いられる、流した汗が報いられるみたいなそういう制度と、それから対応というものをしつかりやつていただきたいと思うんですよ。これは電電公社にお尋ねしているわけですから、大蔵省もそのところをはしつかり電電の労使の状態というものを見るべきだと思つておられますね。何でも横並びで、あれはだめだ、これはだめだ、カラ超動がどうだなんか言ふみたいな、重箱の隅をつつくみたいなことじゃなくて、もっと大きな視野に立つて、そういう努力に対する報奨、表彰というような意味でも対応をこれからやつてもらいたいというふう

に大蔵省にもお願いをしておきたいと思うんですよ。別に答弁は要りません。

さて、それでは郵政省にちよつとお尋ねしますが、いま電電公社からお話を承つておりますと、こういう利益金というものは国庫納付というふうなことで特例で持つていかれるということよりは、料金の還元というふうな、つまり利用者に対する還元すべきじゃないかという御意見もありませんか。私どもはそう思つておるんです。それが、お金がたまふところにあるものから、すぐ持つていかれるんですけれども、本来は利用者に対する還元という立場に立つてこういう問題の利益の処分というのが行われるべきだと思つておるんですが、郵政省の考え方はいかがでしょうか。

○説明員(吉高廣邦君) 臨時国庫納付金の件につきましては、先ほど公社からも御答弁申し上げましたように、国の財政の緊急な事態ということと、やむを得ざる措置として国会の御審議を経て現在の仕組みになつておるわけでございますが、先生いまお話の收支差額をどういふふうに見ていかかという問題につきましては、私どももいたしまして、できるだけ利用者の立場を配慮した、あるいは利用者に対する還元していくということを基本に考へていくべきだと考へております。

そのような見地から、利用者への還元のための施策をいたしまして、サービスの維持改善のための設備投資に充てた資金を充当するということが、利用料金金におきまして、これまで五十五年には夜間通話料金の引き下げ、五十六年には遠距離通話料金の引き下げ、日曜祝日料金の割引引きを行つて、なお今国会におきましては、さらに遠距離通話料金の引き下げを図るために所要の法案を御審議願つておるところでございます。

○鈴木和美君 衆議院の大蔵委員会だつたと思うんですが、郵政省は、この四年間にわたつて千二百億ずつ召し上げるというふうなやり方について、郵政大臣としては今後絶対にやらない、賛成しないというふうな態度を表明されたように聞いておりますが、郵政省の本件に關しての基本的な態度というのか、これからはこういう問題が起きたときにどういふ態度をおとりになるのかというふうなことをお尋ねしたいと思つておるんです。

○説明員(吉高廣邦君) 五十六年のときにもいろいろ御議論があつたわけでございますけれども、五十六年の法律が臨時かつ特例的なものであるということと措置されたところでございます。私どもとしてそのように受けとめておるところでございますが、国の財政が一日も早くこうした事態のないように願つておるところでございます。

○鈴木和美君 郵政大臣が衆議院の大蔵委員会で、絶対にこういうことには反対である、今後そのように対処をしたいということとを答弁なさつたと思つておるんですが、いかがですか。あなた大臣のかわりにここで答弁してくれませんか。

○説明員(吉高廣邦君) 大臣が答弁しましたことはそのとおりでございます。

○鈴木和美君 そこで、時間がございませぬので最後ですが、いままでは電電公社の問題について質問してまいりましたけれども、大蔵大臣がおられますので、大蔵省から最後に見解を聞いておきたいんですが、今回の国庫への特別納付金というのは、電気通信事業の使命やいま議論をしてまいりました独立採算制というものの堅持から言つても、本来あるべき姿ではないと思つておる。もちろん、特別異例であるという言葉をはつきりつけているように、あるべき姿でないということは大蔵省もこれは認めておられると思つておる。そこで、今後公社財政の安定の立場から、このような方法というものはもう絶対にとらないと、郵政大臣と同じような見解を大蔵省から表明していただきたいと思つておるんですが、いかがですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 先ほど来御質問を伺つておりました、御質問の御趣旨は、一々こもつともだと拝聴しております。

今回の繰り上げ納付によりまして、五十六年の財確法によりまして特別国庫納付金の総額が全部完了することになるわけでございます。今後、将来

の問題につきましては、ただいま御質問ございましたけれども、国の財政状況あるいは公社の財政状態、こういったものを考えたら重大な関係があるわけでございまして、したがって、いまこの時点でこの問題についてやるとかやらないとかいうことを言及する段階ではないと思いますが、絶対にやらなければならないというところで申し上げることもできませんけれども、しかしいざいかにしましては、少なくともこういう問題につきましては、安易に、イージーにやるべき問題ではない、かように考えているわけでございます。

○鈴木和美君 最後にもう一度お尋ねしますが、人のふところの手を出して盗むようなことはしないということに約束できますか。

○政府委員(遠藤政夫君) 御趣旨はごもっともでございます。今後国の財政状況が十分改善をされました、こういう事態が起らないように私どもは念頭に置いてまいりたい、かように考えております。

○多田省吾君 昭和五十八年度の財源確保法案につきまして基本的な問題から若干お尋ねいたします。

五十八年度予算は、伸び率一・四%で、昭和三十一年以来二十八年度の超緊縮予算でございます。一般会計の規模は五十兆三千七百九十六億円で、これを賄う税収は三十二兆三千五百億円で、見込みないわけで、残り十八兆円余りは公債発行と税外収入に頼らざるを得ないということになったわけですが、しかも国債につきましては、その消化面からの制約も強いために、十三兆三千四百五十億円でとどめて、あとは税外収入の増加を図って四兆七千九百九十六億円を確保することとなっております。この国債につきましても、赤字国債脱却ということから言えば、まだまだ大変な状況です。

ただいま議題となっておりますこの五十八年度財源確保法案、これによりまして、特例公債の発行で六兆九千八百億円、国債費定率繰り入れ等の停止によって一兆三千九百七十三億円、それから

特別会計、特殊法人からの繰り入れ、納付によって税外収入四兆七千九百九十六億円のうちの四兆七十七億円を確保しようとするものでございまして、この財源確保法案は、財政収支の不足分を可能な限りあらゆるところから集めて帳尻を合わせるための手段としたという性格を持っております。財政再建が達成されるまでに毎年同じようななかき集め作業を繰り返すことになるのではないかと懸念されますが、この点大蔵省は今後どのような見通しを持ってやっておりますか。

○政府委員(窪田弘君) 午前中の本委員会でも御議論がございましたように、財政の状況は容易でないことでございまして、今後歳出を切り詰めて、あるいは税外収入等にもあらゆる努力を傾注していかねばならないと思っております。

いま、あらゆる財源をかき集めて、こうおっしゃいましたけれども、私ども今後財政改革を進めてまいります途中の段階では、過去に蓄積されたものはすべて取り崩す、あるいは先に延ばせるものはできるだけ延ばしていくというふうな努力をして、その過程の中でまた制度の見直しにも取り組みまして、できるだけ早く特例公債に依存する体質から脱却してまいりたい、こういうふうに考えております。

○多田省吾君 この財源確保法案は法律の体系からいってもちょっと無理があるのではないかと。特例公債の発行と特別会計、特殊法人からの繰り入れ、納付というものは歳入項目に属するものである、国債費定率繰り入れ等の停止は歳出項目に属するものである。これらを一まとめにして一つの法案とするのでは、法律の体系としては大変不自然だという非難もあります。これはいかがですか。

○政府委員(窪田弘君) 確かに定率繰り入れの停止は歳出にかかわる問題でございますし、税外収入は歳入にかかわる問題でございます。あるいは特例公債の発行も歳入面の問題でございます。そこで、私どもはこれを歳入確保法ではなくて財源確保する法律、こう定義づけているわけでござ

います。

まあ、こういう問題につきましてはどの範囲のものを一括すべきか、あるいは国会の御審議のためにはそれぞれ御審議をいただくべきかどうかという問題がございしますが、私どもが内閣法制局に御相談をいたしましたところ、内閣法制局としては、一つの基準をもって考えなければならぬ、その法案の各事項が相互に関連して一つの体系を形づくる場合に一緒にすることが認められ、こういうふうな見解でございまして、今回の特例公債にまとめましたものは、特例公債の発行をお認めいただく権限をいただくということ、それに関連いたしました定率繰り入れの停止をお願いをしております。これは定率繰り入れの停止を五十八年度に行おうとすれば、結果的にどうしても特例公債の増発につながってしまいます。したがって、この定率繰り入れの停止と特例公債の発行は公債制度に関する措置であるという点で共通をしております。また停止によって特例公債の発行額を縮減できる、こういう点で共通な面がある。さらに税外収入の確保、定率繰り入れの停止、これらは広い意味で国庫内部における繰り入れに関する措置であるという点で共通をしております。大きく五十八年度の財源対策であるという共通の目的のもとに、それぞれそういった面での面を持つていくということ、ここまでのものは一緒にしてもよからう、こういう内閣法制局の了承をいただいて法案の御審議をお願いしている次第でございまして。

○多田省吾君 歳入確保法ではなくて財源確保法だからよろしいのだという御説明ですが、ちょっと苦しい御説明でございまして。

それじゃ、その財源確保のための法改正であるならば、税外収入四兆七千九百九十六億円を確保するために財源確保法以外にも数本の法律改正が必要なかれとございすけれども、なぜこの財源確保法案に盛り込まなかったのか、その辺の事情はどうですか。

○政府委員(窪田弘君) ちょっといま御答弁漏ら

してまいりましたが、そのほかに制度の恒久改正になるものはそれぞれの法律の改正をお願いすべきである。五十八年度の臨時的な措置のものをこの財源確保法にまとめさせていただいたわけでござい

ます。そこで、いま御指摘のように、造幣局特別会計法の改正、いわゆる補助貨の取り崩しでございす。あるいはたばこの定価法の改正というものは、これはそれぞれの制度の恒久的な改正でございすので、これは別途御審議をいただくことにいたしました。この一括法から外してあるわけでございす。

○多田省吾君 それでは制度改正から別法案にしたとおっしゃいますけれども、昭和五十六年度の財源確保法案におきましては、電電公社の納付金についても四年間にわたる措置を講じておりまして、これはまさに制度改正とも言うべきものであります。これはどういうわけでございすか。

○政府委員(窪田弘君) 五十六年の電電公社からの特別の納付金をいただくのは、これはそのときの臨時的な措置でございまして、電電公社制度そのものの改正ではないわけでございす。

また、四年間にわたる納付をしていただいておりますが、四千八百億円を納めていただくというところは、そのときに決めていただいたわけで、その納付を四年間に分割していただきたわけで、こういうことでございすので、五十六年度のときはその支払いが四年にわたる点も入っておりますが、今回の財源確保法では五十八年度の単年度限りの措置だけを一括法にまとめさせていただいており

ます。

○多田省吾君 私は、公債の発行とそれから税外収入の増収策という異質のものを一つの法案にまとめることすら疑義があるのに、先ほど申しましたように、この法律案は加えて歳出削減の手段としての国債費定率繰り入れ等の停止措置、こういう正反対の内容を持つもので一括して盛り込んでおります。こういう財源確保法案のようなもの

を、私はことしだけの異例の措置とは思っておりませんけれども、もし財政再建が着実に進行しなかった場合、また五十九年度も六十年度もこういったものが出てくるんじゃないかと非常に恐れておりますが、今後のお考えはどうですか。

○政府委員(窪田弘君) 国の財政が容易ならぬ事態でございますから、けさはどこからもお話にありましたが、あらゆる努力をし、また制度の見直しも行っていく考え方でございます。その過程の中では、法律の改正をお願いせざるを得ないものも多々あるかと思っております。

そこで、私もはどの範囲をまとめてお願いし、どこは、これは別々をお願いすること、これは国会の御審議の権限とも関係があることで、余り差し出したことを申し上げるべきではございませんが、しかし私どもの考え方としては、似たりやうなものはまとめて審議をお願いした方が御理解をいただきやすいのではなからうか。特例公債の発行をお認めいただく場合に、それと関連した措置をとっております場合は、それをまとめて御審議をいただいた方が、あるいは御理解を得やすいのではなからうかという考え方もあります。こういふ措置をとっているわけでございまして、今後いふ面でもまた関連する法案と一緒に審議していただくことも全くあり得ないわけではないと考えております。

○多田省吾君 次に、特例公債の発行と国債費定率繰り入れ等の停止に関連しまして、国債の問題について若干質問します。

金融機関における国債窓販はまだ始まったばかりでありますけれども、金融機関別の販売実績ありは、その特徴などをひとつ簡明にお答えいただきたい。

○政府委員(宮本保孝君) 正確な報告は、五月二十日まででございますので、正確な数字ではございませんが、ヒヤリングいたしましたところによりますと、全体で九百五十億販売できております。主たるところは都市銀行三百四十、地銀が二百五十、信託銀行が百四十五、農林中金が百十、

こういうふうなふうになっております。感じいたしましたし、窓販の最初の月であるにもかかわらず、すべり出しといたしましては、まずまずであったんじゃないかというふうに考えられます。

○多田省吾君 銀行サイドには、将来のディール認可を早めるために窓販の実績をつくっておきたいという意向もあるようでありますが、そのような傾向は見られるのですか。

○政府委員(宮本保孝君) この銀行等により窓販は、まさに国債の円滑な個人消化の促進を図るものでございまして、そのディール認可に結びついていっているものとは考えていないわけではございません。

ディール認可がいつ認められるかにつきましては、まだ結論が出ておりませんわけでは、ディール認可につきましても、非常にリスクリーズな面がございますので、仮にこれが認められまして、具体的に認可をしていくというふうな段階になりましても、窓販とは別の観点から慎重に判断していくべきものと考えております。そういうふうな意向は事前にも金融界に伝えてございまして、お尋ねのように、金融機関が窓販の実績を上げることによりましてディール認可の認可を得ようということをお願いしたものとでは考えておりません。

○多田省吾君 ディール認可業務は、公社債売買によって利ざや手数料を稼ぐことになりまされども、ディール認可によって赤字を出さないで済むのは銀行でも幾つもはないのではないかと、この言われておりますが、大蔵省はこれをどのように見ておりますか。

○政府委員(宮本保孝君) いま申し上げましたように、ディール認可自体はまだいつからというふうなことが決まっておりますわけではございませんから、具体的な御質問にお答えするわけにはまいらないわけではございません。先ほど申し上げましたように、仮に認められた場合に、具体的な認可をするに当たりましては、その点なども十

分考慮しながら判断していくことになるものと考えております。

○多田省吾君 次に、国債の銀行窓販に加えて、今度は郵政サイドからも、郵便局窓口で国債販売をやられてくれというふうな要求も出されていると伺っておりますけれども、そのような事実はございいますか。

○政府委員(加藤隆司君) 郵政省からそのような要請は聞いておりません。

○多田省吾君 それでは銀行窓販のねらいというのは、大量発行の国債を個人にも安定的に持つてもらうということにありますが、この点でのみ考えれば、全国津々浦々にある郵便局の窓口で国債を販売するということは、その要請に合致するものとも言えますけれども、この点についてもし要求があれば大蔵省のお考えはいかがでございいますか。

○政府委員(加藤隆司君) 先ほどの金融機関の窓販を始めたばかりでございますので、これの定着に努力をいたしていきたいというのが基本ラインでございいます。

郵政省の方のそういう要請があった場合云々という御質問でございますが、臨調の答申の中に官業のあり方につきましては、民業を補充しつつ適切な役割を果たしていくことを基本とするというふうな趣旨が盛り込まれております。私どもといたしましては、このような考え方と、それから大量国債の安定消化という観点等を踏まえまして、慎重に検討をしなければならぬと思っております。

○多田省吾君 昭和五十七年度分国債について伺いますが、本年三月までの国債発行実績はどうなっておりますか。

○政府委員(加藤隆司君) 補正後で、総体で十四兆三千四百五十億でございますが、三月末までの実績は十四兆四百七十七億、残りが三千三億円でございいます。

内訳で申しますと、シ団引受の十年利付国債が七兆一千億、シ団引受の五年割引国債が二千億、公募入札による中期国債が二兆六千六百五十億、

運用部引受の十年利付国債が三兆七千億、信託業界向けに発行いたしました十五年利付国債が三千億というふうになっております。

○多田省吾君 いまお答えございましたように、補正後発行枠と実績との間には三千三億円の差額がある。これは出納整理期間発行ということになると同時に、現在の税収動向から見ましても、全額発行ということになると思われますけれども、どうでございいますか。

それから年度当初の発行計画と実績はもう四兆円ほどずれがあるわけではございますが、そのずれの理由をひとつ簡明に御説明いたしたい。

○政府委員(窪田弘君) 発行が当初よりふえたのは、異常な災害がありましたこと、あるいは税金が当初予定しておりましたより大幅に落ち込みましたので、それを埋めるために結果的に公債発行を増加せざるを得なかった事情でございまして、御指摘のように三千三億残っております。しかし、これは出納整理期間発行ができる権限を認めていただいておりますが、いま税金につきましましては、まだ七月初旬になりませんと、はっきりいたしませんし、税外収入は五月の末、歳出につきましても大体五月末になりませんと、どのぐらいの剰余が出るかということがはっきりいたしません。そこで、これらの状況を最終的に見きわめまして、剰余金が出ないよう適切な対処をしていきたいと思っております。

○多田省吾君 年度途中の増発分の大半は、シ団引受とそれから中期国債の増加で賄われておりますが、国債世話人会等の場では、シ団側は、シ団引受を増加させることを拒否するという態度をとっております。その際シ団側は、国債の売却制限、発行後約百日間を撤廃すること、それから発行条件の奨励化等を要請しておりますけれども、これに對しまして大蔵省はどのように対処されましたか。

○政府委員(加藤隆司君) 御指摘の点でございしますが、売却制限につきましては、シ団内部に必ずしも意見の一致が見られておりません。それから

市場実勢をできるだけ尊重するという点は、私どもも本来そういう考え方でございますので、極力努力をいたしておるわけでございます。

そういうことでシ団側が増額発行の引き受けを拒否したという事実はございませぬ。

○多田省吾君 五十七年度中には七月とそれから五十八年二月の二回、休債という異常事態が生じております。この要因は、一つは国債の過剰発行、二つは市場金利を無視した発行条件の設定等にあると指摘されておりますけれども、大蔵省はどのように認識されておりますか。

○政府委員(加藤隆司君) 七月とことしの二月に休債をいたしました。これは内外の関係する諸情勢が非常に激動いたしております。その中で前回の条件で発行したいという基本的なスタンスを私どもが持ったわけでございますが、その考え方をめぐりまして周囲の環境が非常に激動いたしておりますために、シ団側との間で明確に将来の見通しがまともでない、意見の一致を見ないというような事情がありましたことが、基本的に休債をいたしました理由だと考えております。

○多田省吾君 国債というのは年度間を通じて平均的に発行されることが公社債市場の安定という立場から大事だと思っております。ところが、本年二月に国債発行を休んだことから、これにつらねまして、事業債も四十七年六月以来十年八ヵ月ぶりに休債という事態が生じております。これは国債が事業債の起債市場に対する擾乱要因になったと理解されますけれども、大蔵省はこの点どう考えておりますか。

○政府委員(加藤隆司君) いろいろな見方がございますことは事実でございます。ただ、国の方の資金需要というのもございます。それから民間の資金需要もある。金融市場、資本市場のそのときどきの内外のいろいろな動きがあるわけでございます。その中で、御指摘のように安定的に、標準的に発行していくという基本的な考え方とおつておるわけでございますが、内外非常に流動する場合は、なかなか理想論のようにいかない場合が間々

出てまいります。たまたま二月には非常に内外関係が激動いたしまして休債ということになったわけでございますが、事業債がそのあたりを食ったということよりも、国債が休債したから休債したということよりも、国債の休債を方向づけた内外の市場動向、資金需給、そういうような方に問題があったんだらうと考えております。

○多田省吾君 五十八年度の国債発行について伺いますが、国債発行額十三兆三千四百五十億円で、発行形態別に発行計画を簡明にお示しいただきたい。

○政府委員(加藤隆司君) シ団引受の方でございますが、十年利付国債が六兆四千億、五年割引国債が二兆億、合計六兆六千億が一つのグループでございます。第二のグループは、資金運用部による国債引受で三兆七千億でございます。それから中期債、二年から四年でございますが、公募入札によりまして三兆四百五十億円予定いたしております。これ以外に借換債で市中に出る分もあるわけでございます。

○多田省吾君 割引国債を除いたシ団引受分六兆四千億円は、全額従来のシ団引受形式で行われると理解してよろしいのかどうか。それとも、たとえば私募形式の直接発行や期間の変更等があり得るのかどうか、お尋ねします。

○政府委員(加藤隆司君) 目下のところは、全額シ団引受で発行したいと考えておりますが、先々そのときどきの情勢を見きわめながらやらなければいけない要素があることは事実でございます。

○多田省吾君 発行計画を作成するに当たって、シ団側から特に要望された事項としてどのようなものがあつたのか、それに対して大蔵省としてどう対処されるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(加藤隆司君) 四点ございまして。一つは発行額自体を圧縮するという点と、その中から市中に出ていく分をできるだけ減らしてくれというのが一番でございます。それから二番は発行条件をできるだけ市場実勢に合わせて機動的

的に考えてくれ。それから三番目が国債の引受手数料の引き上げでございます。四番目が先ほど御指摘がありました国債の売却制限の撤廃でございます。

それで、四番目の売却制限の撤廃につきまして、シ団の中の証券団の方から慎重に取り扱うような要望が出されておまして、これにつきましては、さらに慎重に検討ということにいたしましたわけでございます。

まず、最初の発行額の圧縮、なかなか市中消化額の減額でございますが、これは前年の補正後に比べまして明らかに数字が減っているわけでございます。

それから二番目の市中実勢に合わせて機動的改定ということでございますが、これは昨年来の事実の中にそういうような私どもの基本的な姿勢が反映されております。

それから三番目の手数料の引き上げでございますが、これは今回予算積算上、従来の六十銭から七十銭に引き上げまして、約六十五億円になりましたが、増額を図っております。

○多田省吾君 引受手数料の引き上げで国庫の負担増が六十五億円という御答弁でございますが、この引受手数料の引き上げはどのような理由からなされたのですか。

○政府委員(加藤隆司君) 御承知のように、証券団は募集と引き受けをやるわけでございます。それから金融機関は従来引き受けだけをやっておつた。それがことしの四月から証券団と同じように一定部分は、われわれ募集りと省略しておりますが、募集りと引き受けをやる。そうしますと、その分金融機関は証券と同じような二つの手数料が必要になるわけでございます。そういうようなことで、大体その両方をやる分として三七割ぐらゐる。

従来その半分ぐらゐる率であつたわけですが、そういうような積算をいたしまして、全体で両方やった場合、募集りと引き受けをやった場合は一円でございますが、そういうような一円の部分の比率を上げたとき、そういう改定でございます。

す。○多田省吾君 国債貸定率繰り入れ等の停止について伺いますが、五十七年度、五十八年度の繰り入れ停止に続きまして、さらに五十九年度も停止されるという報道もございしますが、三年間も連続して繰り入れ停止するというのでは、公債政策に対する国民の理解と信頼を得るところにあるとされている国債整理基金の制度そのものを否定する結果になると思いますが、これはいかがでしょうか。

○政府委員(窪田弘君) 一部そういう記事が新聞に出ることがございますが、私ども現在のところ、定率繰り入れを五十九年度停止するというふうなことを決めておるわけではございません。いまおっしゃったように、定率繰り入れ制度は国債償還制度の基本でございますので、これを今後とも維持していきたいと考えております。

○多田省吾君 次に、特別会計、特殊法人からの繰り入れ、納付について伺います。

まず、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰り入れについてでございますが、五十八年度において保険勘定から二千五百億、保障勘定から六十億を一般会計に繰り入れることになるのでございますが、それぞれの勘定の剰余金はどのように推移してきたのか、五十年以降の数字をひとつ簡明に御報告をお願いいたします。

○政府委員(熊代健君) 自賠特会の累積運用益の推移を御説明いたしますと、保険勘定が五十年一千三百三億、以下各年度を過って申し上げますと、五十一年度四千四百十三億、千八百五十五億、二千三百五十億、二千九百五億、三千五百四十億、四千二百四十五億、五十七年度五千十億、それから保障勘定が、五十年二千億から二十八億、三十七億、四十七億、六十億、七十七億、九十九億、五十七年度百二十四億でございます。

○多田省吾君 政府が行つていた自賠責再保険事業でいま報告していただいたような黒字になつておりますけれども、民間の保険会社が行う自賠責保険事業、これも累積黒字があると思ひますが、

実態はどのようになっていますか。

○説明員(猪瀬節雄君) 民間につきましても、自賠責につきましては四割を再保険いたしております、原則としてその四割が黒字として残っておりますわけでございます。過年度の細かい数字がちょっと手持ちにございませんので、大変恐縮でございますが、五十六年度末の数字で一例として申し上げますと、全体の収支の累計が二百二十六億円あるわけでございますが、このうちいわゆる損保会社分は七百二十七億円、全体の約三四%でございます。六対四の割合に必ずしもなっておりませんが、これは、原付、いわゆる二輪車でございますが、これにつきましては特会での再保険というものがございまして、すべて民間保険会社だけで再保険をいたしてございます。したがって、最近のうちに二輪車の事故が非常に多くなっておりますので、必ずしも四割にはなっていないわけでございますが、現在五十六年度末で七百二十七億円の黒字を持っております。

○多田省吾君 自賠責保険は、最近の自動車事故の増加によりまして、五十三年度以来単年度収支では赤字が続いているために、自賠責保険審議会では料率引き上げの検討に入られたとされております、引き上げ幅は三〇%程度という大幅なものになりそうだと、この予想もありませんが、自賠責保険は自動車損害賠償保障法に基づく強制保険でありまして、いわゆるノープロフィットが原則であるはずでございます。したがって、単年度収支が赤字であったとしても、今日までの経過で累積された黒字があるとすれば、安易に料率の引き上げを行うことは避けるべきだと、このように考えますが、いかがでございますか。

○説明員(猪瀬節雄君) 全くお説のとおりだと存じます。御承知かと存じますが、自賠責の保険収支は、五十三年度以降単年度で赤字になっておりまして、特に最近では自動車事故の増加が反映されてきて、その赤字幅は年々拡大の傾向にあるわけでございますが、過去に蓄積いたしました収支の

黒字がございまして、これを食いつぶすと申しますか、補てんいたしながら、現在なお黒字が見込まれている以上引き上げというようなことは考えておりません。自賠責審議会がそういった検討が行われているというような報道があったことは私も承知いたしてございますが、実際に審議会においてそのような一般的な引き上げというものを御審議願っているという事実は全くございません。

○多田省吾君 第二次臨時行政調査会では、五十八年一月の第二部会報告で特別会計制度の合理化について触れておりました、特別な資金の保有を認められていたもので、保有額の妥当性に疑問があるものといたしまして、その例に補助貨物回収準備金を挙げられており、長期的に多額の剰余金が繰り越し処理されているものの例といたしまして、この自賠責特別会計を挙げまして、これらについて一定の合理的な限度を超える場合は、その超過分を一般会計への納付、受益者への還元にあてることを改革の方策として打ち出しております。今回の措置はこの答申を受けて行われたものではなくて、予算編成の段階ですでに措置されていたものでありまして、政府の事業についての技術的見直しが行われた上での余剰金の繰り入れではなく、単に現時点での余剰金を実質上借り入れの形をとっておりまして、疑問が残るわけです。そこで、今後の問題といたしまして、一定の合理的な限度額というものはどの程度の額をいうのかということと、第二臨調の報告からすれば、明らかにしなければなりません。その第二臨調の答申が出た時点で四四月が経過しておりますけれども、この点どのような検討がなされましたか、御報告願います。

○政府委員(窪田弘君) 確かに臨調でそういう御指摘をいただいておりますが、今回の措置はそれと直接関係なく、いまもお話がありました、その累積運用益の半分に相当する額を国で一時的に借りをするという措置でございます。なぜ半分かということもさしたる理由はないわけ

で、現在その運用益の使途を運輸省で御検討中でございますので、さしあたり二分の一程度お借りをして、この特別会計の運営に支障はないであらうという想定のもとにこういう措置をとらしていただいているわけでございます。自賠責特会が収支のバッファーとしてどのくらい積立金を常時保有すべきかというふうな問題は、事故率でございまして、支払状況と関連をいたしまして、現在まだ具体的な数値をお示しできる段階ではございません。

○多田省吾君 運輸省に対して一点お尋ねしたいんですが、運輸省ではこの受益者還元というようにすることはどのような検討をしておりますか。また保険金の引き上げの問題あるいは自動車事故対策センター補助金の増額の問題、あるいは交通遺児の方々に對する対策、こういったものがどうなっているか、ひとつ簡明に御説明いただきたいと思

います。○政府委員(熊代健君) 自賠責特会の運用益につきまして、保険契約者の納付した保険料を原資として発生したものである、したがって本来保険制度の趣旨に沿って活用しなさいかぬということでは、私も十分そのように考えております。で、いま御質問の累積運用益について、これまでも先生御指摘のように、将来の保険収支の改善のために留保すると同時に、自動車事故防止事業あるいは被害者救済事業というものに活用してまいったところでございますが、われわれとしまして、今回の一般会計の納付分を含めまして、保険料率の抑制、保険料率をできるだけ抑制していくということ、それからもう一つは、保険金限度額を檢討する、この二つを中心に現在保険契約者への利益の還元方法としての具体的な方策を検討中でございます。いま申し上げた大きな二つの柱をどのように組み合わせるのが一番適切であるかというふうな点を中心に検討をいたしておる次第でございます。

○多田省吾君 最後のいま交通遺児の方に対する対策はどうなっているか、これをお願いいたします。○政府委員(熊代健君) いまも申し上げました交通遺児関係は、被害者救済事業ということで、保障勘定の方から毎年補助金の形で出しております。これは中身といたしましては、一つは高等学校の授業料の免除を県が行う場合にこれに対する補助をする、あるいは交通遺児育英会を通じて貸し付けをするものに対する補助を行うというふうなこと、それから先生先ほど御指摘になりました自動車事故対策センターを通じます貸し付け、無利子貸し付けでございますが、こういう点でやっております、五十八年度予算におきましても、自動車事故対策センターからの貸し付けの月額を引き上げる、あるいは交通遺児育英会に対する補助金を二〇%強ふやすというような施策も講じておるところでございます。○多田省吾君 私は、交通遺児の方々に對する対策等は強化していただきたい、このように強く要望いたします。それから任意制の自動車保険についても二〇%程度の保険料の引き上げが損害保険会社で検討中であると聞いておりますが、保険収支の動向と再保険を行う特別会計の余剰資金の存在というものは、明らかに関連性のあるものでございまして、特別会計の余剰資金を無視して料率の検討を行うというのでは自動車ユーザーの合意は得られないと考えますが、大蔵省はどのように考えておりますか。○説明員(猪瀬節雄君) 任意自動車保険につきましてのお尋ねでございますが、任意自動車保険の収支も自賠責保険の収支と同様、最近における自動車事故率の上昇というものを原因といたしまして急速に悪化しております。特に対人関係を中心に悪化しているというのが現状でございます。ただ、任意保険におきましては、毎年料率の検証を厳格に行いまして、毎年の収支をよく検討いたしまして、余剰がある場合には翌年に料率を引き下げるという形で、その都度契約者に還元してきておるところでございます。たとえば対人賠償につきましては、昭和四十九年に平均一四%の引

き下げを行っておりますし、昭和五十一年には平均で一六%引き下げ、昭和五十三年には五%の引き下げをやっております。また昭和五十六年には、対物で平均しまして約八%、車両で約一六%、余りの料率の引き下げを行うというようなくあい、年々の収支状況を見ても細かな料率調整を行っております。

したが、いまして、任意保険では、いわゆる自賠責と違ひまして、その余給がほとんどないわけでございまして、収支が悪化すればそれ相応の手当てを考えるのはやむを得ないというぐあいに考えております。

現在自動車料率算定会で料率調整を検討中でございますが、いわゆる純粋に保険金の支払いに充てられます純率の部分、この点につきましては、収支に見合った引き上げはやむを得ないのではないかと思うわけでございますが、ただ、会社の経費相当部分につきましては、極力引き上げの圧縮を図りまして、少しでも契約者の負担増を食い止めるように努力してまいりたいと、かように考えております。

○多田省吾君　自賠償特会から一般会計への繰り入れに關する今回の措置につきまして、五十七年度十二月二十五日でございますか、運輸大臣と大藏大臣との間で覺書が交わされたと聞いておりますが、どのような内容でございますか。

○政府委員(窪田弘君) 三点ございまして、
一、一般会計への繰入額は、昭和五十八年度限
りの臨時異例の措置として行うものとする。
二、自賠特会から一般会計への繰入金相当額
は、原則として昭和六十一年度から昭和六十

七年一度までの間において分割して、一般会計から自賠特会に繰戻すこととする。

三、自賠特会の積立金は自動車損害賠償責任保険契約者の利益のために活用することとし、その具体案については今後検討する。

以上三点でございます。

○多田省吾君 次に、電電公社の臨時国庫納付金の特例についてでございますが、今回の措置は、

五十九年度に納付されることになっております千二百億円を、五十八年度に繰り上げ納付させることとするものでございますが、これでは五十六年度の財源確保法で予定していた五十九年度の財源が完全に先食いされて穴があきますが、この手当てはどうするのか。

それから第二点は、五十九年度分として予定されている財源を先食いしてしまうのは、電電公社の経営が技術革新や生産性の向上等の企業努力によつて順調に推移していることから、五十九年度以降も相当程度新たな臨時納付金を納付させることが可能であるという判断があつてのことと思わざるを得ないのでありますが、大蔵省の考えはいかがでございますか。

○政府委員(窪田弘君) 今回の千二百億圓は五十九年度に納付していただくものをいわざわざ繰り上げていただいたわけでございまして、その意味では五十九年度に予定されておりました税外収入を先食いしてしまつたわけでございますが、五十九年度の予算、これは全体として非常に厳しい状況にございます。その収支の状況で歳出を切り詰め、税外についてはできるだけだけの努力をすることによって財政改革を一步進めてまいりたいと思つております。

これを繰り上げたということは、五十九年度も当然この同じ措置をするということを前提にしたのではないかと、御指摘もありましたが、それはそういうことはございません。五十九年度以降もこういう措置を絶対しないということは、いまの段階で申し上げかねるわけでありすけれども、しかし、安易にこういうことをやるべきものではないというふうには考えております。

○多田省吾君　大蔵大臣に二、三点お尋ねしたい
 と思います。

一つは公定歩合の引き下げの問題でございます。午前中も論議があつたそうでございますが、大蔵大臣は四月末の七カ国蔵相會議に御出席なさつてこられたわけでございますが、三月から四月にかけて景氣回復のためにはどうしても公定歩合

の引き下げが必要だという論議が高まったわけでごさいます。ただ、日銀はそれを実行しなかった経緯がごさいます。それで外国政府やOECDなんか、公定歩合を日本が引き下げると円安加速がつくので好ましくないという考えで、慎重に臨むべきだというような考えを伝えてきたのではなにかというような予測もされているわけでごさいます。

また日銀総裁はワシントンでの記者会見で、公定歩合の引き下げには長期金利体系の抜本的な見直しが必要である、政府にその対応を求めるといふような発言をされておりますけれども、その点大蔵大臣はどのような見解を持っておられますか。

○國務大臣(竹下登君) 公定歩合の操作、これは日銀の専權事項であるという大原則があることは申すまでもないことでございますが、私も四月四日に本院で予算を議していただきまして、翌四月五日、今後の經濟対策の中で「当面の課題として」、「金融政策の機動的運用」、こういうことを一項目書いてあるわけであります。それは当然日銀の持たれる権限においてやられることでございますが、いわば公定歩合の操作、そしてまたこれは公定歩合の操作と直接の關係はないにいたし

まして、長期金利等々の問題についても抱合してそういう言葉として書いておったわけであります。

そこで、確かに公定歩合の操作によって円安という結果を招いた場合においては、これはまたぞろ先進国間におきまして、日本が作爲的な円安を誘導することによって輸出の増進をもくろんでおると、こういう批判が従来も出ておったことも事

実でございます。そういう為替レートの安定という問題が、いわば公定歩合の操作をおやりになるに当たりまして、重要なポイントの一つであるというふうには私も一般論として承知しておるところでございます。

しかしながら、きょうは二百三十二円十銭でひけたわけでございます。全般的に見ますと、この

円安傾向からのあるいは円高指向への定着とでも申しましようか、そういうような状態にあるわけでございますけれども、現実問題として、為替レートというものは、短期的には確かに相互の金利差、二番目は経常収支、三番目はインフレ率とでも申しましようか、そういうような感じで進むものでございますので、中長期的には経済のファンダメンタルズによつて決定されますが、どれだけが、いまが適正かどうかということになりますと、それが適正であるという表現は、率直に言つて、これはむずかしいものでございます。私どもといたしましては、まだ円高の基調が継続されるということをやいま期待しておるといふ段階でございいます。

ただ、七カ国蔵相会議等におきまして、日本の公定歩合の操作が円安につながる危険性があるからこれは避けるべきだというような意見はございませんでした、率直に申しまして。

○多田省吾君 確かに外国政府やOECDでは、一ころ一ドル二百三十五円から二百四十円という円相場の水準が持続したわけでございますが、日本経済の実力から見て安過ぎるという一致した判断があったと思います。いま大蔵大臣から、この二、三日二百三十二円台に推移いたしまして、きょうは二百三十二円十銭でひけた、これは円高指向への定着という言葉を使われておりますが、二、三日じゃ継続と言えない、何日ぐらい継続したら継続と言えるのかですね、その辺。

それからそのような二百三十二円程度の継続になったならば、まあ円相場が安定したということ、公定歩合引き下げの一つのこれは要因になると考えてよろしいのかどうか。その辺もう一度ひとつお答えいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 為替相場の継続的安定であるいは円高基調というようなのは、日銀当局におかれて公定歩合操作の一つの要因とされるであろうことは、私も同意見でございます。一方今度は、このところ實際、連休がございまして、また土曜日は市場がクローズいたしますし、それで

ワシントン、日本、ロンドンと、こういう順番でやってまいりまして、わが方は連休、向こうはあいてるという事実もございませう。したがって、わが方の日にちから見れば、確かにまだ日にちはわずかである。したがって、多田委員おっしゃいます、されば何日が継続的円高基調の継続というふうに認められるかということになりますと、それこそ大変むずかしい問題でございまして、およそ何日ぐらいということは言葉で、尺度ではかるという事はむずかしいかと私は思っております。

したがって、今日のところ二百三十二円十銭でひかまして、そうしてこの円高の基調が継続されることを期待しておる。そしてわが方から見れば、米国及び西独に比べましても経済のファンダメンタルズはいいというふうなお答えまでが限界ではなからうかと、こういうふうな考えをしております。

○多田省吾君 もう一点は、先ほど御質問したのですが、日銀総裁は、長期金利体系の技術的見直しが必要であり、政府はがんばってもらいたいというふうな発言をしているわけでございませう。長期金利をどうしたら引き下げられるかという問題、大変でございますが、これはどうお考えでございますか。

○国務大臣(竹下登君) 元来、長期金利は、長期資金需要等を勘案しまして関係者の中で自主的に決定されるべきものでございませう。が、結果として、いま国債の金利を中心としていわゆる長期金利体系ができておることは事実でございませう。

で、国債の大量発行あるいはこれに伴う公社債市場への急拡大を背景といたしまして、長期金利の自由化、弾力化が漸次進展してきておりますが、こうした中で金融の自由化がさらに進展していくとすれば、いまだのような長期金利体系を維持することは次第に困難となってくることも考えられようと思ひますが、いま直ちにどのようにして長期金利を政府として、日銀総裁の発言の趣旨は

定かでないけれども、要するに公定歩合を下げて短期金利は連動しても、長期金利が恐らくなかなからぬ、その点については政府当局がもっと工夫すべきだと、こういうふうな仮にそれをとるといたしまして、にわかにはこれをしてこれをとっていくかということとはなかなかむずかしい問題でございませうが、私も十分現実に対応するような工夫をするべくこれは勉強させていただきなさいかね問題だと思っております。

○多田省吾君 四月二十八日の与野党書記長・幹事長会議で自民党の二階堂幹事長から、減税問題につきましては、一つには景気浮揚に役立つ相当規模の減税を必ず実施する、それから二つには政府税調の結論も急がしておるから規模も含めて秋口には結論を出させる、それから三つには減税の財源に増税をもつてすることは考えていないと、こういう発言があったわけでございませうが、減税の財源に増税をもつてすることは考えていないということは、具体的にはこれは大型間接税と絶対的に抱き合わせはしないということだと私たちは理解しているわけでございませうが、大蔵大臣はどのようにお考えなのか、この辺をお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) これはそのときに御報告申し上げたと思うんでございませうが、税制調査会を四月二十五日に開くようにというこの要請も受けまして、私もこれは総理の諮問機関でございませうから、私が呼ばれてそういう御意思を承ったわけでございませうけれども、官邸の方へも連絡いたしまして、四月二十五日に最初の税制調査会が開催されたわけであります。そのときには政府側からは、国会におけるきょうのような御議論等を念慮いたしたものを詳細に御報告いたしました。税制調査会におかれましては、所得税、住民税に関する部会を設置することが決まりました。

したがって、いま、あらゆる予見を持たないで税制調査会にこの御議論をいただくという立場をとっておりますので、政府から、何はいけない、これはこうだという指示とか誘導するべき性格のものではないと思ひますが、いまだのような国会の中で行われた各党間の話し合いの問題等につきましても、そのまますべてこれをお伝えすることによりまして、その議論の中でそういう意思が反映されていくようにということを期待しながら、税制調査会の御議論にゆだねていきたい、こういう考え方でございませう。

○多田省吾君 最後に、私は財源確保法案を中心に御質問したわけでございませうが、私は昭和五十九年度からしつかりした財政再建計画を明らかにして財政再建を図り、昭和五十九年度におきましては、こういった財源確保法案にならないようにすべきだと、こう考えておりますが、大蔵大臣の御決意をお尋ねいたしまして、質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) いつも御指摘いただいております、もつと精度の高い、いわば多田さんのお口を借りて言うならば、財政再建計画というふうなものを出して、もつと議論の対象として進めたいというのではないかと、こういうことであります。私も財政収支試算、中期展望、中期試算と、三つの過程をくり返してきましたが、御要望にこたへてできるだけ精度の高いものを予算審議の、あるいはわれわれの方から言えば、編成の手がかりとして作成する努力は今後も鋭意続けていきたいと思ひます。

そうして財源確保法案の問題につきましては、もとより特例公債を脱却するという点に重点を注ぐわけでございませうけれども、その都度都度この特例公債の発行につきましても国会の御審議をいただいていくという姿勢をとって、これからの脱却年度までは一年ごとという御審議をいただかなきゃならぬというふうになるかと思ひます。

ただ、これがいわば性格が一致しておるか、いろいろな理由で一本にまとめて御審議をいただいたというところにつきましては、確かに多田委員の御議論もそれなりに私にも理解できるところでございませう。が、一方、法律の数がたしか千五百幾らでございませうが、あります場合、若干でも軌を一にするようなものはまとめていくというの、法律の持つ行政のあり方としては行政改革の趣旨にも沿うし、また国会の審議権に対応してはもつとばらばらに出した方がいいと。まあいろんな議論がございませうが、その中和をとりながら今度はこういう形で御議論をいただいたわけでございませう。が、しかし帰るところ、できるだけ展望の角度を深めたものを提示して、それに沿ってその都度この財源確保の問題については、特例公債の脱却までの間いろいろ御協議をいただかなきゃならぬ問題があるというふうな認識で対応していきたいと思っております。

○塩田啓典君 それでは、本法律案はすでに成立しております五十八年度予算の歳入にかかわる授權法案であり、加えて財政再建の関連においてきわめて重要な意味を持っているという点を重視して、まず五十八年度予算の財政再建過程における位置づけについて確認をしておきたいと思ひます。

鈴木前総理の公約でございました五十九年度特例公債脱却が歳入面から崩壊をし、これを受けた中曽根内閣は新しい財政再建計画が策定されない状況のもとで本年度の予算編成を行い、成立を見たわけであります。

〔委員長退席、理事増岡康治君着席〕率直に言つて、五十八年度予算は新計画未策定のもとでの過渡的な予算と言わざるを得ないのではないかと、私たちそのような印象を持っております。であります、大蔵大臣の御見解を承ります。

○国務大臣(竹下登君) 確かに五十九年度赤字公債脱却年次というものをサブアップした、そしてお示しいたしました中期試算は七年、五年、三年というふうなものでございましてお示しいたしたという意味においては、その年度が確定しないということとは、いわば過渡的な措置としか考えられないではないかという御議論は、これは私は謙虚に

承らなければならぬ議論であると思っております。

しかしながら、私もどなたかしまして、五十八年度予算そのものの編成に当たりましては、徹底的な歳出の見直しを行いました。まさに三十年度以来二十八年ぶりに一般歳出を前年度以下に圧縮するといったこともやりましたし、そして内容におきまして、補助金の整理合理化を初め、臨調答申改革の方針に沿っていろいろ盛り込んでまいりました。したがって、私どもは、この歳入歳入構造の見直しを基本とする財政改革に向けての新たな一歩を踏み出したという評価もまたいたしたいものであるというふうに考えておるところであります。

したがって、特例公債脱却年度が、いわば単一年度ではなくして複数年で、しかも七、五、三という幅の広い形でお示ししたということにおいては、過渡的であるという御批判も私は謙虚に承りますが、その内容に至りましては、いわば大きくとは申しませんが、第一歩を印したという御理解もまたお願いしたいものだというふうに考えておるところであります。

○塩田啓典君 確かに五十八年度予算は、一般会計も前年度当初予算に比して一・四％増、財政投融資にいたしまして二・〇％増で、きわめて小型な予算と言われているわけでありまして。特に、いま大蔵大臣も言われましたように、一般会計では五十六年度の税収不足を補てんするための決算調整資金制度を通じて国債整理基金特別会計から借りた二兆二千五百二十四億円の返済分が含まれているので、これを差し引くと対前年度当初三・一％減と、こういう実質マイナスの緊縮型予算ということは、われわれも認めるわけでありまして。

特に一般歳出が前年度より五億円減で、いままでは大体前年度よりふえるのが常になっていたわけでありまして、そういう一味違った編成が、われわれは認めるにやぶさかではございませんが、しかしこれからの財政再建を考えると、この五十八年度予算編成におけるいわゆる歳出カットと

いうものはかなり進んでいると考えていいのか、この程度の歳出カットを続ければ財政再建はできると考えていいのか、あるいは五十九年度以降はもっともっと歳出カットをしなれば、とても財政再建の道はむずかしいと考えていいのか。そのあたり、これは非常に抽象的なことでございまして、大蔵大臣としての感触を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(竹下登) 確かに塩田委員もおっしゃいますように、お答えもまたむずかしいお答えになるわけでございますけれども、私は臨調とか財政審とかいうところから指摘されたものに対して、ほとんどのものに手がつくなり、あるいはその方向を見出すことまではできたというふうに考えて、一歩を印したというような表現をしたわけでございますが、さてこれからということになりますと、まさに大変だという気持ちでいってございまして。

したがって、「財政改革に当たつての基本的考え方」でも申し述べましたように、結局施策、制度の根拠にさかのぼって歳出の抑制ということにこれからは当たっていかねばならない問題だということをお肝に銘じて、閣議でも、予算を通して主計官会議を開き、いわば各省に制度、施策の根拠にさかのぼって勉強していただくようお願いをして、そうした勉強をしていただいておりますなかであるというところでございまして。

歳出カットだけでやるかとおっしゃいますと、大変これはむずかしい答えになります。まずそれをやってみて、それでもなおかつ国民の皆さんが現行の施策、制度、水準を維持すべきであるという合意に達せられた場合に初めて、ではその新たな負担というものをどうするかという御議論はいただける問題であって、まずは制度、施策の根拠にさかのぼった歳出の削減からこれに当たらなければ、そういう合意を得ることも困難ではなからうかという感じを持って臨んでおるわけでありまして。

○塩田啓典君 二十八年ぶりの実質マイナスの緊縮予算と言われておりますが、これは各界から指摘されておりますように、一つは五十八年度の租税印紙収入が大幅に落ちた、対前年度当初に比べれば四兆三千九百九十億円も減った。その結果、地方交付税交付金が一兆九千五百七十七億円減っておるわけでありまして。また今回、この法案の内容であります国債整理基金への定率繰り入れ停止を五十七年度補正予算に次いでやっております。それからもう一つは、五十七年度の人勧見送り、さらに恩給、共済の関係、あるいはまた厚生年金、国民年金の給付の物価スライドの改善の停止とか、こういうようなこれだけでも約四兆円になるわけでありまして、こういうものは言うなれば一過性のもので、五十九年度以降も使える財政再建策ではないわけでありまして。

そういう点から考えますと、経費の見直し、削減というよりも、予算編成技術を使役した予算である。したがって、いま大蔵大臣も、制度や施策の根拠にさかのぼって歳出改善をこれからやっていくと言われる。そういうことは、裏を返せば、五十八年度予算等ではまだ制度とかあるいは施策の根拠にさかのぼった歳出カットではなしに、いよいよこれから本番である、そういうお考えであると理解していいのでしょうか。

○国務大臣(竹下登) 一歩を印したというふうな表現をさせていただいておりますが、その意味においては一歩を踏み出したのであって、まさにこれから本番とでも申しましょうか、一層の努力が必要であるということは、私も事に当たり折に触れ感じている実感でございます。

○塩田啓典君 そういふ点いろいろこれから大変でしようけれども、大蔵大臣の本当の真価を発揮するのが来年度予算の編成ではないかと思っております。そういう点大いに期待をしておるわけでありまして。

そこで、今回定率繰り入れが引き続いて中止になったわけでありまして、現在のいわゆる減債制度というものが四十二年度にスタートしたと聞いて

おるわけでありまして、財政制度審議会はそのときにその意義と効果について四つの点を指摘しております。

第一に国債制度に対する国民の理解と信頼を得る。二番目には財政の膨張、ひいては国債残高の累増に対する間接的な歯止め。三番目には財政負担の平準化。四番目には国債の市況維持への活用。こういう四つの点を指摘しておるわけでありまして、今日の時点でもこの制度の意義と効果というものは変わりないと考えているのかどうか、この点を伺います。

○政府委員(窪田弘君) 財政審で意義を四点御指摘いただいていることは、いまお話しのとおりでございますが、その後特例公債を発行するようになりましてから、五十四年度の財政審でも一度御検討をいただきました。片一方で特例債を出しながら定率繰り入れを続けることには疑問があるという意見は強くございましたが、しかし五十四年の段階では、これは国債償還制度の基本であるという御答申をいただいたわけでございます。

その後、昨今いよいよまた大きな税収欠陥が生ずる等でも、もう一遍この問題を財政審で御議論をいただきました。結局五十七年度の状況では、定率繰り入れを予定どおり繰り入れいたしますと、その分だけ特例公債の増発につながってしまふ、結果としてそうなるという。片や国債整理基金特別会計の方は、いまそれだけの繰り入れがなくとも運営に支障がない。こういう点を考えまして、まあ一年停止するのやむを得ないという御答申をいただきました。さらに五十八年度予算についても同様の観点から停止もやむを得ないという御答申をいただいております。

しかしこの制度の意義そのものは、当初の財政審の答申で指摘された四点、これは変わりないわけでございます。私もこれはあくまでも臨時の措置としてお願いをしているわけでございます。

○塩田啓典君 確かに今回の定率繰り入れの停止

についての財政制度審議会の意見として、いま言われたように、特例公債を発行しながら償還財源を積み立てると、これはそれだけ特例公債の増発をもたらすことになるわけで、将来の負担によって将来の償還のための財源を、利子を払いつつ蓄えることにほかならず、不合理である。これは確かにそういう意見はあると思う。そういうことになりますと、特例公債発行がなくなるまでこれから定率繰り入れはやめるということになるのではないかと、米年度も停止と理解せざるを得ない、その論調でいきますとすね。この点はどのようなお考えですか。

○政府委員(窪田弘君) 財政審答申では、同時に、国債整理基金の当分の運用には支障がない、その他財政事情、国債管理の面の問題等々考えてやむなしという判断をしておられるわけでございまして、五十九年度予算の問題といたしましては、またそれらのことを総合的に検討いたしまして決めるわけでございしますが、私どももいたしましては、これは国債償還制度の基本をなす制度でございまして、軽々にこれをまた停止するということのようなことは考えるべきではない、五十八年度の繰り入れ停止措置というものはあくまでも臨時的なものだというふうに考えております。

○堀出啓典君 これは大蔵大臣にお伺いしたいわけですが、結局繰り入れを停止したからといって財政再建が早くなるわけではない。要は国債発行額を見せかけだけ少なくすることになるわけでありまして、私は財政再建ということは財政の現状の深刻さを国民に理解を求め、そういうことがあってこそ国民の協力もまた得られるんじゃないかと思うんです。それを、大変な状況を国民に知らせないで、そしていろんなことを負担しろと言っても、これは私は協力は求められないと思うんですけれども、そういう点から言うならば、私はこのようにすることはやるべきではない、国民の協力を求める点ではマイナスの効果のみあるんじゃないか。米年度以降はこれはちゃんと繰り入れはやるべきであると、このように思うわけで

すが、大蔵大臣のお考えを承っております。

○国務大臣(竹下登君) 基本的には私は、昭和四十二年当時、赤字公債ではないにいたしまして、この制度ができたときからいまだでも堅持すべきものであると思っております。確かにその後いろいろな御議論ございまして、いわば赤字公債を発行しておる間は、言ってみれば、定率繰り入れを行うためにまた金利のつく金を公債発行によって賄っているという論理も、これを直線的に結びつけられれば成り立つてはいないかという議論もございします。しかしながら、こういう苦心をして、そうしてこのようにして国会で議論していただくということが、また国民の皆さん方に対して、大変むずかしい財政状態であるなということとを御議論いただける一つの大きな場を提供しておるといふことも、逆に見れば言えるかなあというふうな感じもしないわけではないわけでございます。

したがって、私どももいたしましては、昭和四十二年以来の精神を持ちながら、したがって当分の間なんと言わないで、一年、一年こういう場で御審議をいただいて、このような措置をとらしていただいております。このように措置をとらして、そういう措置をとらざるを得ないという実態もまたこういう場で御議論をしていただくことによって、国民の理解を、財政の非常にもむずかしい事態を理解していただく一つの素材にもまたなっております。これはないかというふうな印象も持っております。

○堀出啓典君 それから財政制度審議会のもう一つの意見は、先ほども窪田次長がおっしゃいましたように、今年度は国債整理基金への繰り入れがあるために、五十八年度に定率繰り入れを停止しても、同基金は公債の円滑な償還に必要な流動性を確保し、また公債の市価維持のためある程度の資金を保有することとなると、このように言っておるわけですが、減債制度の一つの役割割りであり、米年度の市況維持への活用ということが今後どうなっていくのか。繰り入れを続けても六

十一年度には底をつく。あるいは新聞等で言われているように、大蔵省はそうはまだ決まったとは言っておりませんが、五十九年度以降繰り入れをやめればもう六十年年度末には底をつく。いずれにしても国債整理基金というものの資金がなくなってくるわけでありまして、市況維持のためには今後どうするか、この点をお伺いしておきます。

○政府委員(窪田弘君) いまのこの法案でお願いをしておりますように、五十八年度を停止させていただきますと、六十年年度末の基金残高は二兆一千九百億、これが六十一年度にはゼロになります。六十二年年度には三千億円の予算繰り入れが必要となります。その後は基金は枯渇をいたしまして、毎年何兆という繰り入れが必要になるわけでございします。したがって、その場合の国債管理は、こういった基金残高という資金がなくなってしまうわけでございしますから、非常に困難を加えるわけでございします。その状況に一体どう対応するかというところは、現在理財局で学識経験者等のグループを設けて検討を始めたところと聞いております。その御意見も何って今後検討していきたいと思っております。

○堀出啓典君 私は、そういう国債の価格維持のためにこの定率繰り入れというものを停止すべきではない。しかも、これを停止しなくても実際はもうなくなっちゃうわけですから、そういう点考えれば、恐らくこういうことは当初予想していなかったわけでありまして、本来ならば償還に充てなきゃならない財源も市況維持のための資金として国債整理基金で保有する、こういうようなこともこれは必要ではないかと、そのように考えるわけでありまして、その点の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(窪田弘君) それは望ましいわけでございますが、実際問題として、いまおっしゃったようにこの繰り入れを続けていったとしても、六十年代前半には枯渇してしまうわけでございしますから、その事態に即応してどうやるかということ、またその情勢に応じていろいろ工夫をし、国

債管理政策を行っていくかなければならないと、こう考えております。

なお、先ほど私、六十二年に三千億の繰り入れが必要と申しましたが、間違いでございまして、六十一年度に三千億の繰り入れが必要になるのでございます。

○堀出啓典君 次に、自賠責特別会計からの繰り入れの問題でございしますが、これは先ほどの同僚委員の質問、多田委員の質問もありましたので省略をしたいと思います。二、三点お尋ねいたしたいと思ひます。

今回の処置は、臨調答申に特別会計の剰余金繰越額の一定の合理的な限度額を超えた部分についてのいろいろな報告があったわけでありまして、先ほどの御答弁では、これは臨調の前にやっただと、このようなお話があったわけでありまして、そうすると結局、これは臨調答申では、一般会計に繰り入れるかあるいは消費者に還元をしろと、そういうような内容であったように思うわけでありまして、これはどちらでもないわけ、どうも一時的に借りて、そして利子はつけないで返すと、こういうことで、臨調の答申とはちよっと路線が異なるように思うわけですが、こういう点をどう考えているのか。

それと、もう一つは、六十一年から六十七年度の間にこれを返す、こういう運輸大臣と大蔵大臣の覚書があるわけでありまして、この六十一年から六十七年度とした理由は何か。大体この期間にほぼ赤字国債償還ができるんじゃないか、こういう見通しでこのように明示をしたのかどうか。この点をお伺いいたします。

○政府委員(窪田弘君) 前段の臨調答申との関係でございしますが、臨調の第二部会報告でこの問題が指摘されておりますが、この部会報告が出ましたのがことしの一月八日でございます。予算編成後でございしました。

ただ、この第二部会の報告では、自賠責の名前が載ってるところは特別会計の現状を記したところでございます。長期的に多額の剰余

金が繰越処理されているもの」として、例として自賠責保険もある、こういうふうなことが書いてありまして、これをどうしろという指摘は直接ないわけでございます。

そこで、部会報告が合理化しろと言っている点は、特別の資金保有をしている特別会計を見直して、一般会計に繰り入れてしかるべきものは繰り入れる、受益者への還元等に充てるべきものは充てるというふうな、それぞれ再検討をせよという御指摘でございます。したがって、それぞれの特別会計の性格に応じて検討すべきものと考えております。

この自賠責の問題につきましては、保険契約者の利益のために還元するというたてまえのものでございますから、そういう観点から検討すべきものと思っております。ただ、十年これをお借りするというにいたしましたのは、別にその間に特別公債から脱却するというめど等があつてしているわけではございませんで、運輸大臣がこれから契約者への利益の還元の方策を検討される、それが決まるまでの間、まだいま決まっていらない現状で運用益積立金の半分をお借りするということでございまして、十年ぐらいいは限度ではなからうか。しかも、ここ三年ぐらいいはすぐお返しするというよりもないので、三年据え置きにしたい、だくという取り決めでございまして、そういったはつきりしためどがあつてやっているとものではございません。

そのために、この覚書におきましても、「原則として」という文言を入れておまして、国の会計あるいはこの特別会計の状況に応じて、若干返済の時期、テナボ等については今後検討し得る余地を残すようにしているわけでございます。

○増出啓典君 今回、一部の報道では、自賠責保険料を三割上げる、そういう報道がありました。が、当委員会のお話ではその必要はない、こういうことで、われわれも安心をしたわけですが、しかしいま保険収支については五十三年度以降単年度収支は赤字である。しかし、いままでのいわゆる

の剰余金という繰越金とか、そういうもののいわゆる運用利益でその赤字を消して、結果的には繰越額は年々ふえてきておる。このように理解していいのかわか、その点はどうか。

○説明員(猪瀬節雄君) お答え申し上げます。

自賠責保険の収支状況で、五十三年度以降単年度で赤字になっているというところは、先ほど来御説明申し上げておるところでございますが、実は過去に、これは昭和四十四年度でございますが、料率を改定いたしました。それから十三年余りその料率を据え置いているのでございまして、その間にございまして自動車事故がかなりのスピードで低下いたしましたというところが幸いいたしまして、四十五年以降各年度の収支が実は黒字になっておつたわけでございます。

それで、これをずいぶん累計でため込んだものが相当額ございまして、たとえば五十三年度で単年度の赤字が二百六十億でございましたが、それまでの収支の黒字、これでその二百六十億を消しまして、なおかつ三千九百七十七億円の黒字が残つてございます。

その後の状況を各年につきまして申し上げますと、五十四年度の単年度の赤字は四百九十三億円でございまして、五十四年度末における累計の収支は三千四百八十三億、五十五年度につきましては単年度の赤字が五百二十九億、年度末の収支の黒字が二千九百五十五億、五十六年度につきましては赤字が八百二十九億、若干年々拡大してきておりますが、収支の累計の黒字が二千二百六十六億、こういう状況にございます。

このほかにいわゆる運用益というものが別途積み立てられておる。こういう状況にございます。

○増出啓典君 私は、自賠責再保険特別会計予算の概要(保険勘定)という資料がここにあるんですが、これを見ますと、いわゆる雑収入というものがあつて、恐らくこれはいわゆる剰余金というのか、繰越金というのか、予備費というのか、そういうものの運用益であつて、それを結局合計すれば、だんだん再保険特別会計の方は前年度剰余金

受入金額というものはふえているわけですね。そうならないんですか。いまの話だと、だんだん手持ちがなくなつてもう二千二百六十六億しかなくなつてきておると。

○説明員(猪瀬節雄君) いわゆる特会自体の会計の中身につきましては、私ちょっと十分承知しておりませんので、後からしるべく御説明させていただきます。

いたしたいと思うのでございまして、一つ誤解があるといけませんので、ちょっとややこしいのでございまして、御説明させていただきます。これは、物事と申しますか、会計を考えた場合、その期間に出入りがあつたといういわゆる発生主義的な考え方、一体幾ら残っているかという期間に保険料収入が幾ら入つて、これの支払いが将来幾ら出ていくかといういわゆる期間対応で考える考え方もございまして。

私も、ただいま御説明申し上げましたのは、いわゆる発生主義的のその年度においてとにかく入つてきて、出たという差額を申し上げたわけではございませんで、たとえば五十六年度ならば、五十六年度中に契約いたしました保険の支払いが将来にわたつて一体幾ら出ていくか、ということをしてその期間対応で推計したものでございまして、特会の勘定に現実にお金として幾ら残っているかということとはあるいは若干の相違があるうかと存じます。

○増出啓典君 そこで、再保険特別会計の大体一兆二千二百十三億の剰余金のうち、約二千五百億を今回一般会計の方に繰り入れる。そういうことになりまして、これは運用する金額が減つちやうわけですから、当然運用益も減つてくる。結果的には自賠責特会も赤字の方向により近づいていく。そういうことを心配し、結果的には料率アップにより早くなるんじゃないか、このように考えるわけですが、その点の見通しはどうなんですか。今回はアップはしないにしても、大体いつまで料率の値上げはしないのか。

○説明員(猪瀬節雄君) 料率につきましては、先

ほど多田委員にもお答え申し上げましたように、単に単年度の収支が赤字になったというだけでは必ずしも検討が適当かどうかという点がございまして、過去における収支の累計との総合的な勘案というのが必要であらうということで、現在その必要が直ちに必要状況にないというふうにお答え申し上げたのでございまして、ただいま先生御指摘の点は、そのほかにさらに運用益がある、この運用益をもって将来赤字が発生した場合にその保険料率の引き上げに、つまり収支の赤字に充てていくべきではないか、こういうふうな一つの御指摘ではなからうかと思つてございします。私も、この運用益というものが本来保険契約者の保険料から発生するものでございまして、これを将来の赤字を補てんするというふうな形で契約者に還元していくというふうな考え方につきましては、全く私もそのとおりだと思つておるわけでございます。

ただ、現在の自賠責保険の仕組みでございまして、これは自動車損害賠償保障法で定められておるわけでございますが、この法律で定められた仕組みによりまして、特会のお金は、要するに特会から支払われるお金は保険金の六割を限度とするということになっておまして、残りの四割は民間から支払われることになつてございまして、ところが民間の運用益はこれは税金がかかつておりますので、とても六割四割の割合では留保されてございまして、五十六年度末で約六百五億を数えております。

したがって、仮に現在の仕組みというものを前提といたします限りは、民間の運用益を全額保険料率の引き上げに充当していくというふうなことをいたしまして、それを使い切つてしまつた場合には、特会でお金黒字があつた場合でも、これも制度の仕組みを要しない以上、この四割の方には回すというわけにはいかないわけでございますので、現行制度を前提といたします限りは、どうしても料率で調整せざるを得ない部分が残るわけでございます。

いつまでそういうのがもつかというのは、今後の言うなれば自動車事故の増加状況が一体これからどうなるかというようなことに大きなかわりを持つわけでございますので、現段階でいつまではもつというような推定をいたすわけにはまいらないんでございますが、しかしそういうった仕組みではありますけれども、いずれにしましても、運用益が保険契約者に還元すべきであらうという点ではまことにごもつともでございますので、現在その具体的な活用方法を運輸省におきまして御検討中と聞いております。もちろん私どもにもいろいろ御相談をいたたくわけでございますので、その際には、保険契約者にとりまして公平な形になるような、また自賠責保険の仕組みがうまく機能するようなそういうった方向で御相談をしたいと思っております。

○**塩出啓典君** 今回は電電公社からの臨時国庫納付金の処置も、いままでの論議で明らかにになりましたように、これも来年度分を今年度先取りをする、こういうことで結果的には後年度負担を増加させることになるわけであります。あるいはまた別途本委員会で審査することになっております国民年金特別会計への一般会計からの繰り入れの問題につきましても、国庫負担金の繰り入れの平準化を図るためとは言いながら、現実には五十八年から六十三年度の一般会計からの繰入額を削減してその分を六十五年以降に加算しよう。これもまた後年度負担を増高させることになるわけであります。私は、五十八年度予算が、財政再建計画といふものが未策定の段階で、しかも中曽根内閣が発足して短期間で編成をしなければならなかった、こういう点でやむを得なかったとしても、そういうような後年度負担の累増をもたらすやり方というのは、財政再建の本旨に逆行するものであると指摘しておきたいと思つております。

そして、いよいよ予算が成立いたしました。そして、もう一カ月余を経たわけですが、大蔵省としても五十九年度予算編成の基本構想が練られていて聞いておるわけですが、五十九年度予

算こそ中曽根内閣のもとでの新しい財政再建計画に沿った内容でなければならぬと思うのであります。この計画はいつ提示するつもりか、また五十九年度予算は財政再建に向けて編成されるものと考えていいのかどうか。これをお伺いしておきます。

○国務大臣(竹下登君)　まず五十九年度予算編成、これは最後におっしゃいましたように、財政再建、財政改革の基本的な考え方に沿って編成していくべきものであるという基本認識を持っております。

そこで、私どもといたしまして、予算の成立いたしました翌日、閣議で発言を許していただきまして、五十九年度予算編成に向かつては制度、施策の根源にさかのぼっていかなければならぬ、したがって、あるいはこれは個人とか企業に帰着すべきもの、これは自治体に帰着すべきもの、これこそまさに国がその責めを果たすべきもの、そういうような分野調整に向かつては進んでいかなければならぬ環境にありますので、御協力をお願いしたいと協力を求め、そして主計官会議を直ちに開きまして、いま各省においてそれぞれ所管される制度、施策の根源にさかのぼっての御勉強をいただいておりますところでございます。

したがって、まず概算要求限度額、いわゆるシーリング、こういうことをいわずには発表しなければならぬと思っておるわけでございますが、これは大変厳しいものとしてまいらなければならぬであろうというふうに考えておるところでございます。具体的にはなおしばらく時間をおきたいと思っています。その方針を明らかにしていきたい。ただきまして、その方針を明らかにしてまいりたい。

○堀出啓典君 きょうの午前中の御答弁でも、現行の制度、施策を前提にした場合は来年度の歳入不足が五兆円程度に達する、そういうお話でございましたが、臨調では一般会計の予算は名目成長率の中にとどめると。

ところが、財政中期試算では、もうすでにこれは六・五％、これはたしか六％の名目成長率とし

ておりながら一般会計の予算は六・五％、予備費を入れると七・五％、この中期試算でもかなり歳入不足が出る。こういう点から考えますと、私は、かなり思い切ったマイナスシーリング、まあスーパーシーリングをやれ、新聞にそんなことも出ておるわけでありますが、少なくとも昨年のマイナス五％よりもさらに切り込んだ方針で臨まなければならぬと思うのでありますが、大蔵大臣の見解を承りたい。

特に昨年、本年度予算では、防衛費の問題あるいは海外経済協力費等は別枠であつたわけでありますが、こういうものも聖域を設けないで経費の節減に努めるべきである。また、私たちが福祉の予算を絶対削つてはいけないということを言っているわけじゃありませんけれども、特に弱者のところにしわ寄せするような、こういうような歳出カットは断じてすべきではない。こういう点を意見として申し上げたいわけですが、それについての大蔵大臣の御見解を承つて、質問を終りたいと思います。

○國務大臣(竹下登君) いま塩出委員おっしゃいましたように、いまの御指摘一つ一ついたいただきましても大変なことだと率直に思うわけでございます。したがって、聖域を設けることなく、そして制度、施策の根源にさかのぼって、まずは徹底的な蔵出削減をもって臨みたい。それに対する塩出委員の弱者切り捨てとかいうような施策に結果としてならないようにというような御注文に対しても、十分な工夫をこらしていかなきゃならない課題だという厳しい御叱正として受けとめて臨んでいきたいと思っております。

○近藤忠孝君 前回の委員会の後、大臣が七ヶ国蔵相会議にお出かけになったので、そのことに関連して若干お聞きをしたいと思います。

これは大臣が着く前に、大場国際金融局長の大臣代理演説ということだったようですが、二点ばかりそのことに関してお聞きをしたいと思うんです。

一つは、その演説の中で銀行間の負担の公平化

を強調した。これは發展途上國の利払い繰り延べ、それから利子軽減などの融資条件の改定が求められておる。その場合にも、邦銀が米銀の肩がかりをすなど不当な犠牲を強いられないようくぎりを刺したと。こういう報道がされておりますけれども、そういう可能性があるんだらうかどうか、これが第一点。

そして實際、現実上、途上國からの融資条件の改定について實際どういうことになっておるのか、これについて答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) ええしてこれは、IMF等が介在したりいたしました際に、率直に言いまして、先進国がまま債権者会議みたいな感じになるわけでございます。そういう場合に、どっちかといいますと、貸した当時、言ってみれば十年ぐらい前とでも申しましょうか、そのときのわが国のそういう国際機関への出資比率と今日の経済の実力では、いまの方がかなり上になっております。したがって、別に債権取り立ての座長でもご

さいせんけれども、ある程度そういうリード役をしなければならぬ場合も、それはございます。が、その際、心しておかなきゃならぬのは、先進国共通の責任でこれらには対応していくべきものであって、一国の問題を、たとえば日本なら日本なりがこれを肩がわりして対応すべきでないという考え方は、絶えず持っておりますので、そういう趣旨を、私が到着いたします前、本委員会から参りましたので私は一日おくれましたが、そういう考え方が基調に置かれた意見発表を大場国際金融局長が行ったということであります。

○近藤忠孝君　その大臣の前提の話として、途上国からの融資条件の改定などは、全部は大変でしようけれども、大体大ざっぱに言ってしまうと

○政府委員(大場智満君) 細かい問題でございますが、おるのか。それに対して邦銀が米銀の肩がわりをするような、そうせざるを得ないような状況が現実にあるのかどうか。その点はどうか。

すので私からお答え申し上げます。

融資条件の改定と申します場合には、商業銀行の融資条件の問題かと思いますが、これは国のカントリーリスクといいますが、リスクが増大いたしますと、どうしても金利が高くなるという問題があります。これは非常に矛盾したことでござい

ますけれども、つまり開港途上国にとってみれば、一番苦しいときに金利が上がるのではないかと、米ドルの問題がございします。もちろんそれがゆえに米ドルの金利が低下してくるの望ましいわけではございしますけれども、一本一本の契約、貸付契約という点から見ますと、たとえばメキシコの

場合ですと、二年前ぐらいはユーロの六カ月分の金利プラスの八分の三ぐらいで借りられたものが、最近の五十億ドルのニューヨークレジット、新規貸付という場合には、ユーロダラーの六カ月分の金利プラスの二割ぐらいということになってきております。これは銀行サイドから言いますと、リス

クが高まっているときに貸す金であるから、スプレッドといいますが、その上乗せの金利が高いのはあたりまえではないか、危なくなつてから貸すんだからという考え方が、どうも背景にあるようにございまして、この辺は逆に債務累積国からすれば苦しい点かと思ひます。しかし、大きな新しい金を動員するときはやむを得ないことではないかというふうに考えているわけではござい

ます。

○近藤忠孝君 肩がわり問題。

○政府委員(大場智満君) 肩がわり問題につきましては、私は具体的に米銀から肩がわりを求められたことはないわけではございしますけれども、アメリカの銀行は非常に中小銀行を含めたくさんの銀行がありまします。それから、そういう小さな銀行の中にはラテンアメリカ諸国への貸し付けから手を引いたところもあるわけではございします。ところが、御承知のように、日本の銀行は、大体こういった国際業務に通常従事しております。数は二十数行でございしますから、一行の脱落もない。むしろ私どもが少し小さな銀行に、あなたのところは別に引き下がってもいいですよというようにな

ことを申し上げると、とんでもないという答えが返ってくる状況でございします。

ですから、そういう意味では非常に協力的なわけではございしますけれども、いま申し上げましたように、米銀の脱落というのを防ぐ手だてを米國も考えてもらわなければいけない。もちろん小さな銀行の脱落ですから、金額的には大したことはございせんけれども、そういう意味で私も、その負担の公平といひますか、バードンシェアリングというのを言っているわけではございします。

○近藤忠孝君 それからも一つ、代理領説の中で指摘されている点は、アメリカの高金利の主因となつていふ財政赤字縮小を迫つたと。これは記事の方は暗に迫つたのですから、どの程度はつきり言つたのかわかりませんが、しかしこれは、いままさに審議しているところで、日本自身の問題でもあるんです。多額の財政赤字といふのは、どうも自分のところでそんな問題を抱えながら、人のところへ行つて言えたものだといふ、こんな感じがするんですけれども、これはどんな趣意なんでしょうか。

○政府委員(大場智満君) いまの点でございしますけれども、私も、私どもが開港途上国の債務累積問題を解決するときに一番大事なのは、その債務累積国自体の自助努力である。厳しい経済調整を進めていただくことが一番肝心であるということが第一でございします。

その次には貸し続けていけない。いつまでも貸し続けられないからこそ、こういう問題が起きたわけではございします。そうしますと、債務累積国自身が輸出で稼いでもらわなければいけない。つまり経常収支がよくなつてもらわなければいけない。経常収支には二つありまして、貿易収支と貿易外収支でございします。

貿易収支につきましては、彼らの輸出してくるものを先進諸国ができるだけ買つてやる努力が必要ではないか。ですから保護主義の台頭を許してはいけないという問題があるわけではございします。次に、貿易外につきましては、これは一番大き

な支払い要因は金利でございします。しかも開港途上国はほとんどドルで借りているわけではございします。したがって、アメリカの金利が低下していくことが開港途上国の経常収支の改善にとつては望ましい。金利の低下をもたすものは米國の財政の赤字の削減ではないであらうかということ

で、ちょっと踏み込み過ぎたかも知れませんが、私も、そこまで私どもの日本のステートメントの中に盛り込んだわけではございします。

○近藤忠孝君 よそへ行つてそういうことを言ってくるんですから、国内ではもっと二層の決意を持つて臨むんだらうと私は思ふわけではございします。そこで、次にもう一点ちょっとお聞きしたいのは、サラ金二法が通過しまして、その後、きのう決算委員会が答弁があつたようですが、

〔理事増岡康治君退席、委員長着席〕金融機関に対して融資の状況の調査をするということと、それから書面による通達を出すというかなり積極的な対応がございします。

そこで、通達の具体的中身ですが、きのうの答弁では必ずしもはつきりしなかつたんですが、第一には社会的問題になつていふサラ金業者への融資はまず自粛すること。その場合、大手だからといっていいというわけではなくて、大手でもすいぶん問題を起こしている。たとえば最大の武富士なんか大変な問題を起こしているわけですからね。大手の場合はいいということではなくて、そこは厳格にやつていくべきだらう。

それから二番目には間接融資も抑制していくべきであらう。三番目には担保の確保など健全融資を徹底させること。こういう内容であるべきだと思ふんですが、その点はどうでしょうか。通達の中身です。

○政府委員(岡崎洋君) 昨日、銀行局長が決算委員会でも御報告いたしましたように、私も最近の貸金業者に対する金融機関の融資につきましては、その実態をできるだけ早くつかみたいという

ことで実態調査の作業に取りかかつておるところでございします。いまお話の出ました通達につきま

しては、その調査の実態を踏まえまして現状に適した通達を出したいと思つております。ただ、通達の骨子につきましては、かねてより口頭で五十三年以来指導しております私どもの考え方、つまり金融機関は公共性の高い機関でございまして、社会的に非難を浴びるような営業活動、融資態度というのには許されないわけではございします。そういうことの御批判を受けたいという健全な融資態度をとつてもらいたいということ

を骨子として通達を出すつもりでございしますけれども、個々具体的な内容につきましては今後もう少し詰めていきたいというふうに思つております。

○近藤忠孝君 それから法律施行のための政令も準備していると思ふんですが、それはいつごろになるか。

かつ中身について――法案が通つたときに比べてその後大変な社会的な批判が巻き起こつていすね。さらにきょうも、これは夕刊ですが、香典まで取り立てたなんという、こんなものが出ていまして、もう大変なことなんですね。ますますひどくなつていく。あの法案だけで十分こういう状況までチェックできないというところも、当委員会でも十分指摘された点なんですね。政令も、法律のものとの政令ですから、それは限度があると思ふんですけれども、その辺でそういう事態に対処して踏み込めるようなことを考えているのかどうか。単なる施行規則的なものだけではないか。もうちょっと実体を持ったものになるべきではないかと思ふんですが、どうですか。

な中身のものにしたいというふうに考えております。

なお、いま御指摘のやや具体的な取り立て規制の問題あるいは誇大広告等の問題につきましては、政令になじむ面、なじまない面もございますので、なじまない面につきましては通達等で配慮をして、やや具体的に例示をして、好ましくないと思われるものについては極力排除するような形で、具体性を持った通達指導をしていきたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 次に、国債発行の問題ですが、大臣は国債発行は前年度よりも一兆円減額したということを大要強調されておられるわけで、私は本会議でそれは粉飾じゃないかという指摘をしたことがあります。というのは、一つは、補正後との比較であって、当初予算で言えば、逆に二七・八%もこれはふえておられるわけで、決して減額したことになるという点が一点。

それから粉飾というのは、二億とかわずかな部分は別にしても、たとえば自賠責の問題にしましては、電報の方にしても、結局、翌年の分を前借りしたようなもので、あれは将来返すものだから将来の分の借金、要するに借金なんですよ。という点では、これは要するにかっただけそろえたという点で指摘がありましたね。

ということ、かなり無理に無理を重ねて集めてきた、こういう金ではないかと思うんです。午前中、いや、ほかにもまだあるんじゃないかという点で指摘があったようにですけれども、恐らく相当もう無理に無理を重ねて、これはもう来年はこういうやり方はむずかしいんじゃないか、今度でいう財源は期待できないんじゃないか、今度で言う自賠責とか電報公社からの。その点の認識はどうですか。

○国務大臣(竹下登君) いま近藤委員おっしゃいましたように、確かに補正後に比べて一兆円の減額、これは私も小さい声で言わなきゃならぬぐらになつております。前の大蔵大臣のときには、五十四年の当初に比して五十五年一兆円減額

した。しかし五十四年の経済状態がよかったから、結果としては、五十四年は一兆八千億でしたか発行しなくて済んだから、それよりは、戦後最高には結果としてはなりましたが、今度の場合は初めから当初予算じゃないわけでございますから、小さい声で言わなきゃいかぬというふうなことも言いましたのは、そういう当初予算というものでなかったからそういう表現をしたわけでありまして、それでも精いっぱいのことであつたと思つております。

それから次の税外収入、まさに財確法でいろいろ御審議いただいております問題、このものも先人の蓄積でも申しましようか、それを出していただく。これはこれなりにまたいろいろ探した問題でございますが、自賠責等はお借りするわけでございます。金利がつかないというだけの考えようによれば相違点と言えぬこともない。こういうことでありとあらゆる知恵をしぼったわけでございますが、この税外収入というものが五十九年度予算編成に際して期待できるという面は、これはことししほるだけしほった、知恵をしぼったというふうには申しましようか、そういう意味において大きな期待はできないだろうという気持ちでございます。しかし、やはり指摘もございまして、税外収入の確保については精いっぱい努力はしていかねばならぬと思つております。

○近藤忠孝君 期待できないとなると大変厳しい、来年はことしよりよい厳しいという御答弁もあつたようです。

これは衆議院のとき以来大蔵大臣が言つておりますことは、赤字国債の脱却時期の問題で質問されて、大体目標年次は八年ぐらいたつところに置いている、それから計算して大体五十九年度も一兆円程度の赤字国債減額を考えているんじゃないか、こういう指摘がされてはいるんですが、それはそのように理解してよろしいんですか。

○国務大臣(竹下登君) 赤字国債の脱却年度をどこに置くかと。中期試算は、いずれにしましても、七、五、三の計画の中で等率等差という考え

方で並べておられるわけですが、赤字国債の縮小ということには、これは金額的にいまだ段階ではございせんが、やっぱり一番心を注がなきゃならぬ点だというふうな理解の仕方は持つております。

○近藤忠孝君 まあ、できるかできないか、やつてみなきゃわからぬことなんでしょうけれども、一兆円ぐらひは赤字国債を減額したいというお気持ちはおありなんですか。

○国務大臣(竹下登君) これは一兆円と言わず、精いっぱい赤字国債は縮小していきたいという気持ちは変わりありません。

○近藤忠孝君 しかし、それは実際できるかどうかという問題ですね。これは後での増税の問題とも関係します。ただ、実際見てみますと、来年度は国債費が二兆五千億増、地方交付税が一兆三千億増、それから一般歳出、人件費増などが約二兆円。そうしますと、歳出増要因が五兆八千から九千億増。片や中期試算によつても自然増収が二兆一千億増。そしてそれに対して言つた赤字国債一兆円ぐらひの努力をしますと、中期試算のCケースの倍以上にも大変な困難な状況になつてくるんじゃないかということ、これも午前中指摘をされました。

で、それに対して、ことしより楽になることはないと、そういうような大臣の答弁だったんですが、むしろ本当に苦しいことはもう明白ではないか。要調整額が明らかにこれは超えてしまふ。それはいま言つた計算からでも明白じゃないんでしようか。

○国務大臣(竹下登君) いま、審議の手がかりとしてお示ししておる中期試算、それを手がかりとされるというのは、私もそれ以上のものを提出してないわけではございませんから、当然のことだと思つてございまして、従来の中期展望なりからしましても、その要調整額を上回る努力をした経過もございまして、予算編成はこれからでございますが、それこそ制度、施策の根源にさかのぼつて、各般の立場から調整していくという考

え方で当たつていきたい。少なくとも赤字国債依存を五十九年に脱却するというのは延ばしたわけではございませんから、その延ばしたある種のめどがついたら、それに対して当然ある種の整合性を持った脱却の計画を念頭に置いた予算編成をしていかなきゃならぬだろうというふうに考えております。

○近藤忠孝君 そこで、先ほど来マイナスシリリングの問題が出ておられるわけで、これは皆さん聞いたので省略しますが、マイナスシリリングの例外、別枠として防衛費、海外協力費、エネルギー対策費などが出てくるんじゃないか、こういう指摘がされておるんですね。それに対してまだわからぬとおっしゃるかもしれないけれども、しかし防衛費などは後年度負担で五十九年度で九千九百億、それだけでも対前年五%増ということは明らかですね。それに加えてさらに人勸実施による人件費増と。なれば、この防衛費については少なくともいまのまま、正面装備その他われわれが非難するようなことやらなくても、いまのままでもマイナスシリリングの別枠になつてしまふというところは、これは明らかじゃないでしょうか、これは現実の認識の問題として。

○政府委員(窪田弘君) シーリング、従来防衛費を別枠にしているわけではございませんで、国際的な取り決めに基づく国庫債務負担行為の歳出化分を別枠にしているわけではございません。去年と同じような別枠というか、例外をこし設けるかどうか、まだ今後検討すべき問題と思つておりますが、昨年の場合も国庫債務負担行為の歳出化だけで千七百億を超える増加があつたのに対して、実際の防衛費の増加は千六百三十五億でございまして、その他の部分で削減を圖つておるわけではございます。したがって、シーリングそのものを厳しく検討していくことは、第一歩として当然でございますが、さらに予算編成自体としてもいろいろ工夫して財政改革の一步を踏み出した、こう考えています。

○近藤忠孝君 その名目はどうでもいいのですけれども、

れども、この後年度負担という厳然たる事実があるね。それは指摘されているように計算すれば必然的にそうなっていく。となれば、結果的にいま私が指摘したようなことにならざるを得ないのではなからうか。その点、大臣どうでしょう。

○国務大臣(竹下登君) やっぱいいわゆる国際取引決めに因するものというふうなものにつきまして、昨年はこれを例外といたしました。それがあつたというところになるわけでございますが、それが、それにいろいろんな工夫をこらして後方装備の問題でございまして、これを対象としながら、各般の施策と調和をとりながら予算を編成したわけでございまして、したがって、この国際取引決めに因するものの全額の支払い分が幾らある、たまたま防衛費にこれだけのものがある、だからこれは例外だという性格のものではない。

○近藤忠孝君 いずれにしても、ことより大変であることは間違いない、明白だと思ふので、それ、そうしますと、これは財源の問題とすれば、当然のことながら、一つは大型間接税の問題と、それからもう一つは、これも繰り返し指摘されておりますように、国債整理基金への繰り入れ停止。これについてはまだ未確定だ、未決定だ、こうおっしゃるけれども、これはまた後で聞きます。

もう一つはマル優の見直し。これは大変魅力的な財源のようです。それが出てくると思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(梅澤節男君) いま御指摘のマル優、民間の非課税貯蓄の取り扱いの問題でございまして、これは今度の国会で成立させていたいただきます。租税特別措置法、いわゆるグリーンカードを三年間凍結ということに相なったわけでございまして、先ほどはかの関連で大臣から答弁がございましたように、四月二十五日の税制調査会でこの問題を受けて、税制調査会の中に利子

配当課税に関する小委員会を設置することをお決めたわけでございまして。私どもの希望といたしましては、この小委員会が利子課税の適正な課税のあり方について御議論をいただくということになるわけでございまして、そもそもグリーンカードの問題は利子配当課税の適正化ということ、一つは郵貯も含めた非課税貯蓄がきちんと利用される、その前提に立ちまして総合課税を行うという考えに立ったわけでございまして、今後の利子配当課税のあり方につきましても、非課税貯蓄につきましてもその制度をどのように展開していただくかは別にいたしまして、これをきちんとした制度としてどうすればよいのかという観点から御議論をお願いするつもりでございます。

ただ、たまたま委員が御指摘になりましたように、これから税制調査会で御議論願うわけでございまして、この利子配当課税の問題は、そのマル優も含めた非課税貯蓄のあり方について、いわゆる財源問題として私も意識しております。わけがございまして、適正な課税のあり方について一体どういうふうに考えたらいいのかというところでございまして、非課税貯蓄につきましても、これを存続する、あるいは廃止するか、世に上る議論があるようでございまして、私どもも税制当局といたしましては、現時点でこの制度の今後の成り行きにつきましては、いかなる予断も持っていないわけでございまして、今後の税制調査会の御議論を待ちたい。財源問題とは切り離して税制の公平な適正なあり方という観点から御議論をお願いしたいと考えておるわけでござい

○近藤忠孝君 もちろん適正な税制の問題は大事なことでございます。ただ、こう苦しくなってくる、それが審議されているとなりますと大変に期待も大きいんじゃないかと思うのです。それで一定のものも答申があれば、大蔵省としては当然これも五十九年度でも実施したい、こういうお気持ちを持っているんじゃないですか。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほども申し上げました通り、繰り返して恐縮でございますけれども、郵便貯金を含めまして、現在の非課税貯蓄制度について今後どのように持っていくかということについて現時点で私ども具体的ないかなる予断もまだ持ち合せていないわけでございまして。

○近藤忠孝君 私は、この問題は局長が言われたとおり、財源の問題としてではなくて、本当に適切な課税の問題という点でひとつ処理をしてみたいと思ひます。

それからもう一つの国債整理基金への繰り入れ問題、これが未定だと言っていますが、要するに半分やるかもしねというところで、恐らく実情から言くと、やらざるを得ないようなことになるんじゃないか、こう思ふんですね。

そうしますと、大蔵省が示した国債償還についての仮定計算というのがありますが、これを見てつくづく感じましたのは、たとえば六十年代までは、要するにそれがあつたから何とかなります。これが六十年から定率繰り入れと予算繰り入れ、これがごちゃごちゃになってしまふんじゃないか、こういう心配があるわけですよ。たとえば六十一年度ですと、定率繰り入れが二兆四百億、予算繰り入れが三千億、合わせて二兆三千四百億、六十二年は六十七年の八兆九千三百億、千三百億、ピークが六十七年の八兆九千三百億、千三百億、要するに一般から出ていくことは間違いないでしょう。同じですよ。

その場合に、こゝまでが定率繰り入れ、こゝまでが予算繰り入れ、これが区別つかなくなってくる。そうなりますと、今度、ええ、めんどくさい、一緒だということになりはしないか。六十年までは恐らく別々に、別々という、予算繰り入れないわけですから、定率繰り入れですというところで、六十一年度以降、果たしてその制度が実質的に維持できるかどうか、そういう心配は、そういう心配というのか、これはわれわれが心配するんで、大蔵省はまた別の考え方もしませんが、その辺についてはどういう考

えで臨んでいますか。

○政府委員(窪田弘君) 定率繰り入れ制度は、財政制度審議会の報告にもありますように、今後とも基本的にはこれを維持すべきであるということでございますし、私どももその考え方でございます。

ただ、六十年代、そう言つても基金は枯渇しますし、かなりの予算繰り入れが必要なのは御指摘のとおりでございますが、ただ、定率繰り入れで入るべき額というのはどういう状況になつてもはつきりするわけではございませんから、別に「ごちゃごちゃになるわけではない」と思ひますが、六十年代はかなり苦しい状況でございまして、特例償の償還が一山越えれば、またこの制度は機能を回復して正常な働きをするわけでございまして、制度としては私もあつてもこれを維持してまいりたいと考えております。

○近藤忠孝君 私はなぜこんなことを言うかといふと、いままで剰余金があつたときに、剰余金があつたら法律どおり返さ、こう言ひますと、これは大平さんの時代からそうなんです、どっちみちまた国債発行しなきゃならないんだ、同じなんだ、だから、要するに国債発行を少なくするんだから、剰余金はひとつ勘弁してくれ、こう言うわけですよ。私は同じ論理がこの定率繰り入れと予算繰り入れの問題で出てきやしないかということ、これはいままでの剰余金の例があるから心配するんですね。実際どうでしょう、実態は

実態は、いままでですと、ちゃんと繰り入れして別にちゃんととっておくというから区別つきま

す、かつこうの上で。ところが、今度は定率繰り入れです、それからもう一つは予算繰り入れです。一挙に返しちゃうというわけですから、全然どこへもこれが形がつかないわけですよ。そうなりますと、この制度がいまでさえきつちつとあるべきなのに、それが崩れるとなると、こういつたことを繰り返し、これもやり来年も繰り入れしないという事態が続くと、今度は六十一年度にはその

えで臨んでいますか。

○政府委員(窪田弘君) 定率繰り入れ制度は、財政制度審議会の報告にもありますように、今後とも基本的にはこれを維持すべきであるということでございますし、私どももその考え方でございます。

癖がついてしまつて、この制度が本当になし崩しになつてしまひはしないか。こういう心配をするんですが、その心配は全く杞憂でしょうか。

○政府委員(窪田弘君) そういう心配をすれば切りはなれませんが、とりあえずこの特例公債をこんな発行している状況から一日も早く脱却したい。それから国債が百兆も累積して国債費の負担に悩んでおられますので、これから脱却したいという苦闘を六十年代にかけてやらざるを得ないわけで、まあ、そういった御心配も十分あり得るわけでございませうけれども、いろいろ国債の償還そのものはこれはまたやらざるを得ない話でございませうから、その他の面で財政の改革を進めまして、一日も早く、一年でも早く特例公債から脱却する状況をつくりたい、こう考えております。

○近藤忠孝君 私の心配があり得るということですので、もう一つ突っ込んでお聞きしたいのは、そうなりますと今度は借りかえの問題なんです。これは大臣繰り返し、理論的には赤字国債の借りかえはあるけれども、実際やらない決意だとも、しやると言つたらば、それこそ国債は一挙に暴落しちゃいますから、とても言えないのでしよう。

ですから法律的にそれはない、法制度がありましからね。大臣もそういう決意だ。それをしないとなりますと、財政が苦しくなつてきた場合にやるのは、もう一つ建設国債の方の借りかえが、いまの仮定計算よりも多くなつてくるのじやなからうか。要するに端的に言いますと、定率繰り入れ分、その分がよけいに借りかえになつてしまひはしないか、こういう心配を私はするのです。これはあり得ないことではなからうと思ふのです、どうですか。

○政府委員(窪田弘君) いま建設国債は六十年で全体の償還を終える。といひますのは、建設国債の対象になる施設、総合いたしました、大体耐用年数が六十年ということ、一つの制度をつくつていたわけでございませうから、これはこれで動かしがたい一つの理屈の上に立つておりました、じゃこれをどういふに延ばすかと言つても、それ

はやりやうがないわけで、そういうことは全く考へておりません。

○近藤忠孝君 考へてないとおつしやいますけれども、本当に苦しくなつて、どこから出そうか、順序から言いますと、どうしても借りかえしなくちゃいかぬ。その場合に、赤字国債は当然してきた経過もあり、制度上もしないとなりませうと、建設国債の六十年に返していくというあの六十分の一、これは決して法律事項じやないでしやうから、となれば、よけいできるわけですよ。片方は法律を変えなければできぬけれども、これは法律を変えずにできるとなつたら、やつぱり手がつけやしないじやないですか、こちらのほうが、だから、そういう意味では私はこれもまた杞憂ではないのだらうと思ふんですが、絶対ないと断言できるでしやうか。

○政府委員(窪田弘君) これは恐らくそういうことは考へられないのじやないか。建設国債は六十年耐用年数で償還するといふ、ずっと長年の定着したルールがございませうし、借りかえをふやせば結局借換債がふえてまいりますし、全体の国債市場、借換債ももちろん市場での償還になるわけですから、そういう制約もございませうし、いろいろ御懸念をいたしておられますけれども、建設国債の借りかえの年数を延ばすといふことは全く考へていないところでございませう。

○近藤忠孝君 そうすると可能性とすると、建設国債の借りかえよりは、赤字国債の可能性の方があるといふことになりませうか。そうしたら法律的には赤字国債の方がしにくいんですけれども、逆にこれは借金という面から考へれば、片方は十年の借金ですわね、片方は六十年の借金ですからね。六十年の借金を返さぬといふことは、六十分の一も返さぬといふ、これは大変なことだからこれはあり得ない。となると、苦しくなつたらやうに今度は十年の方に手がつちやう。その方が借りやすいですわね、感じからいけば。六十年目のやつを返さないよりは、十年目のやつの方がちよつと待つてくれといふ方が言いやすい。といふこ

とで、そうなる可能性も出てくるのじやないか。あくまでも可能性ですがね。どうなんでしょう。

○政府委員(窪田弘君) これは特例債は借りかえをしないといふことを、今回の法律にも書いて審議をお願いしているわけですから、借りかえしなすなうといふことは申し上げることはできないわけでございますし、また理論的には歳出カット、負担増、それから借換債の発行じやない償還のために新たに特例債を発行するといふたような道がございまして、それはいまから数年先の六十一年度、二年度の予算編成のときにどうなるかといふ話でございませうから、いまからどうなるかといふことをちよつとはつきりした形で申し上げるわけにはいかないと思ひます。

○近藤忠孝君 きょうのところはそれ以上の答弁は出てこないと思ひますけれども、ただ私きょう指摘したことは、数年後に、まだ私の議席があるかどうかかわかぬけれども、あつたときには、どうだといふことで、そのころは竹下さんが大蔵大臣であるかどうかかわかぬけれども、あるいは総理の竹下さんであるかもしれませうし、そういう問題なので、そうあつてもらつちや困るの、ひとつ肝に銘じていたきたいと、こう思ひます。

次に、国債消化の問題ですが、報道によりますと、サウジが対日投資を抑制した、そしていままで過去二年間で一千二百億円、直接大蔵省が発行する中期国債の購入をしておつたけれども、五十八年度は購入が無理だといふ報道がありますが、そのとおりか。そして、それがもしそうだとすると、この国債消化にどのような影響を持つてゐるだらうか。

○政府委員(加藤隆司君) そのような事実はございませう。

○近藤忠孝君 ないといふことは、サウジがいままでどおり購入するといふことですか。

○政府委員(加藤隆司君) 新聞に出ておりましたようなそういう決定がなされたといふような事実

はないといふ意味でございませう。

○近藤忠孝君 そうすると、これからどうなるかはわからぬといふことですか。

○政府委員(加藤隆司君) そういうことでございませう。

○近藤忠孝君 もし新聞報道のようなことになつた場合の国債消化上の影響としてはどうでしやうか。

○政府委員(加藤隆司君) いま御指摘のように金額もそう大きなものでございませうし、そのときどきの国内の資金需給あるいは円レートの問題とか、いろいろな問題が絡みますので、何とも明確には申し上げられませんが、毎月国内で二回中期債を出しておりますが、大体三千億ぐらい一回でやつております。そういう金額とお比べただければ、これは買つてくれれば非常に助かりませうけれども、率直に申して余りそう心配することはないと思ひます。

○近藤忠孝君 大臣にお伺ひするのですが、国債の危機といふことが言われておるんですが、これをどのように理解しておるのか。これは要するに国債の過剰発行が問題ではないかと、こう思ふわけですね。その点についての大臣の御認識をお聞きたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 国債の発行高は、できるだけこれは縮小すべきものである。だから財政再建と言われた時代からなお今日も、まずは赤字国債を脱却し、総体的には国債依存度を下げていくというのが財政改革の大きな筋道ではないかといふ理解をしておるわけです。大きくなれば、市中消化のときにおきまして、あるいはこの条件の問題等々につきまして、それが市中金融の金利をも圧迫するようになるというところは、まさに経済運営全体からいって困ることではございませうので、そういうことがないようにございませう。補正後に比して一兆減したといふ御批判もございましたが、やはりそういう姿勢は持つて當たつていなきやならぬ課題だといふふうに考へております。

○近藤忠孝君　そういう国債の過剰発行が、たとえば国債相場の下落とか、そういった事態に反映しておるわけですが、そういう中で日銀信用依存ルートというのができてきているんじゃないかと、こういう感じがしてならないのですか。一つは政府短期証券の日銀引受、もう一つは資金運用部の国債を日銀が買い取るということですね。大蔵省としては、それは日銀引受とは違いますが、これはたしか形式的には違いますが、一つの脱法行為じゃないのか。実質的には日銀信用に依存するその体制ができて、日銀引受禁止という事態が実質的にだんだんだんだんし崩しのためにだんだんいくなではなからうか。こういう心配があるんですが、どうですか。

○政府委員(加藤隆司君)　いろんな側面がございます。私が担当しているファクト、実態の方から御説明いたしますが、歳費でございますけれども、これは財政法の七条に書いてありますように、年度末までに歳入で償還しますから、そういう意味で御指摘のようなことは制度的にあり得ないし、実態的にもないわけでございます。

それからもう一つの運用部と日銀との取引の問題ですが、現在やっておりますけれども、これは最初には日銀の買入という行為から始めていたわけですが、要するに運用部に余資がありました場合に、日銀の持つておる国債を買ってその利回りを享受したいと、それで売り戻し条件つきで約定の日が来ますとまた買い戻してもらう。ですから、そういう意味で御指摘のようなことは実態問題としてあり得ないわけでございます。

○近藤忠孝君　しかし、そういうことが専門家からも指摘されているということは申し上げたいと思います。

それから次に、経済の実態の問題で、大蔵省が経済の構造変化と政策の研究会というのを発足させましたけれども、その研究成果ですね。これは二年ほど前ですか、私はアングラマナーなどを追及しましたが、いろんな角度から見ているということでの大蔵省の積極的な対応だろうと思うん

ですが、現状をちょっと御説明いただきたいと思

います。
○政府委員(吉田正輝君)　御指摘の研究でございますけれども、そもそもこの研究の動機と申しますのは、最近のわが国経済社会を見ておきますと、経済の成熟化が進行している。そういうことを背景にいたしまして、二回石油危機がございまして、これを契機にいたしまして経済のソフト化、サービス化というような大きな構造変化が生じているということに着目したわけでござい

ます。
こういうソフト化、サービス化というのは、大変大きな複雑な概念ではないかというふうに思われるわけですが、それを、明確な定義はございませぬけれども、あえてどういうようなものかというところで申し上げさせていただきます。まず一つの特徴としましては、非製造業、特にその非製造業の中でサービス業という分野で新しい産業分野が展開してきている。例示いたしますと、情報サービスとか、家庭サービスとか、文化、スポーツとか、いろいろございませぬけれども、そういうサービス業の進展が見られる。これは雇用にもあらわれておりますし、生産額でも出ておるわけでござい

ます。
それからもう一つ出てまいりますのは、製造業の中でございませぬけれども、それも物的生産を中心とした段階からソフト面を重視した高度の段階、たとえばファインテクノロジーというようなものが出てくるとか、IC産業が出てくるとか、そういうような現象が第二の特徴として見られるわけ

です。
それから第三番目といたしましては、これは需要面でございませぬけれども、消費の中において物離れが出てきています。たとえばサービス支出が恒常的にこのところ消費の支出の中からも増大しているというふうなことでござい

ます。
そういうように明確な定義はございませぬけれども、これは世界共通でございませぬけれども、わが国においても非常に著しく見られるということ

で、それに着目いたしましたして、そういう経済構造の変化があるからには、今後の政策の対応にも、こういう背景、経済構造、社会構造の変化に対応していかなければならないのじゃないかということでございます。

そこで、私もといたしましては、これは大蔵省の委託研究でございまして、それで館電一郎先生を座長といたしました学者とか、民間研究機関の方々にお願いたしましたして、いま先生御指摘の名前の研究会を設置したわけでござい

ます。
この研究成果自体は、ただいまの予定といたしましては、六月上旬に研究会の報告書として取りまとめ発表していただくことになっております。これはあくまでも委託研究でございませぬから、大蔵省の正式研究会とかんとかというふうなものでもございませぬが、しかしそういう重要な事実もございませぬので、大蔵省の執務の参考にしてまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでござい

ます。
その場合にも、執務の参考とする場合でも、経済社会構造のことと関連いたしますので、各省とも関連いたしますので、十分相談しながら、政策対応上の執務の参考というふうに考えておるわけでござい

ます。
○近藤忠孝君　その研究が進むと、たとえば経済予測なども影響が出てくると思ひますけれども、それはどのように考えておりますか。

○政府委員(吉田正輝君)　その経済動向の判断でございませぬが、ただいまいろいろ例示を申し上げましたように、各種のところで、構造面でございませぬと就業面、それから消費面、消費構造、就業構造、それから産業構造というところにあらわれてくるわけでござい

ます。
○政府委員(梅澤節男君)　税収に占めます法人税のウェイトでございませぬけれども、四十年代、五十年代を通じて達観して申し上げられることは、税収の中に占めます法人税のウェイトが、三〇%を軸にいたしまして、そのときどきの景気循環に応じて上へいく年、下へいく年、これは

うなことでございませぬから、緩やかな成長が予測されるような要素も強まってくると思ひます。一方、その経済成長というものは、逆に無理をしなればならぬものがあるかもしれない。

それから、先ほど先生ちょっとアングラと勘違いしているんじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、ただいま私が申しましたのは、経済社会構造の大きな変化というところに着目しておりますので、アングラというよりは、むしろもっと大きな意味での全体の経済構造の変化としてとらえている。アングラというふうなものということになりまして、それに関連して申し上げますと、いままでどちらかといいますと、景気予測などでも物的面に着目した統計が多いとか、あるいは産業構造でも伝統的な産業、製造業を中心にしていくようなところ、そういうようなところ

で統計上の把握の問題などもあろうかと思ひますので、そういう点もいまの委託研究の中でも御研究いただいております。新しいサービス産業、ソフト産業の分類なども研究しているわけでござい

ます。
○近藤忠孝君　税制との関係では、一つは、法人税の比率が所得税との関係でだんだん年々ずつと落ちてきておりますね。これは産業構造の変化と関係があるんじゃないかというのが一点。

それから今度、実課税していく場合、課税逃れをなくする点で変化――かなり高度の技術などもありまして、そういう点で課税対策としててもこれから考慮していく必要がずいぶん出てくるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(梅澤節男君)　税収に占めます法人税のウェイトでございませぬけれども、四十年代、五十年代を通じて達観して申し上げられることは、税収の中に占めます法人税のウェイトが、三〇%を軸にいたしまして、そのときどきの景気循環に応じて上へいく年、下へいく年、これは

四十年、五十年を通じてこの傾向は変わらないわけですが、ただ注意しなければならぬことは、国民所得統計で見ますと、たゞいま委員が御指摘になったことも若干関連するんではないけれども、雇用者所得のウェイトがこの十数年間に一〇数ポイント上がっているわけでございます。その中身を見ますと、個人の自営業種から雇用所得の方へ振りかわったという一つの構造変化と、それから法人企業形態での企業所得のウェイトが若干減る傾向にございます。にもかかわらず、ウェイトが三〇%を軸にしてわりあい循環を描いておるといふのは、これはこの期間に実は四十五年、四十九年、五十六年と三回にわたりました法人税率の引き上げを行っております。それが恐らく支えになっているのだらうと思います。

ただ問題は、これをどういふふうに分けるかということなんです。法人企業のウェイトが下がるということは、日本の産業構造全体が雇用所得化していく、税制面から言えば給与所得化していくということなんです。それがいまおっしゃる通りに経済のソフト化と関連があるのかどうか、つまり、もっとわかりやすく言いますと、経済のソフト化ということは、企業の収益の形成過程におきまして恐らく人件費のウェイトが高まってくるという傾向だらうと思ふんですね。したがって、それが結果的に雇用者所得の分配率が高まるというふうであられるのかどうか。世上、経済がソフト化して、いわゆる泡沫企業のよくなるものがあらわれてそういうものが課税面から逃れる。いわゆるアンダラ経済の問題でございすけれども、そういう傾向はないとは言えないとは思ひますけれども、それが税収構造に響くような形であらわれてくるということは考えにくいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 あと自賠責の問題ですが、時間もないので端的に質問にしたいと思ふんです。

最近、保険会社の中で、もちろん自賠責と任意保険と両方ありますが、その獲得競争が大変強まっております。そのことが契約者に対して何か問題を

起こさせてくるようなこと、そんなにたくさん多発はしてないようですけれども、そういう傾向になりはしないかということが指摘されているんですが、その辺の認識はどうでしょうか。

○説明員(猪瀬節雄君) この数年来自動車の保有台数の伸びが低下してございますので、いわゆる自動車保険の保険料収入がなかなか高度成長のときのようなわけにはいかない。そういうところから御指摘のような顧客の獲得競争という点が激化しているという面は、あるいはあるうかというふうに思ふのでございますが、この競争が激化したしますと、サービスが追いつかないんじゃないかというふうな御指摘ではございますが、むしろ損保各社では、査定体制の充実なりあるいは保険金の支払いの迅速化といったようなサービス内容の向上に努めまさんと、とうていこの競争に勝っていないわけではございませんので、直にそういったサービスの低下を来しているというふうには考えられないわけではございません。

○近藤忠孝君 それから、これは先ほどから指摘されておりますように、自賠責のお金は利用者の方に還元すべきだという指摘がされております。そこで、その一つとして、特に交通遺児に対する制度、これはどんなものがある、実際の運用の状況はどの程度、どうなっていますか。

○政府委員(熊代健君) お答えいたします。自賠責会におきまして、交通遺児関係に對しましては、自動車事故対策センターを通じてした無利子貸付、それからこれと関連する形なんですけれども、交通遺児育成基金事業というのをやっております。この助成、それから都道府県が行っております高等学校の授業料の減免事業に對する助成、それから交通遺児育英会の修学援助事業に對する補助といったものを行っております。

○近藤忠孝君 私は、国の方が無利子でこのお金を横取りしてしまふ前に、もっともといふ言つたような事業を充実させるべきじゃないかと。いま言つたように、一つの例だけ申しますと、いま言つた高校生、それから大学生に對する育英資金という

のがかなり苦しいようですね。そして現に、これはことしの四月二十二日の新聞記事によりますと、金が苦しいので街頭へ出て募金をしている。こういう状況のようで、この部分の補助をもっとふやすようにと、こういう大変強い希望がありまして、それは御存じかどうか。それで、それに対してはどういうふうにお考えか。

○政府委員(熊代健君) 先生御指摘の問題は、先ほど申し上げたうちの交通遺児育英会の問題だと思ひます。現在、私もやっております交通遺児関係の事業としては、自動車事故対策センターが義務教育機関ということをやっております。あと、この交通遺児育英会が高等学校と大学をやっております。足長おじさんといったような問題は、基本的には大学の問題について寄付を中心にしてやっています。私もやっておりますのは、高等学校の修学に對する貸し付けを助成するというところでやっております。私も少ししては、五十八年度予算におきまして、先ほど申し上げた助成としましては、五十七年度二億八千八百万というのに対して、五十八年度予算におきましては三億四千九百万ということ、他の補助金等が抑制済みでございますけれども、これにつきましては二一%強の増額を圖っている。

先生御指摘の今後の問題としましては、われわれとしましては、交通遺児対策については今後とも十分配慮していきたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 義務教育からだんだん充実していくということはもちろん大事ですけれども、ただ最近では高校へは皆ほとんど行っているわけで、交通遺児だから特別に恩恵的に考えることではないんじゃないかと、こう思ふんです。そこで、大臣、最後に、この問題では、これは午前中の質疑の中で、これに対して、国が借りたものに金利をつけないのは、要するに国と国の貸し借りだからつけないんだという御説明だったん

ですが、しかし元来このお金は、運用益ですからね、だからそれを活用すれば利益が出る。そしていま言ったような交通遺児の方へ回すお金、もっともこれが出てくる可能性もあるし、それから会計全体の赤字を防いでいくという意味で動いている感じですね。国がそれを無利子で借りたというところはこういう問題にも大変な支障が出てくるんじゃないかと。ですから、私は、運輸省が大分努力をされて、いま言った高校生のお金をふやしていくということは大変結構ですけれども、これはもっとも充実するという点で、そう安易に横へ持つてしまふというふうなことはやはり慎んでいくべきではなからうかと、こう思ふんですが、御答弁いただいて質問を終わります。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、一般会計から特別会計への繰り入れ繰戻しという関係は、これは金利がつかない。そしてまたいろいろの意見があると思ひます。これは民間であつたら法人税で持つていかれる。それがいわば運用益が発生してもそういうことはないという性格の金でもあるわけです。いづれにしても、この金については再三申し上げましたが、私も少ししては非常に重要に考へて、一大臣同士の話し合いにすべきものじゃないというところから、総理にある種の調整役をお願いして、そして事務的に詰めていった問題でございまして、安易に考へるべき課題ではないという基本姿勢は持ち續けて、そして御協力をいただいた自賠責特会に對して、あるいは運輸省に對してと申しましたように、感謝をしておるという気持ちで素直に申し上げておきます。

○近藤忠孝君 終わります。

○柄谷進一君 まず最初に、自賠責保険の取り扱いについて御質問いたします。多くの委員から指摘されましたように、自賠責保険は、いまさら私から申し上げるまでもなく、交通事故の被害者救済を主たる目的として自動車全所有者に加入を義務づけている制度であります。昭和三十年五月、政府はこの提案趣旨説明の

中で、自動車による人身事故の場合の賠償責任を適正にする措置である、そして自動車側の賠償能力を常時確保するための措置であると、法の趣旨、目的を明らかにいたしております。そして自賠責特会の運用益、滞留資金の運用益につきましては、昭和五十八年六月十二日の自賠責審議会答申の中でも、「今後の使途については、保険収支の動向をも勘案し、将来の収支改善のための財源として留保しておくことを考慮するほか、救急医療体制の整備及び交通事故防止対策等への活用については効率的に行うことが適当である」と、その運用益の使途を限定いたしておるわけでございます。

私はこのような法の趣旨、目的、今日までの経緯、また特に自賠責特会が自動車ユーザーの保険料からなっているという事情にかんがみまして、一般会計が苦しいからといって保険料の運用益を一般会計に繰り入れることは、元来筋違いであり、制度そのものの根幹を揺るがしかねないものではないか。こう認識するわけでございますが、大臣のまずしかとした御認識をお伺いしたいと思います。

○政府委員(窪田弘君) 昭和三十年の提案理由、それから五十三年度の答申等に示されました自賠責保険の趣旨、それから運用益の使い道については、そのとおりでございますが、現在運用益の累積したものをいかに保険契約者のために還元するかという方策について運輸省で御検討中でございます。また、まだ具体化していない段階でございます。そういう段階で、使途の決まっていらないものでございまして、その二分の程度を一般会計でございまして、その二分の程度を一般会計で一時お借りしたいという趣旨でございます。これが制度の根幹を揺るがすとか、そういうふうには考えていないわけでございます。

○柄谷道一君 それでは大臣、これは法の趣旨、また自賠責審議会の答申、限定して運用益の使途を明示しておるそれらと比べて、これは理にかなうものであつて当然であると、こういう御認識でございまして、三月十八日わが党の伊藤都男委員が予算委員会に質問をいたしておりますが、その答申の中で、今回の措置がなければ自賠責特会が得たであろう運用益分だけ、一般会計から特会へのツケ回し、いわゆる振りかえをしたということのみずから認めておられるわけでございます。これは今回の措置が臨調答申の精神に反するものであると、こう思うのでございますが、大臣の御認識はいかがでございますか。

○政府委員(窪田弘君) 臨調の趣旨は、一般的にそういう問題を先に延ばす一時的なやりくりは好ましくないという御指摘だと思つて、この自賠責につきましては、五十八年度予算で五十六年度の歳入欠陥を埋めなければならぬという臨時異常の需要がございまして、そのために特別財源対策としていろいろのものを各省に御協力をいただいたその一つをなすものでございます。そういった異常な歳出需要に充てるための特別財源対策として運輸省にも格別の御協力をいただいたと、こういうふうなことでございまして、一般的な臨調のこの答申、決してそのやりくり自体好ましいことではないわけでありまして、そういうことをやらずに済めばそれは一番いいわけでございますが、いまの財政の状況からいいますと、あらゆる努力をして財政の収支を合わせていかざるを得ない現状でございますので、まあやむを得ないのではなからうか。そしてまた仕組みの問題でございまして、法律改正をお願いいたしましたして御審議をいただいているわけでございます。

○柄谷道一君 臨調の精神は、一時的緊急避難措置は回避すべきであるというのがその本流に流れているわけですね。そうして万やむを得ず行方緊急避難措置であつても、これは速やかに解消せよと思ふんですね。したがって、心ならずもやらざるを得なかつたけれども、しかし臨調の趣旨には残念ながら沿ひ得なかつたところを告白されるのが正直な姿じゃないですか。

○政府委員(窪田弘君) まあ、そういうふうなことが言えるかと思つて、その一時的なやりくりというのは決して好ましいこととは私ども考えませんけれども、しかしいまの財政の状況から見てやむを得ないという措置であつたと考えております。

○柄谷道一君 そこで大臣にお伺いいたしますが、いままでの答申で、今回のこの措置は当然のものとは考えない、万やむを得なかつたんだ、そして臨調の答申には必ずしも沿うものではないけれども、こうせざるを得なかつたんだということだろふと思ふんですね、これは、そこで私は、大臣が、この自賠責保険制度の趣旨や目的にはそぐわないし、運用益は本来基本的には保険金支払い限度額の引き上げや保険料の引き下げないしは交通防止対策等、強制加入させられてる自動車保有者に還元する性格のものであるというものを率直に認められた上で、それを十分認識された上で、万やむを得ず財政上の理由からとつた一時的緊急避難措置であるということとをまず率直に認められて、こうべを下げるとはあえて申しませんが、謙虚にひたすら議会と自動車ユーザーの理解を願うという性格のものではないかと、こう私は思うのでございます。大臣、そのとおりでございませんか。

○政府委員(窪田弘君) 厳しい財政事情のもとで、五十六年度決算不足分の補てんの繰り戻しという臨時的な支出に対処するための特別措置のまことに一環として行つたものでありますので、自賠責特会の累積運用益については最終的には保険契約者の利益のために活用することとして、繰入額に ついても後日一般会計より繰り戻すこととしていたつた趣旨は、私はそれで肯定していただいて結構だと思ふんです。

実は、最終答申をいただきましたのが三月の十四日。このときに指摘を受けましたわけですが、この議論というのは、従来のものもろもろの政府の政策手段の中のものと言われておつて、これを念頭に置いて――まあ、これより前にとつた措置でございまして、率直に言つて、これが出ましたときにそういう感じを私も持ったわけでございますが、そう言つてみたところで、確かに一時的なやりくりという批判も当たらないものではない。だから万やむを得ざる措置としてこれをとらしていただいたという御理解をいただくにはない。これはユーザーにも、所管される運輸省にも、また御審議いただく国会に対しても、そういう考え方は持つております。

○柄谷道一君 そこで運輸省にお伺いいたしますが、この自賠責保険の収支状況、これはポリシー・イヤー・ベースにより推計した数値でございまして、五十三年度マイナス二百六十億、五十四年度マイナス四百九十三億、五十五年度マイナス五百二十九億、五十六年度マイナス八百二十九億、このように単年度では支払い超過になつておりますし、その額も年々拡大傾向にある。そうした単年度支払い超過分は今日まで滞留資金の運用益によって埋め合わせをしてきておる。これが現状であらうと思ふんですね。

一方、交通事故の発生状況は、五十三年度以降、対前年比で増加し続けております。また保険金限度額も五十三年度七月以来、五年近く据え置かれておりまして、政府も現在保険金限度額の引き上げの要否について検討中である、こう承知いたしております。もしそれが行われるとすれば、保険料率に響くことは避けられないと思ふわけでござい

ざいます。

私は、こうした現状から考えれば、無利子で十年間も一般会計に貸し付けるといふ余裕は全くないのではないかと、こう思ふんでございますが、運輸省の認識はいかがでございますか。

○政府委員(熊代健君) 先生御指摘のように、五十三年度以降年度の保険の純収支が赤字になっておる。ただ、これは大蔵省の方からも前に御答弁ありましたように、純収支だけで見ました累積でまだ現在黒字が残っているわけでございます。運用益は、それと別個に運用益としてあるわけでございまして、ただ長期的に見れば、車の増加率に比べて事故の減少率が下がって減少傾向が下がり多くなっている。したがって、事故の件数がこのところ一、二年ふえておる。それが保険全体の収支に悪影響を及ぼしておるといふことは事実でございます。

ただ、これは私の立場から一つ特会だけの観点で見た場合に、特別会計の単年度の収支規模は現在約四百六十億ぐらいでございます。先ほど申し上げましたように、純収支の部分じゃなくて、運用益の累積部分だけで、五十七年度末五千億というところでございます。したがって、これは利子分について云々という議論などもございしますが、一般会計からの直接間接の事故防止のための支出というものが自賠責保険そのものにとっても有効に働いてきているということも勘案いたしまして、先ほど申し上げました単年度の収支規模、それから現在の自賠責特会におきまして資産構成等から見ても、直ちにこれを保険契約者に還元いたすとして、これを直ちに全額取りつづけてしまふという状況にはないんでないか。そういう観点から、返していただけないことを前提にいたしまして、今回のような繰り入れ措置に同意したわけでございます。

○柄谷道一君 しかし、本来この措置をやらなければ得たであろう運用益分は減少する、これだけのことはお認めになりますか。

○政府委員(熊代健君) 御指摘のとおり、二千五

百六十億に對します利息分は、三年間はそのままです、三年たつて返還分が出てまいりましたら、残りの分についての運用益が特会としては減少になるというところは事実でございます。

○柄谷道一君 私は、衆議院段階及び本院における質疑の段階を私なりに要約しますと、政府答弁は大体次のようにお聞きすると思ふんです。

五十八年度の厳しい財政状況を背景に大蔵省は運輸省にお願いをして、税外収入としてお借りをした。運輸大臣としては、総理大臣からの話もあり、運用上支障を来すかどうかを調べたが、当面そのようなこともないのでお貸しすることに決した。五十八年予算編成に当たって、五十六年の決算上の不足額の処理に充てた二兆二千五百億円を返還するために利子のつかない金を探し、一回限りでもあるので自賠責特会からお借りをした。国庫内部のやりくりには利子をつけないというのが原則である、こういうことだと思ふんです。

そこで、一昨年十一月二十七日に成立いたしました厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れ等の特例では、その第二条で、「その他の適切な措置を講ずる」と、こううたい、そしてこの実態は利子をつけることであると答弁しておられるわけでございます。同じ特会間でもこれは利子をつけているわけですね、つけて返す。今後は利子をつけない。

そこで、その理由は何かと本来質問したいんですが、時間も限られておりますので、政府のいままでの答弁を要約しますと、年金の場合は、長期間にわたり、かつ保険設計上その積立金の運用益が予定されているから利子をつけたんだ。しかし自賠責の場合は、短期であり、その運用益は保険設計上積算の基礎に入っていないから利子をつけないんだと。政府のいままでずっと一貫してやってきた答弁を要約すれば、こういうことになると思ふんです。

私は、これは余りにも形式的な答弁ではないかと思ふんです。一般会計への貸し付けということとは、大臣も冒頭申されましたように、これは本

来当然の事項ではない、万やむを得ざる緊急措置としてお借りをするんだと、こう言っておられるわけですね。いわば超法規的という表現が当たっているかどうか知りませんが、やりくり上やむを得なかったんだと、こう言っておられる。一方、金利の取り扱いについては原則を述べておられる。

私は利子の取り扱いについて原則を主張されるなら、貸し付けがいかにかにも原則を貫くべきである。万やむを得ずやったとするならば、利子の取り扱いについても特別の措置が考えられてしかるべきではないか。片方だけは万やむを得なかったんだ、ひたすら運輸省、ユーザーの理解を求めたい、こうお願いしながら、利子の取り扱いに關してのみはたてまえを通すというのは、ちょっと私は、身勝手という言葉は失礼かもしれませんが、そんなけれども、そうユーザーが受け取っても、これはやむを得ないと思ふんです。

私は、法の例外的緊急避難措置として今回の措置を求めるならば、利子の取り扱いについても弾力的配慮があつてしかるべきではないか。しかも滞留資金の運用益はユーザーそのものの拠出金でございまして、その使途の本来の目的に照らしても特段の措置をとるということは、私は当然ではないかと思ふんです。これは全く政策的な問題でございましてから大臣からお答えをいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 確かに自賠責保険は短期保険でございますので、保険設計上は運用益の発生は見込まれていないものと私は思ふ。したがって、私もこれを議論するに際して、私はいま申し上げようような姿勢であるべきだと思つておるわけでありますが、それはお互いの協議の中には、いま運輸省の審議官も非常に丁寧に物を言っているし、私も審議官も非常に丁寧に物を言っているし、直接間接に自賠責保険そのものに益するところの施策も率直に言つてなされておるではないか。そしてこれが、たまたま五十六年度の繰り戻しというもので税外収入をたくさん探したことは事実でございますが、總体的に言つたら、予算の

歳入の一環となつた場合に、言つてみれば、直接間接的に自賠責保険そのもののこの保険制度上益することにもなり得る面もあるわけでございまして、情に絡んだというわけじゃないかと思ふんですが、そういう意味も加えてお願いをしたわけでありまして。

したがって、長谷川運輸大臣のこれはジョークでございますけれども、よし、貸してやろう、金利は別のところで取れよ、とかいうような、お互いそういう話し合いもその過程においてはあり得た。これはふまじめな議論と言われれば、その指摘にも甘んじなければならぬが、私どものこの議論の過程においては、そういうこともあつたといふことを率直に申し上げて、御理解をいただきたいものだといふふうに考えております。

○柄谷道一君 それでは問題をさらに進めますが、今日までの審議の中で大蔵省は、五十三年度以降単年度収支は赤字になり、その幅はさらに拡大の傾向にある。しかし料率を引き上げるかどうかという場合は収支の累積も考慮する必要がある。現在、収支の累計では若干の黒字が見込まれておるので、今後自動車事故の急増あるいは支払限度額の引き上げといった急激な支払い増があれば別であるが、そうでなければ直ちに料率を引き上げる必要はないと。こう一方で述べておられるんですね。

しかし、他の一方で、現下の収支状況等から見て料率の手直しはいずれ必要になる。保険限度額は五十三年に改定してから五年近く経過しており、改定が必要かどうか、引き上げるとすればどの程度でよいかを検討しておる。ただし、検討結果がいつ出るかは現在未定である。こういう要旨の答弁をされているわけですね。

私はこういう答弁から見ても、今後、貸し付けておりますこの十年間に限度額の引き上げ、料率の改定がないという保証はとらえていけないと思ふんです。十五年もはうっておいけないと思ふませんからね。

そこで、私はこの法の趣旨、目的、いままでい

るに述べましたけれども、それらに照らしましても、保険料の値上げが避けられない事態になったときは、これは償還すべきである。また収支状況が悪化しても、安易に料率を引き上げるのではなく、まず運用益の取り崩しで対応していくというの筋ではないかと、こう思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(窪田弘君) この運用益の使途自体は、運輸省でこれから御検討なさるわけでございまして、それがいま御指摘のような方向になるかどうか、これはいま確言できない話でございまして、保険料率を上げざるを得ない場合に、これを返すというふうなことをいまお約束できる段階ではございません。と申しますのは、いまこの自賠責の構造自体から言いますと、民間保険と両方あるわけでございまして、民間保険の積立金運用益そのものは自賠責に比べてはるかに小さいわけでございまして、そのバランスをどう考えるかというふうな問題もございまして、いろいろな御検討すべき問題が多いわけでございまして、ちょっといまの御指摘には沿いたくないと思っております。

○柄谷道一君 いまの答弁では、保険収支の赤字が発生した場合に特別会計の運用益をもって全額その赤字を補てんする仕組みになっていないと、こういうことに尽きるんですね。当然四割相当の保険会社分は、その利益の約半分は法人税で取られますから、運用益の五十六年度末残高は六百五億円でございまして、一方、税金のかからない特会に保険勘定で四千二百四十四億、保障勘定で九十九億に達しております。そこで四対六の割合で今後使用して、保険会社分が六百五億がゼロになったというときに、特会から同じように四対六でこれを補てんして穴を埋めていくということに仮にいたしましたも、特会にはなお三千三百億の金が残ると、こういうことになるわけですね。これは私の計算でございまして。

この特会から保険会社分にその三千三百億円というものを還元するということは、運用益のユーザー還元の一つの方法ではないかと、私はこう思うのでございまして。これだけの特別措置をやるんですから、私は現在のたてまえというものを主張するんではなくて、その現行の仕組みを変えてでもユーザーの立場を守る、その視点に立った検討が真剣に行われてしかるべきではないだろうか、こう思うんです。いかがですか。

○政府委員(窪田弘君) この運用益自体については、保険契約者の利益のためにどういうふうに戻すかというのをいま運輸省で御検討なさっております。私も御相談しながらその運輸省の結論を待つて適切に対処したいと思っておりますので、いま御指摘のような方法がいとどこだとかを申し上げかねるわけでございまして、ただ特別会計に生じた運用益を民間の損害保険会社に融通するというようなことになりまして、これは現在の再保険制度の仕組みそのものの基本に触れる問題でございまして、慎重に考えたいと思っております。

○柄谷道一君 それでは運輸省にお伺いします。が、慎重に考えるという大蔵省の御答弁なんですけれども、私はいままで私が一連の質問をいたしてまいりましたように、保険料の引き上げが必要になった場合、特会の運用益について本院の意見ないしは、これは当然審議会にかけられますが、その審議会の意見を十分に聴取して、現在のたてまえの変更を含めて前向きに検討する、こういう姿勢があつてしかるべきではないか。その際には保険料拠出者であるユーザーの意見というものは当然十分に尊重されてしかるべきではないか、こう思うんですが、そういう姿勢で検討されますか。

○政府委員(熊代健君) いま先生が言われましたように、この累積した運用益そのものが保険契約者に還元されるべきものであるというところは、そのとおりでございまして、保険審議会あるいはこの先生のいろいろな御意見、それからユーザーの御意向、こういうものは十分尊重してまいりたい。ただいま御指摘いただきました四、六という

再保険制度そのものについても、それを全然いじらないという前提じゃないに、それも含めても検討しようという御趣旨かと思いますが、私もとしましては、保険料をできるだけ上げないで、ユーザーの負担にならないようにするというのも大きな利益還元の方策だと思います。もう一つは、保険金限度額をどうするかという、この二つが一番大きな問題だと理解しております。

○柄谷道一君 拠出者たるユーザーの意見というものが十分尊重されて、現在の仕組みを改善することも含めて、適正な還元方法というものが検討されることを強く期待いたしておきたいと思っております。ただいまの運輸省の答弁を素直に私は受けとめておきたい、こう思います。

そこで大臣、これは三年据え置き七分分割返済というところになっておるんですね、何も法的な根拠がこの法案にはないんですね。これは大蔵、運輸両大臣の覚書という形になっております。しかもその覚書の文章は、「原則として」と、こうなっているんですね、「原則として」と。したがって、私は可能な限り早期に繰り戻しを完了すべきである、こう思うものでございまして、「原則として」とここにうたつておることは、収支状況によって期間を早めて完済する趣旨も含まれていると、こう理解していいのかどうか。私はそう理解したいわけですね。

それから第一点は、また逆に、この「原則として」ということを逆用して、財政状況に藉口して返済期間を先送りすることは全くない、私はそう理解したいわけですが、そのとおり、私の理解は間違っておりますか。

○政府委員(窪田弘君) この「原則として」という文言を入れました趣旨は、将来の国の財政事情は

現時点で確実に見通せませんということ、他方、自賠責会の収支状況も自動車事故率の変動等により影響するものでございまして、いまその返済の条件をはっきりさせない方がよいという趣旨で設けたものでございまして。したがって、どういふ事情になるかわかりませんが、その事情によっては早まることもあり得ると思っております。また逆の場合もあり得るのではなからうか。私どもの趣旨としては、長くすることは避けたい。十年でお返しするという約束をいただいておりますから、それを守ってまいりたいとは思っております。

○柄谷道一君 いまの御答弁のうち、前者はできるならば早く返したい。こは一緒なんです。しかし、場合によればだけはちょっと余分です。それ、そんなこと言ったら、これはまた法案審議がよけいやよけいになりますよ。これはもう「原則として」とはうたつても、この「原則として」というのは早期返還もあり得るということの意味するものであると、これだけははっきり大臣言っていただかないと。国の財政状況が苦しいから先送りもあり得るでは、一方ユーザーの立場はどうなんですか。それだけはないということ、大臣、これは約束してください。

○国務大臣(竹下登君) これは最終的に大臣折衝に上がった問題でございまして、「原則として」という言葉を使いましたのは、率直に言つて、両方のことをお互い考えておつたと思つてあります。だから、いま窪田次長からもお答えいたしましたように、財政事情により返済時期の先送りはしないか、収支状況によつては早めることはないかというふうな問われれば、これはどちらのケースについても事情によつてはあり得る。だから「原則」であるという言葉を使つたわけでございまして。

しかし、私どもの精神は、いま窪田次長からもお答えしましたように、先送りのことが可能であるということ「原則として」という言葉に繋がったという理解を持つてはならぬという気持ちだ

けは十分持つておるつもりであります。

○柄谷道一君 御信用申し上げておきます。

○国務大臣(竹下登君) ありがとうございます。

○柄谷道一君 そこで、私はこの問題だけで約四十分近くを消化しましたので、時間の関係でひとつ資料要求をしたいと思うのです。

一つは、五十三年度以降、自賠責収支が赤字となっていることはさきにも指摘したところでございますが、特に収支が悪化した原因、特にその車種は一体何なのか。時間の関係もございまして、この収支関係悪化の実態と分析の結果を、これは後ほど結構でございますが、文書をもって御提示をお願いしたい。この法案の審議に直接どうこうという問題ではございませんが、今後のために私は重要な参考資料として検討してみたい、こう思いますのでお願いをいたしたい。

第二番目は、保険料を算定するためには、当然大蔵省は四輪、二輪等の車種別に損害率に関するデータを整備しているものと思うのでございまして、これがなければ保険料の算定ができないわけですから、そのデータがないとは私は言えないと思います。そこで五十三年以降、車種別のデータの提示を求めたい。これは今後の自賠責問題を審議する重要な指針になりますので、この二点について、時間がかかっても結構でございますが、資料提示を求めたいと思っておりますが、お約束いただけますか。

○説明員(猪瀬節雄君) まず第一点の五十三年度以降の収支悪化の原因というものは、これにつきましては文書で提示せよという話につきましまして、私どもできるだけ早急に作成いたしまして御提出申し上げたいと存じます。

また、各車種別の損害率の推移でございますが、これも五十三年度以降、自動車料率算定会におきまして、かなり細かいものでございまして作成してございますので、その資料を取り寄せました上で、これは自動車料率算定会とも相談しなければいけない点がございまして、その相談によって提出できる場合にはすぐ提出したいと存じます。

じます。

○柄谷道一君 お願いをいたします。

私は、この任意保険では最高五〇%までの無事故割引がありますが、自賠責にはこれはございません。任意保険では、事故を起こしますと、割引の恩恵がなくなりまして高い料率を負担しなければなりません。ちなみに、五〇%割引の人が一たん事故を起こしますと、その後五年間は保険料は五〇%割引と比べて六〇%の増額になるわけでございます。私は、交通事故及び交通安全意識の抑止に当たりましては、運転者の交通安全意識というものを高揚させる必要があると、こう思います。そこで優良ドライバーに対するメリット制導入及び事故原因者に対するデメリット制の導入ということは、一挙には無理ではございまして、交通安全意識の定着という意味からきわめて意義のあることではないかと、こう思います。いま即答はできないと思っておりますけれども、これは審議会等で私の意見を徴して、ひとつ真剣に御検討願いたいと思っておりますが、検討していただけますか。

○説明員(猪瀬節雄君) 自賠責保険にもいわゆるメリット、デメリットシステムを導入してみたいかがかという御提案と承ったわけでございます。自賠責保険につきましても、メリット制を導入すべきであろうという御意見は多々ございまして、かつて自賠責審議会におきましても、そういう御指摘があったことがございまして、その御指摘に基づきまして、私も種々検討いたしたわけでございますが、御承知のように、自賠責保険が被害者救済というところに主眼を置きまして、被害者救済のために無保険車というものの存在を許さないというのと、その保険が車にいわばついて回るような保険制度になっておるわけでございます。

ところが、メリット、デメリットという評価は、これは運転者本人にかかわる話でございまして、一つは車というもののついて回る保険と、片

方は運転者についての評価と、これの結びつきが非常にむずかしいわけでございます。それをたとえばある車を運転いたします人間を特定してかかれれば、あるいはそれが可能になるかもしれません。しかし、その場合ほかの人が運転して事故を起こした場合に、それはもう免責事項になりまして、かえって被害者救済という趣旨に合致するおそれもあるわけでございますし、さらに自賠責保険の期間中は特定したこの人だけが運転するというシステムになれば、ほかの人には譲渡できないというような不便さもあるわけでございます。こういった基本的な点がなかなか解決つかない。

それと、仮にそういった点に何かうまい知恵が浮かんだといたした場合におきましても、実際の問題といたしまして、自賠責保険はこれは強制保険でございますから、一瞬たりとも無保険のままに放置するわけにはまいりませんので、直ちにその引き受けをしなればいけません。ところが、全国津々浦々にある代理店におきまして、たとえばいままでA社というところで保険を掛けていた方が、同じA社の中で保険を掛け直すというふうなときは、比較的情報伝達が早いのでございまして、保険会社を違えたような場合には、果たしてその運転者の運転歴というものを的確に把握して即座にその場において引き受けができるかどうかという能力の問題もございまして、これは実は長い間検討いたしてまいりましたのでございまして、先ほど申し上げましたような車と運転者との結びつきというところが解決がつかないものでございまして、すいぶんと検討はいたしましたけれども、いままなかなかにいい知恵がないというのが正直なところでございまして。

○柄谷道一君 従来の経緯は私も十分承知いたしておりますが、私は多くのユーザーの方からそのような強い要望も受けておりますので、この問題だけ議論しておりましたら、あと私の質問時間がなくなります。そういう強い意見があるというところで、いままでの問題を技術的にどう説明できるのか。この点についても、頭からノーではなくて、関係者等の意見も徴して前向きに御検討をお願いしたい、このことを要望いたしておきます。

私は、道路運送車両法の改正による初回車検有効期間の延長に伴いまして、自動車ユーザーの新車購入時における自賠責保険、自動車重量税の負担は大幅に増加することになります。所得の伸び悩み、景気回復のおくれというこの現況の中で、今日国民の足になっております、しかも経済のかねに上りつめております自動車利用に対して、これ以上の負担増というものは極力回避すべきである。そのために自賠責特会への繰り戻しを完済しない前に安易に保険料の引き上げを行うことは許されないという私の主張を改めて申し述べまして、質問を次に移してまいりたい。最後は私の意見でございます。

次に、お手元にお配りいたしました資料は、五十八年度における定率繰入れ等の停止に関する財政事情の展望でございます。これは五十八年度において定率繰り入れ等を停止したことがどのようにな後年度の負担増を伴うことになるかを私なりに計数的に明らかにするために試算したものでございます。

るのか。この点についても、頭からノーではなくて、関係者等の意見も徴して前向きに御検討をお願いしたい、このことを要望いたしておきます。

私は、道路運送車両法の改正による初回車検有効期間の延長に伴いまして、自動車ユーザーの新車購入時における自賠責保険、自動車重量税の負担は大幅に増加することになります。所得の伸び悩み、景気回復のおくれというこの現況の中で、今日国民の足になっております、しかも経済のかねに上りつめております自動車利用に対して、これ以上の負担増というものは極力回避すべきである。そのために自賠責特会への繰り戻しを完済しない前に安易に保険料の引き上げを行うことは許されないという私の主張を改めて申し述べまして、質問を次に移してまいりたい。最後は私の意見でございます。

次に、お手元にお配りいたしました資料は、五十八年度における定率繰入れ等の停止に関する財政事情の展望でございます。これは五十八年度において定率繰り入れ等を停止したことがどのようにな後年度の負担増を伴うことになるかを私なりに計数的に明らかにするために試算したものでございます。

一ページは、五十八年度定率繰り入れ等を行った場合の国債整理基金の資金繰り状況についての仮定試算でございます。二ページは、それを停止した場合の仮定試算でございます。

それを比較いたしますと、六十二年までの要繰入額は、前者の場合十一兆四千三百億、後者の場合は十一兆七千七百億となりまして、余剰金残高の運用益分だけ余分に繰り入れる必要が生ずるということの意味しております。

これを年度別に見ますと、五十九、六十年年度の要繰入額は全く同じでございますが、六十一年度は定率繰り入れ等を停止した場合に二千八百億、六十二年度は一兆四千六百億負担が増大する結果になることを数値が示しております。これは五十八年度の定率繰り入れ等の停止によって一時しのぎはできますけれども、それは後年

度、特に六十二年に負担を先送りする結果になるということに端的に示していると思うわけでございまして、本質的には定率繰り入れの停止は財政再建に何ら寄与しないということが裏づけられている、この私は数値で分析をいたしました。大臣の御認識はいかがでございますか。

○国務大臣(竹下登喜) この定率繰り入れの問題でございますが、確かにこの問題につきましましては、特例公債を含む大量の公債発行をせざるを得ない状態に今日あって、このような財政状態のもとで、仮に定率繰り入れを実施するとすれば、結局その分だけ特例公債を増発せざるを得ないということになる。それで定率繰り入れを停止すれば、その分将来予算繰り入れが必要となつて後年度の財政負担が増大するのは御指摘のとおりであります。逆に、仮に定率繰り入れを実施するとしてもそれを特例公債の増発によつてやるということになれば、利払い及び償還のための後年度財政負担が同じようにまた増大をしていく。したがつて、この定率繰り入れそのものが、どちらにしても、それはそれなりの先送りという批判は受けなければいけない問題ではないかというふうに私は思っております。

それといま一つは、この数値は私は正確であるという認識の上に立つて比較をいたすわけでございしますが、さらに公債発行という、いわゆるその分だけ仮にも赤字公債を増発した場合に、それが金融市場に与える影響、そうしたものを考えた場合、いずれをとるかというのが、そのところの大きな判断のポイントになるべきことじゃないかろうかという考え方があります。

○柄谷道一君 私は大臣の御答弁を聞いておりますと、一言で言えば、五十八年度に定率繰り入れ等を行つたならば、赤字国債の発行をそれだけふやさなければならぬという一言に尽きるのですね。大臣も再三御答弁されておりますように、財源調達の問題は、一つは歳出カットですね。第二は何らかの形における国民の負担増です。第三は赤字国債。もしくは緊急避難措置で逃げることを。こ

の四つしか道がないんですよ、だれが考えても。

そこで、私は、いま大臣が五十八年度の定率繰り入れ等を実施するには赤字国債を増発しなければならぬという見解を示されるのが、臨調の第二部会が指摘しておられますように、歳出構造の徹底的の見直しによる制度改革ないしは不公平税制の是正と税執行面における体制の整備、これは非常にむずかしい問題であるということ、これは手直し程度にとどめて、四つある方法のうち不足額は緊急避難措置で赤字国債か、そのいずれかを選択するという姿勢というものを端的に示されていれども、いかがでしょう。

○国務大臣(竹下登喜) いろいろ徹底的な削減を行つて、そしてそれは肩書きからして言うべきこととでもございせんが、補正後予算に対して公債の一兆円の減額を行つて、なお公債を発行せざるを得ない状況にあらたという場合は、最終的なつじつまの問題だけを考えた場合には、いまの二つの問題の議論というものが残ると思うんです。しかし、それは結果として最終的に判断したものであつて、基本的にはそれ以前の問題として、いま一層の歳出削減あるいは増収措置とかいふことを図るといふ努力がぎりぎり行われて、なお後の課題として選択肢として要望があり得た場合に、い

わば繰り入れ停止措置をとつたということであつて、初めから繰り入れ停止措置という一つの緊急避難というお言葉をお使いになりましたが、この法律をその都度改正、その都度出して御審議をいただくわけにはならない措置をとるか、赤字国債の増発に待つたかというの、そのときの私はぎりぎりの選択肢であつたのではないかと、いふうな理解の仕方をいたしておりました。だから、初めからこれを前提に置いてイージーに取り組んだ性格のものではないということでもあります。

○柄谷道一君 大臣の御認識はそんなんですけれども、しかし臨調答申が指摘しておるのは、歳出カットについても確かにマイナスシリーディングはや

つておられるけれども、制度の根幹に切り込むという改革はいまだ不十分ですよ、まだまだ余地はありますよ、それから税制の改正なり税執行面の改善というものももっとやらないと。それもやらすつてこういう緊急避難措置に逃げるという

ことは問題がありますよという指摘なんですね。そこで、緊急避難措置と赤字国債の増発がいずれがベターかと、こういう議論が議論が展開してきますと、大蔵省の財政再建議論が隠れてしまふ。こういう懸念を持つがゆゑにこの質問をいたしておるわけです。私は決してイージーだとは申しませんが、大蔵省は大蔵省なりの努力はされたとは思いますが、しかしなお土光臨調は、その大蔵省の努力はいまだ不十分である、こういう認識ですから、この認識を大臣、ま

ずおつかみになることが前提ではないでしょうか。

○国務大臣(竹下登喜) 臨調の最終答申、そして土光臨調の精神とでも申しましょうか、もろもろの指摘がまだなされております。このようなものを対象にして歳出の削減に取り組むべきである。しかもそれを安易な負担増によつて求めることなく、増税なき財政再建、こういう哲理のもとに事を運べと、そう仰せられておるわけでありまして、このことについては私もこれは大きな哲学としていたしたいなきやならぬ問題であつて、私は、いまおっしゃいましたこの点、どちらかという選択肢を初めて求めた措置ではなく、結果として最終的に二つの選択肢というものがあつて、そしてそれをもいふことをやつたなどということは毛頭思っておりませんし、一応土光臨調の精神に照らして褒められるものであるなどというおこがましい考えは私も持つておりません。もっともと拳拳服膺して身を引き締めてこれに

対応しなげやならぬ問題だと思つております。

○柄谷道一君 五十八年度の政府予算案が決まつたのは十二月ですね。臨調の最終答申が出たのは三月ですね。そこで三月の臨調の最終答申でそういう指摘が行われたということは、なお臨調と

しては大蔵省の努力足りずということですから、余り神の御託宣程度に聞かれず、もっと真剣に行革に取り組まれる大臣の姿勢を期待いたしておきたいと思ひます。

そこで行管にちよつとお伺ひしますが、私は昨年十二月二十五日の当委員会、これは臨調事務局に對しまして、定率繰り入れ等の停止などの緊急避難措置についての臨調の認識と検討の現状をたしました。そのときに、御答弁は、一月上旬をめどに集中して審議をするので現段階ではその方向を示すことができないと、こういう答弁にとどまつたわけでございます。

しかし、その後一月八日に示されました臨調第二部会報告では緊急避難的措置の回避が明示されております。また三月十四日の最終答申でも財政再建の目標を示すと同時に、「一時的なやり繰りは、真の問題の解決を先に延ばすだけであり」、こういう指摘が行われたわけでございます。

そこで、行管はここで大臣がおつたということ、遺憾をしてもよろうと困るんだが、率直に、今回の措置は、いわゆる定率繰り入れ等の停止という緊急避難措置は、臨調答申の意思とびつたり一致するものではないかというところだけ言えると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(古橋源六郎君) いま委員御指摘の臨調答申の趣旨、こういうものは、先ほどから大臣が言われましたように、いまの財政窮乏の中において財政再建をどうしても進めていくというためには、歳出構造の根幹を一回洗い直して、みよ、そして行政の守備範囲であるとか、そういうものの根幹を洗い直せ、そのためにはこそきつた手段をとつてはいけなかつた、こういう趣旨だと思ひるのでございまして。

その点につきまして先ほど大臣が言われましたように、五十八年度予算編成におきましては、財政当局におかれましては、三十年以降初めて一般歳出をマイナスにするというふうな非常な厳しき歳出の節減努力をやられた、こういうふうな私どもは考えております。

また、財政マンとしては当然歳出カッドをやる

ということは当然の生きがいであるし、当然そう
やっておられるというふうに私は考えており
ます。そういうような厳しいことをやられた中
において、いまのような定率繰り入れの停止とい
うことを選択されたわけではございませんから、その場
合においては定率繰り入れの停止に伴ういろいろな
問題、あるいは定率繰り入れを行なった場合にお
きますそれに伴う公債発行に伴う利子負担、ある
いはそれに伴う国民経済に及ぼす利子の高騰であ
るとか、そういうようなものを考えなければいけ
ないわけではございません。そういう点を財政当局
が総合的に考えになってやられたということであ
ります。このことについては臨調答申の趣旨
に特に反するというにはならないのではない
かと、こういうふうに私も私としては考えてお
る次第でございます。

○柄谷道一君 多くの質問を準備しておりました
が、時間が参りましたので、もう一点だけ簡単に
御質問します。

大臣に確認したいんですが、来年度以降は臨調
答申を文字どおり尊重して定率繰り入れ等を含む
緊急避難措置を回避するということがお約束いた
されるかどうか、この点だけを質問いたしまして
終わります。

○國務大臣(竹下登君) 私ども、この臨調の最終
答申、これは最大限尊重すべきものであって、こ
れを絶えず念頭に置いて予算編成に当たってい
かなければならぬ問題であるというまづ基本論を
申し上げておきます。

そうして、この定率繰り入れという問題につ
いては、種々の議論がございますものの、国債の減
債制度という根源にさかのぼってみれば、これは
今日も一年のこのたびの措置としてお願いして
おるわけではございますので、安易にそれに手を染め
るという考え方を持たず、臨調すべきものではないと
いうふうに考えております。

○委員長(戸塚進也君) 本案に対する質疑は本日

はこの程度にとどめます。

○委員長(戸塚進也君) 電源開発促進税法の一部
を改正する法律案、国民年金特別会計への国庫負
担金の繰り入れの平準化を図るための一般会計から
繰り入れの特例に関する法律案、以上両案を便
宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次両案の趣旨説明を聴取いた
します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりまし
た、電源開発促進税法の一部を改正する法律案及
び国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平
準化を図るための一般会計から繰り入れの特例
に関する法律案につきまして、提案の理由及びそ
の内容を御説明申し上げます。

まず、電源開発促進税法の一部を改正する法律
案につきまして御説明申し上げます。

政府は、電源立地対策及び電源多様化対策に要
する費用に充てる財源を確保するため、今次の税
制改正の一環として、電源開発促進税法の税率を引
き上げることとし、本法律案を提出した次第であ
ります。

この法律案は、電源開発促進税法の税率につきま
して、千キロワット時につき現行の三百円を四百
四十五円に引き上げることといたしております。

次に、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入
れの平準化を図るための一般会計から繰り入れ
の特例に関する法律案につきまして御説明申し上
げます。

国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れに
つきましては、その額が多額に上っております
が、老齢福祉年金及び拠出制国民年金の受給者数
の推移等から、昭和六十四年度までは減少し、そ
の後には増加することが見込まれております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、拠
出制国民年金及び福祉年金を合わせた全体として
の国民年金特別会計への一般会計から繰り入れ
の繰り入れの平準化を図るため、昭和五十八

年度から昭和七十二年までの間における当該繰
り入れの特例に関する措置その他これに伴う必要
な措置について定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明
申し上げます。

まず、昭和五十八年度から昭和七十二年まで
の各年度における拠出制国民年金及び福祉年金に
係る国庫負担につきましては、昭和五十八年度か
ら昭和六十三年度までの各年度にあっては、当該
各年度に係る国庫負担金の額から所定の金額を控
除した金額を、昭和六十四年度から昭和七十二年
度までの各年度にあっては、当該各年度に係る国
庫負担金の額に所定の金額を加算した金額を、一
般会計から国民年金特別会計に繰り入れることと
いたしております。

次に、昭和五十八年度から昭和六十三年度まで
の間における国民年金法による年金たる給付の額
を改定する措置が講ぜられた場合には、当該措置
に応じ、昭和五十八年度から昭和七十二年までの
の国庫負担金の繰り入れの特例に係る所定の控除
額及び加算額を、政令で改定することといたして
おります。

さらに、国庫負担金の繰り入れの特例に関する
措置がとられたことにより国民年金特別会計にお
いて減少する運用収入に相当する金額を、昭和七
十二年以降において、平準化の趣旨にのっとり、予
算の定めるところにより、一般会計から同
特別会計に繰り入れることといたしております。

なお、本法律案は、その施行日を昭和五十八年
四月一日と提案しておりますが、その期間を経
過しましたので、衆議院におきまして、公布の日
に修正されておりますので御報告いたします。

以上が、電源開発促進税法の一部を改正する法
律案及び国民年金特別会計への国庫負担金の繰入
れの平準化を図るための一般会計から繰り入れ
の特例に関する法律案の提案理由及びその内容で
あります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○委員長(戸塚進也君) 以上で両案の趣旨説明の
聴取は終わりました。

なお、両案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十五分散会

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関
する請願(第二四四九号)

一、自動車関係諸税の減免に関する請願(第二
五七四号)(第二五七五号)(第二五七六号)(第
二五七七号)(第二五七八号)(第二五七九号)

(第二五八〇号)(第二五八一号)(第二五八二
号)(第二五八三号)(第二五八四号)(第二五八
五号)(第二五八六号)(第二五八七号)(第二五
八八号)(第二五八九号)(第二五九〇号)(第二
五九一号)(第二五九二号)(第二五九三号)(第
二五九四号)(第二五九五号)(第二五九六号)

(第二五九七号)(第二五九八号)(第二五九九
号)(第二六〇〇号)(第二六〇一号)(第二六〇
二号)(第二六〇三号)(第二六〇四号)(第二六
〇五号)(第二六〇六号)(第二六〇七号)(第二
六〇八号)(第二六〇九号)(第二六一〇号)(第
二六一一号)(第二六一二号)(第二六一三号)

(第二六一四号)(第二六一五号)(第二六一六
号)(第二六一七号)(第二六一八号)(第二六一
九号)(第二六二〇号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関
する請願(第二六五九号)

第二四四九号 昭和五十八年四月十九日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請
願者 山形県東根市長 斎藤一、一四九 浅

請願者 野目正吾

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第二五七四号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 長野県伊那市中央区東台五、二二
六〇一〇 小松達男 外九名

紹介議員 阿貝根 登君

ハイヤー・タクシー、観光バス、自動車教習所は、公共輸送機関あるいは運転者育成という社会的・公共的に重要な役割を担っているにもかかわらず、行政による責任ある助成政策が講ぜられていないことから、脆弱な経営基盤のうえに過当競争を激化させ、恒常的な経営の不安定さ、労働者の賃金・労働条件の劣悪さをもち、職場の不安を引き起こしている。こうした状況は、国民の足を守り、交通事故・公害をなくし安全輸送を確立するという点からも看過できない。ついでには、安全輸送の確保、労働者の賃金・労働条件改善のため、次の事項について緊急に改善策をとりたい。

- 一、公共輸送機関であるハイヤー・タクシーに対する物品税・自動車重量税は免除すること。また、事業所税も完全な免除措置をとること。
- 二、自動車税・自動車取得税は、現行の営業用・自家用区分を更に進めて、営業用の負担を軽減すること。
- 三、ハイヤー・タクシーに使用する石油ガス税は免除すること。また、軽油引取税については減免若しくは還付措置を講ずること。
- 四、法人ハイヤー・タクシーの自賠責保険料を個人タクシー並みに軽減すること。
- 五、交通運輸産業を困難に陥れる自動車関係諸税の増税や大型間接税の導入は絶対に行わないこと。

第二五七五号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 長野県伊那市伊那六、〇二八ノ三
三 清水久巳 外九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五七六号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 長野県伊那市伊那部六、五六八
田中平一 外九名

紹介議員 赤桐 操君

第二五七七号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪市東淀川区大桐五ノ一九ノ四
四 岡田栄 外八名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

第二五七八号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪市東淀川区上新庄三ノ一八ノ二七 大原重義 外九名

紹介議員 穂山 篤君

第二五七九号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪市都島区毛馬町五ノ九ノ一四
ノ三〇二 河合朝晴 外九名

紹介議員 上野 雄文君

第二五八〇号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府池田市石橋一ノ九ノ四 白川強 外九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五八一号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市池田一ノ二九ノ三
川口義男 外九名

紹介議員 大木 正吾君

第二五八二号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府生野区勝山南二ノ二ノ九
江利川恒宏 外九名

紹介議員 大森 昭君

第二五八三号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府生野区小路二ノ三ノ一八
西田健一 外九名

紹介議員 加瀬 完君

第二五八四号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府住之江区粉浜一ノ二ノ二四
末岡康介 外一名

紹介議員 粕谷 照美君

第二五八五号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 奈良市中山町二〇ノ一九九 押手光男 外九名

紹介議員 片岡 勝治君

第二五八六号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府堺市東雲東三ノ二ノ一六

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五八七号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府堺市深井沢町二七六ノ一
高城優 外九名

紹介議員 勝又 武一君

第二五八八号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 福井県坂井郡芦原町二面六二ノ八
ノ四 小林祥子 外九名

紹介議員 川村 清一君

第二五八九号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 広島市東区牛田早稲田一ノ二ノ一
〇 石井敏彦 守君

紹介議員 小谷 守君

第二五九〇号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 広島市西区天満町二ノ一〇 田辺進 外三名

紹介議員 小柳 勇君

第二五九一号 昭和五十八年四月二十一日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 広島市西区新庄町二八ノ一ノ四〇
四 高橋秀夫 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九二号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 広島市安佐南区安古市町上安四三

八 山本隆信 外九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九三号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 広島市安佐南区安古市町大町二九

二ノ五六 木原隆之 外九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九四号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中川区花池町三ノ三〇

広島守人 外九名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九五号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中川区上高畑一ノ一二二

藤田優 外九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九六号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中川区野田三ノ三七 江

口豊 外九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九七号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中川区本町四ノ一ノ二

三 久米徹夫 外九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九八号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中川区上高畑二ノ一八〇

千種裕子 外九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二五九九号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中川区九番町一ノ一ノ一

加藤和枝 外九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇〇号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中区金山一ノ一ノ二 井

藤栄治 外九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇一号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中区瑞穂区岳見町四ノ二四

近藤二郎 外九名

紹介議員 寺田 徳雄君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇二号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 名古屋市中川区八熊通四ノ五二二

山城隆秀 外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇三号 昭和五十八年四月二十二日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市東大味町三七ノ五 小林明

美 外四名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇四号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市江端町三七ノ一八ノ二 伊

藤植郎 外九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇五号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市明里町八ノ三 吉田博 外

九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇六号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市三郎丸町二ノ二二ノ七

川西久夫 外九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇七号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井県坂井郡春江町金戸二ノ二九

田辺幸雄 外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇八号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市布施田町一ノ一六 八木

裕 外九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六〇九号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市江端町三七ノ一八ノ二 林

良一 外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六一〇号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井県吉田郡松岡町芝原二ノ四

藤田忠雄 外九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六一一号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市新田塚町八二〇 小田文子

外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六一二号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市城東四ノ一、五一〇 二林

慶治郎 外九名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二六一三号 昭和五十八年四月二十一日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 福井市日光町一、〇三〇 大島滝

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二八六〇号 昭和五十八年四月二十六日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願(二通)
請願者 埼玉県大宮市天沼町二ノ二六ノ一
高瀬信行 外二百九名

紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二八六一号 昭和五十八年四月二十六日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 東京都足立区東和五ノ一五ノ一〇
ノ四〇五 芹沢昌平 外九十七名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九一二号 昭和五十八年四月二十六日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 長野県須坂市屋部町二、〇二二
竹前徹

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第二九一三号 昭和五十八年四月二十六日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町阿波二ノ一〇
ノ二五 山田二郎

紹介議員 堀内 俊夫君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第二九二三号 昭和五十八年四月二十六日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 長野県佐久市横根四八一 岩崎義
信 外百九十名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九七一号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木四ノ四一ノ七
木川利一 外百九十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九八一号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 大阪府岸和田市尾生町八五〇ノ一
下田光久 外八十九名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九八二号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 東京都品川区平塚三ノ六ノ四 森
美紀 外七十九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九八三号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 山梨県甲府市酒折町一、〇五七ノ
二 桑原政利 外百五十三名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九八四号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 東京都世田谷区弦巻五ノ一二ノ一
二 大崎国弘 外五十七名

紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九八五号 昭和五十八年四月二十七日受理

自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 埼玉県与野市上落合六ノ一、〇七
九 江辺光男 外三百九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九八六号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願(二通)
請願者 埼玉県坂戸市西坂戸三ノ二五ノ二
五 横田作太郎 外二百一名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第二九八七号 昭和五十八年四月二十七日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願(四通)
請願者 長崎県大谷町七ノ一九 永山秀樹
外百六十八名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三〇九四号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 岩手県花巻市湯口志戸平二六岩手
労働病院内 赤星光敏

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第三〇九五号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志藤小三郎

紹介議員 沖 外夫君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第三〇九六号 昭和五十八年四月二十七日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 山梨県東八代郡石和町山崎二四一

請願者 神戸市西区王塚台六ノ一〇一 小
笠原秀人

紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第三一七七号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 東京都世田谷区上馬四ノ二一ノ一
一 中村公治 外九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三一七八号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 石川県河北郡高松町高松ナノ一〇
ノ三 坂本一男 外二百十二名

紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三一七九号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 岩手県一関市厳美町若井原一〇九
石川慶治 外二十五名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三二〇九号 昭和五十八年四月二十八日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願
請願者 岡山市築港ひかり町一ノ二三 安
達利明

紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第三二二四号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願
請願者 山梨県東八代郡石和町山崎二四一

紹介議員 ノ八 西室仙一 外百十一名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三二二五号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 広島市中区光南一ノ六ノ一二
堀田征二 外六十九名

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三二二六号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願(一通)

請願者 千葉県松戸市小山八三 高橋久
一郎 外百八十五名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三二四五号 昭和五十八年四月二十八日受理
一兆円減税の実現及び不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府枚方市茄子作一ノ一〇ノ七
浅原セツ子 外二百一名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第三二四六号 昭和五十八年四月二十八日受理
自動車関係諸税の減免に関する請願

請願者 山形県南陽市宮内本町一、〇二三
山口敏夫 外百七十名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二五七四号と同じである。

第三二七五号 昭和五十八年四月二十八日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町リノ三二 宮
下教雄

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律案

国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れについて、その額が当面減少し、その後においては増加して推移することが見込まれることにかんがみ、その繰入れの平準化を図るため、昭和五十八年度から昭和七十二年までの間に於ける同特別会計への一般会計から繰入れる国庫負担金の繰入れの特例に関する措置その他これに伴う必要な措置を定めるものとする。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの特例)

第二条 政府は、昭和五十八年度から昭和七十二年までの各年度に係る国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第八十五条第一項及び第二項の規定による国庫負担については、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度にあつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額から、別表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額を控除して得た額に相当する金額を、昭和六十四年度から昭和七十二年までの各年度に

あつては、当該各年度に係るこれらの規定による国庫負担金の額の合算額に同表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額を加算して得た額に相当する金額を一般会計から国民年金特別会計に繰り入れるものとする。

の改定後の金額(当該各年度のうち当該政令により同表の下欄に定める金額が改定されていない年度がある場合には、当該年度については、同表の上欄に掲げる当該年度に相当する同表の下欄に定める金額)の合計額(以下この項において「昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に相当する改定後の金額の合計額」という。)を一千二百九十億円を以て、政令で、これを改定するものとする。この場合において、昭和六十四年度から昭和七十二年までの各年度に相当する改定後の金額の合計額は、昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に相当する改定後の金額の合計額に等しくなるようにするものとする。

二 福祉年金勘定 各年度繰入れ額から当該各年度に係る前号に定める金額を控除して得た額に相当する金額

3 前二項の政令により別表の下欄に定める金額が改定された場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「別表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額」とあるのは「一次条第一項の政令による当該各年度に相当する別表の下欄に定める金額の改定後の金額」と、「同表の上欄に掲げる当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額」とあるのは「同条第二項の政令による当該各年度に相当する同表の下欄に定める金額の改定後の金額」とする。

第三条 昭和五十八年度から昭和六十三年度までの間に於いて国民年金法による年金たる給付の額を改定する措置が講ぜられた場合には、当該措置が講ぜられた年度以降昭和六十三年度までの別表の上欄に掲げる各年度に相当する同表の下欄に定める金額(当該金額がこの項の規定に基づき政令により改定されている場合には、当該改定後の金額)について

第四条 政府は、第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより国民年金特別会計において生じないこととなつたと見込まれる運用収入に相当する金額を、昭和七十二年以降において、当該措置に係る平準化の趣旨にのっとり、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の政令により昭和五十八年度から昭和六十三年度までの別表の上欄に掲げる各年度に相当する同表の下欄に定める金額が改定された場合には、昭和六十四年度から昭和七十二年までの同表の上欄に掲げる各年度に相当する同表の下欄に定める金額については、当該金額に、当該政令による昭和五十八年度から昭和六十三年度までの各年度に相当する同表の下欄に定める金額

2 前項の規定による一般会計からの繰入金金は、国民年金特別会計国民年金勘定の歳入とする。

第五条 国民年金特別会計の国民年金勘定又は福祉年金勘定

社年金勘定において次の表の上欄に掲げる各年度に一般会計から受け入れた金額に係る国民年金特別会計法(昭和三十三年法律第六十三号)第十六条第一項の規定の適用については、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年 度	読み替えられる字句	読み替える字句
昭和五十七年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金として	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第一号)第一条(同法第三項第三項において読み替えて適用する場合を含む)の規定により
昭和五十八年度から昭和七十一年度までの各年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第一号)第二条(繰入特例法第三項第三項において読み替えて適用する場合を含む)の規定により一般会計から受け入れるべき金額
昭和七十二年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金として	繰入特例法第二条の規定により
昭和七十三年度以降において前条第一項の規定による繰入れがされた年度	法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額	一般会計から受け入れた金額(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第一号)第一条(繰入特例法)という号)の第四項の規定により受け入れた金額を除く

2 前項の規定により国民年金特別会計法第十六条第一項の規定が読み替えられた場合における同法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第十六条第一項第一号」とあるのは、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第一号)」とする。

附 則
公布の日
この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

別表(第一条、第三条関係)

年 度	金 額
昭和五十八年度	三千百八十億円
昭和五十九年度	三千百八十億円
昭和六十年年度	二千四百五十億円
昭和六十一年度	千七百八十億円
昭和六十二年度	千五百十億円
昭和六十三年度	五百五十億円
昭和六十四年度	〇円
昭和六十五年度	五百十億円
昭和六十六年度	九百六十億円
昭和六十七年度	千三百六十億円
昭和六十八年度	千七百十億円
昭和六十九年度	二千十億円
昭和七十年年度	二千二百九十億円
昭和七十一年度	二千五百三十億円
昭和七十二年度	九百二十億円

第九号中正誤
ペシ 段 行 誤
元 一 三 福祉 正
不時

昭和五十八年五月十九日印刷

昭和五十八年五月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C